

## 政策提言

# 国民が選択できる自立型社会保障制度の確立

2007年1月

「社会保障問題」研究プロジェクト

PHP 総合研究所

## 提言の趣旨

社会保障制度は国民の生活に安心を与えることを目的とするものであり、国民にとって最大の関心事である。にもかかわらず、社会保険庁による不祥事など、年金にかかわるさまざまな問題によって不信が蔓延し、さらには少子高齢化の進展によって年金財政や医療財政の持続可能性の低下が危惧されている。

政府は社会保障財政の安定化の名の下に、給付の削減と負担の引き上げを繰り返すという改革を行ってきたが、これがさらに将来に対する失望を生んでいる。世間を騒がしている年金保険料の未納問題はその発露である。

多くの世論調査でも、ほとんどの人が社会保障制度は維持できなくなると回答している。負担が増える一方で、将来の展望は見えない。本来、国民に安心を与えるはずの社会保障制度が、逆に不安を与えているのだ。これがこれまでの改革の「成果」である。

社会保障財政の安定は重要ではある。だが、社会保障制度の最大の基盤は国民からの信頼ではなかろうか。信頼がなければ、財政的安定どころか制度の維持も望めない。残念ながら、現在のわが国の社会保障制度は、国民の信頼を得てはいない。国民の生活に安心を与えると同時に国民に信頼される社会保障制度をゼロベースから構築することが求められているのである。そのためには、「選択」を基調コンセプトとする以下の3つの発想が必要となる。

第一に、社会保障制度はセーフティ・ネットであると言われるが、人々を取り込んでしまう網（ネット）ではなく、トランポリンのように人々の生活を引き上げる仕組みを内蔵すべきである。社会保障制度をバネにして、国民が自立して自分の生活を「選択」できるシステムが望ましい。「再チャレンジ」を掲げる安倍政権の政策路線にも合致するはずである。

第二に、少子高齢化や人口減少に強い制度の設計である。制度設計のカギは、保険料に頼る硬直的な仕組みをやめることである。国民一人ひとりが給付と負担の水準を自らの意思や健康状態に応じて「選択」できる柔軟な仕組みを考えなければならない。

第三に、社会保障が国民の信頼を得られない要因に、決定的な情報不足と複雑すぎる制度の存在があり、この点にもメスが入られなくてはならない。国民が制度を十分に理解し、自身の老後生活や健康についての見通しができるように、政府は制度を簡素化すると同時に、情報を適切に提供していく必要がある。このことは、国民が選挙を通して社会保障制度を「選択」できる基盤にもなり、社会保障制度の将来ビジョンを描く源泉ともなる。

以上の問題意識のもとで、PHP総合研究所は、「社会保障問題」プロジェクトを立ち上げ、約1年半にわたって議論を積み重ねてきた。そこで得られた結論は以下の4つの提言である。

- 提言 1 年金保険料を廃止し、税でまかなう基礎年金に一本化せよ
- 提言 2 生活保護世帯の働く意欲を刺激する「選択型チャレンジ支援税」を導入せよ
- 提言 3 国民の健康意識を高める「選択型健康保険制度」を導入せよ
- 提言 4 国民の生活や人生設計をサポートする「オレンジ・レター」を発行せよ

内容については、〈提言編〉で簡潔にまとめ、〈本編〉においては提言ならびにそこにいたる論理的・実証的な解説を行なっている。

2009 年には公的年金制度が改正される予定になっているが、それだけに限らず、この提言が日本の社会保障制度全体を再構築するための参考になれば幸いである。

2007 年 1 月

#### PHP「社会保障問題」プロジェクト

座長 齋藤精一郎 千葉商科大学大学院 教授  
黒川和美 法政大学経済学部 教授  
上村敏之 東洋大学経済学部 助教授  
佐藤雅代 北海道大学公共政策大学院 特任助教授  
中嶋邦夫 ニッセイ基礎研究所 副主任研究員  
齊藤由里恵 東洋大学大学院経済学研究科 博士課程  
事務局長 永久寿夫 PHP総合研究所 取締役・第二研究本部長

## - 目次 -

提言の趣旨	..... i
-------	---------

### 【提言編】

.国民が選択できる自立型社会保障制度の確立に向けた4つの提言

提言の論理展開フローチャート	..... 3
提言1 年金保険料を廃止し、税でまかなう基礎年金に一本化せよ	..... 4
提言2 生活保護世帯の働く意欲を刺激する「選択型チャレンジ支援税」を導入せよ	..... 6
提言3 国民の健康意識を高める「選択型健康保険制度」を導入せよ	..... 8
提言4 国民の生活や人生設計をサポートする「オレンジ・レター」を発行せよ	..... 10

.改革のロードマップ	..... 12
------------	----------

### 【本編】

はじめに	..... 15
------	----------

1. 公的年金改革：保険料を廃止し、税方式を導入する	
場当たり的な改革で深刻化する世代間ギャップ	..... 16
国民が抱える5つのリスク	..... 19
年金目的税への転換で1.2倍の基礎年金を	..... 22
世代間の年金負担を平準化し、年金制度を持続可能に	..... 24
2. 生活保護制度改革：「選択型チャレンジ支援税」を導入する	
セーフティ・ネットではなくトランポリンに	..... 28
なぜ生活保護が労働インセンティブをなくすのか	..... 30
「選択型チャレンジ支援税」でやる気を出させる	..... 33
財政的にも実行可能を証明	..... 38
3. 医療制度改革：「選択型健康保険制度」を導入する	
世界に誇れる医療システムでも不安な理由	..... 39
わかりやすい保険制度にする	..... 40

状況に応じて負担のあり方を変える	.....	41
健康情報を提供する	.....	42
保険証を更新し、健康について学ぶ	.....	43
健康マイルで特典を	.....	43
健康意識を高めみな幸せに	.....	44
<b>4. 社会保障情報改革：「オレンジ・レター」を発行する</b>		
知りたいのに知らない、情報不足の実態	.....	45
情報不足が招く3つの問題とは	.....	47
国民の知識不足は国の怠惰が原因	.....	48
スウェーデンのオレンジ・レターを日本流に発展させる	.....	50
メディアミックスで加入者とのコミュニケーションを	.....	53

## 【資料編】

<b>1. 健康保険制度に関するアンケート</b>		
健康保険制度に関する基礎知識について	.....	57
公的医療保険制度改革のアイデアについての考え方	.....	58
どのような健康保険があったらよいか	.....	59
健康診断について	.....	60
情報提供について	.....	61
<b>2. ライフサイクル・モデル</b>		
ライフサイクル・モデルの概要	.....	62
シミュレーションの想定と現状分析	.....	63
利用データおよびデータの加工方法	.....	64
公的年金改革のシミュレーション分析	.....	66
<b>3. 所得分布モデル</b>		
年齢別所得別世帯数の分布関数の推計	.....	67
世帯属性の想定	.....	72
生活保護制度と所得税住民税制の適用	.....	73
生活保護制度と所得税住民税制のシミュレーション分析	.....	75
<b>4. 関連する現行制度の概要</b>		
所得税住民税制の概要	.....	76

生活保護制度の概要	..... 77
参考文献	..... 79
PHP社会保障問題プロジェクト<メンバー略歴>	..... 81



---

---

**【提言編】**

---

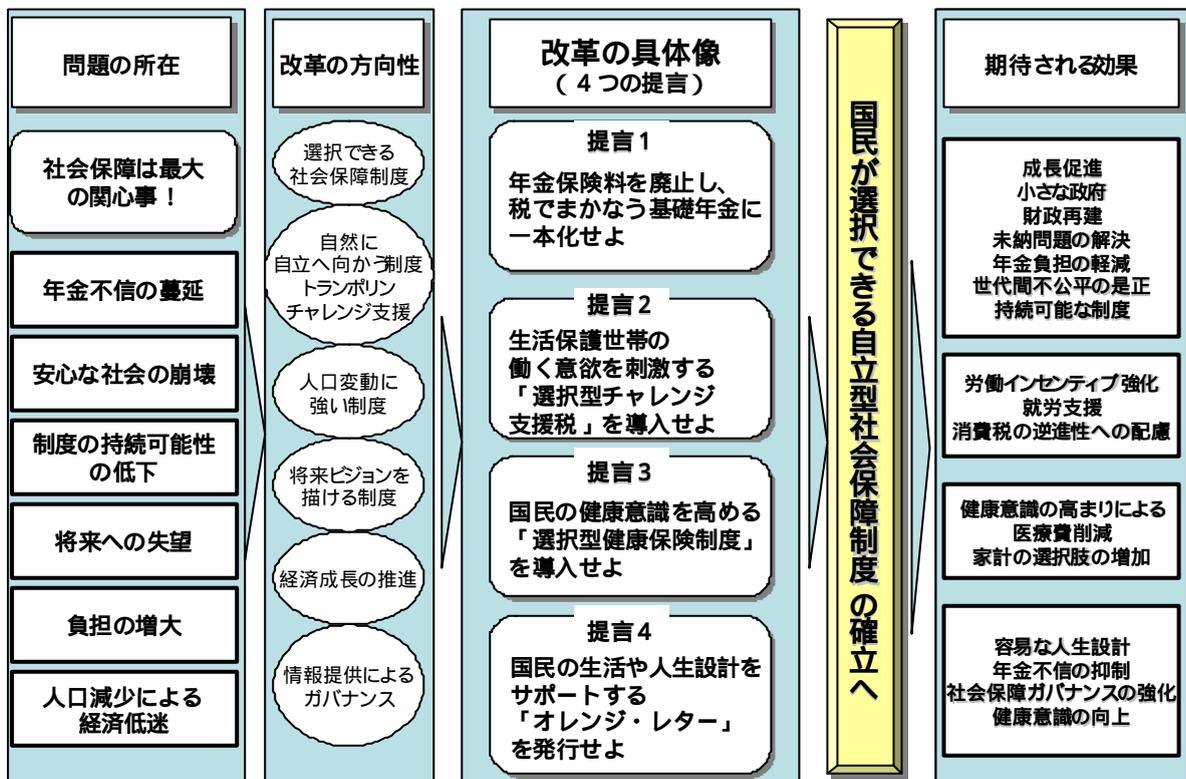
---



# 国民が選択できる自立型社会保障制度の確立に向けた

## 4つの提言

提言の論理展開フローチャート



## 提言 1：年金保険料を廃止し、税でまかなう基礎年金に一本化せよ

### 【問題の所在】

現行の公的年金は5つのリスクを抱えている。

- (1) 年金不信リスク：年金不信や未納問題など、保険料を徴収する仕組みが崩壊しつつある。
- (2) 負担増リスク：家計と企業の保険料負担は、ますます増えるばかりである。
- (3) 人口リスク：政府の予測を超えた少子高齢化の進展により、公的年金制度の持続が難しくなっている。
- (4) 資産運用リスク：巨額の年金積立金の運用を政府に任せることで、運用の失敗のツケを国民が背負う構図になっている。
- (5) 政治リスク：将来世代の負担が少子高齢化で重くなり、退職世代との世代間ギャップが社会不安をもたらす。

以上の5つのリスクを解消し、年金財政が持続可能となる改革案を提示する。

### 【具体策】

2009年に行われる次回の公的年金改正で改革を実施する。

乱立する公的年金制度（厚生年金と各種の共済年金）を一元化する。

年金保険料の個人が負担する部分（家計負担部分）を廃止する。

公的年金の報酬比例部分（2階建て部分）を段階的に廃止する。ただし、過去に保険料として支払った部分は支給を保証する。

老後の安心を確保するため、基礎年金は現在の満額（約6.6万円）の1.2倍（約8万円）を実質的に保証する。

新たな財源として、年金目的消費税2%を導入する。事業主負担部分（企業負担部分）を8%に引き下げる。2015年以降は段階的に年金目的消費税を引き上げ、年金保険料の事業主負担部分を引き下げる（「改革のロードマップ」p.12 参照）

### 【改革の効果】

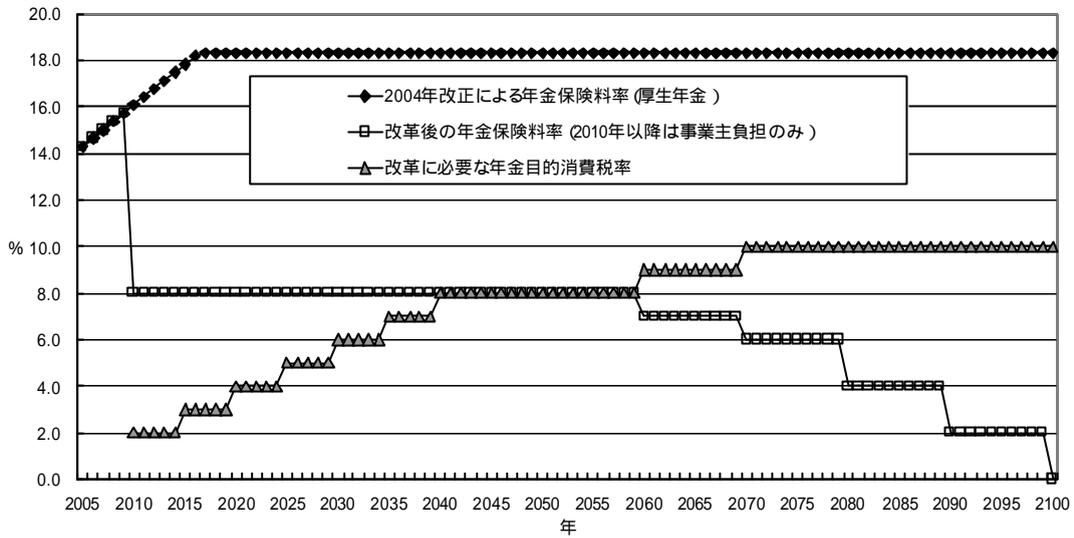
税方式の導入により、年金不信リスクは解消し、持続が可能になる。

家計と企業の負担が軽減され、負担増リスクを回避し、経済成長が促進される（図表 1-1）。報酬比例部分と年金積立金の縮小化により、人口リスクと資産運用リスクが軽減される。将来世代の年金負担を軽減し、世代間の負担の不公平を軽減できる（図表 1-2）。

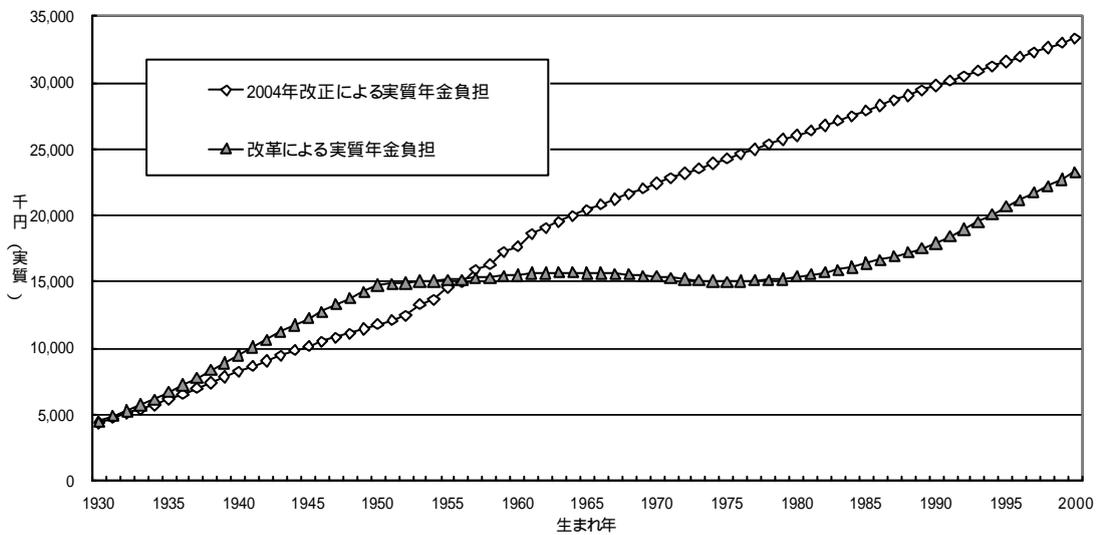
「改革のロードマップ」（p.12）をルール化することで将来不安を解消し、政治リスクを回避できる。

私的年金の選択肢が広がり、公的年金に頼らない自立した生活への道が開ける。

図表 1-1：年金保険料率と年金目的消費税率の推移



図表 1-2：家計の実質年金負担の推移



## 提言 2：生活保護世帯の働く意欲を刺激する「選択型チャレンジ支援税」を導入せよ

### 【問題の所在】

現行の生活保護制度は、労働意欲を阻害する仕組みになっており、働く意欲があっても生活保護の状態から抜け出せない（＝「貧困の罠」）。

現在は、少しでも収入を得ると、その収入分だけ生活保護支給額が減らされる制度のため（「限界税率」 100%）、チャレンジする人の努力が報われない。

生活保護制度が硬直的であり、多様な生き方・働き方を支援することができない。

### 【具体策】

労働意欲を高めるために、インセンティブを与える。

具体的には、生活保護制度の「限界税率」を軽減する。稼いだ収入のうち、限界税率を適用した残りの部分は、自らの可処分所得として増やすことができる。

生活保護世帯は、生活スタイルに合わせて、毎年、自ら制度を選ぶことができる。選択肢は次のとおりである。

- プラン A：現行制度の最低生活費を 100%保証し、限界税率が 70%の新制度  
 プラン B：現行制度の最低生活費を 90%保証し、限界税率が 60%の新制度  
 プラン C：現行制度の最低生活費を 80%保証し、限界税率が 50%の新制度

注：最低生活費とは衣食等の最低生活需要のすべてを満たすための費用

具体例（夫 45 歳 妻 42 歳 子ども 15 歳と 12 歳 給与所得者の場合）

現行の生活保護制度	勤労により 1 万円を追加的に得た場合		
勤労所得（年収）	130.0 万円	→ 1.0 万円増加	131.0 万円
生活保護支給額	+ 125.2 万円	→ 1.0 万円減少	+ 124.2 万円
可処分所得	255.2 万円	→ 変化無し	255.2 万円
注) 生活保護支給額 = 最低生活費 226.6 万円 - (勤労所得 - 勤労控除 28.6 万円)			
「選択型チャレンジ支援税」プラン B			
	勤労により 1 万円を追加的に得た場合		
勤労所得（年収）	130.0 万円	→ 1.0 万円増加	131.0 万円
生活保護支給額	+ 126.0 万円	→ 0.6 万円減少	+ 125.4 万円
可処分所得	256.0 万円	→ 0.4 万円増加	256.4 万円
注) 生活保護支給額 = 最低生活費 226.6 万円 × 90% - 勤労所得 × 60%			

## 【改革の効果】

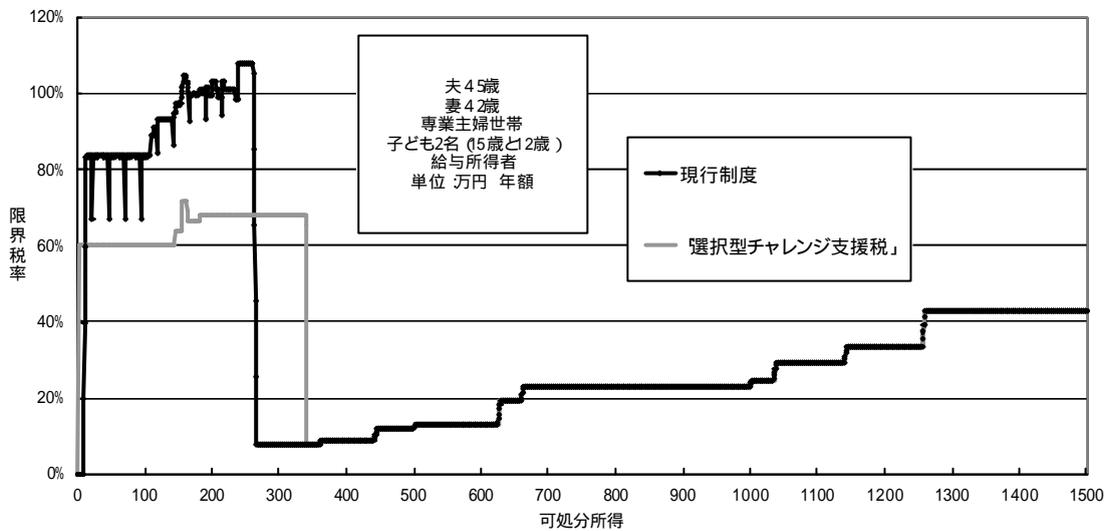
生活保護世帯の労働意欲が刺激され、生活水準が高まる（図表 1-3 図表 1-4）。

生活保護世帯をセーフティ・ネットで囲い込むのではなく、トランポリンのように生活保護世帯の生活を引上げて自立に向けた道を開くことができる。

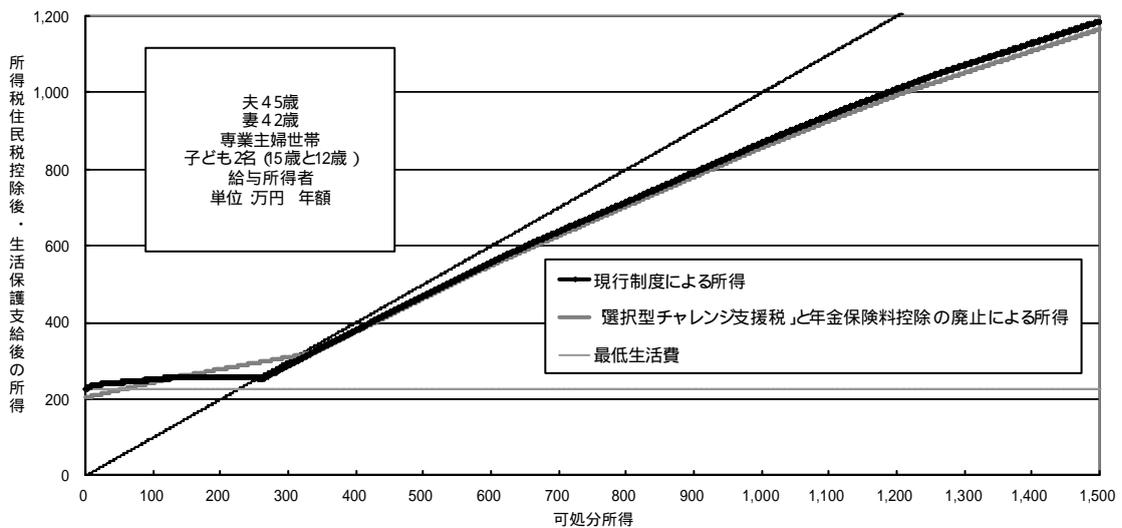
政府の生活保護費を節約できる可能性がある。

年金目的消費税がもつ逆進性（低所得者ほど税負担が重くなる）を緩和できる。

図表 1-3：現行制度と「選択型チャレンジ支援税（プラン B）」の限界税率（家族世帯）



図表 1-4：課税前・生活保護支給前所得と可処分所得（プラン B 家族世帯）



## 提言 3：国民の健康意識を高める「選択型健康保険制度」を導入せよ

### 【問題の所在】

健康の状態は不確実なものであり、見通しを含めて認識することが難しい(健康リスク)。そのため、過度に楽観的になったり、漠然とした不安から悲観的になったりする。

PHP総合研究所「健康保険制度に関するアンケート」調査結果(2006年9月)

- ・医療制度に対する関心は高い。しかし、現行制度は非常に複雑であり、わかりづらい。
- ・税や健康保険料の負担が増えても、保険内容の充実を求める傾向がある。しかし、現時点での負担感は大きい。

### 【具体策】

状況に応じて負担のあり方を変える。「喫煙者の保険料を引き上げる」「乳幼児の医療費における自己負担割合を引き下げる」については、実現に向け具体策を急いで検討する。健康診断の結果から予想される今後の健康状態について情報を提供する。

健康保険証を3年程度で更新する。顔写真の添付・更新を義務付けることにより身分証明書としての機能を持たせる。原則として更新は有料とするが、健康に関する「更新前プログラム」を受講することにより免除されるものとする。

一定期間、保険を使わなかった場合、健康マイルを獲得できる。健康マイルとは航空会社のマイレージのようなポイントであり、獲得したマイルに応じて健康ボーナス(一時金)の給付や保険料の値引といった特典を得たり、人間ドックやスポーツジムなどの健康サービスや健康食品や健康グッズなどと引き換え可能な健康関連バウチャーがもらえる。

### 【改革の効果】

将来の健康状態が示されることにより、予防の必要性が認識され、健康意識の向上がはかれる。生活習慣病などの予防・発症抑制が期待される。

健康保険証が身分証明書として活用できるとともに、更新時に健康教育の機会提供ができる。医療機関を受診しない人々に対する啓発の機会ができる。

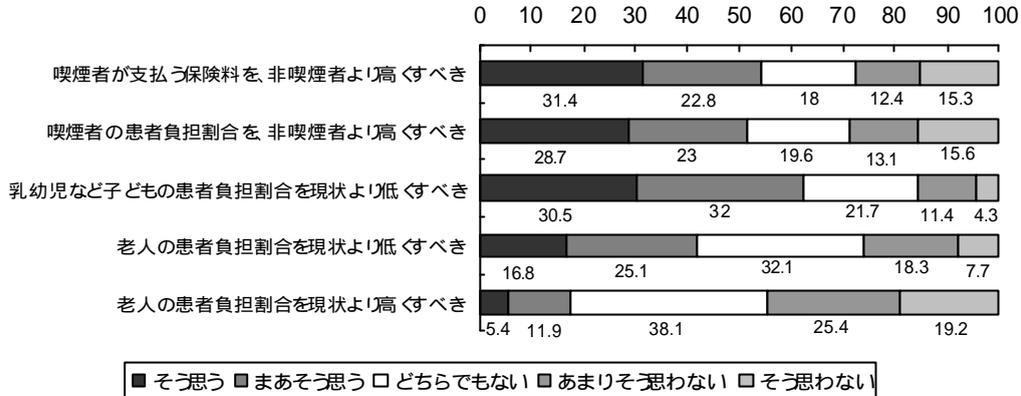
健康保険を必要以上に使わないインセンティブを高めることで、医療費が節約される可能性がある。

### アンケート調査結果

公的医療保険制度改革に関するいくつかのアイデアを提示し、その賛否について質問したところ、「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合は、「喫煙者が支払う保険料を、非喫煙者より高くすべき」(54.2%)、「乳幼児など子どもの患者負担割合を現状より低くすべき」(62.5%)の2つの設問で高く、状

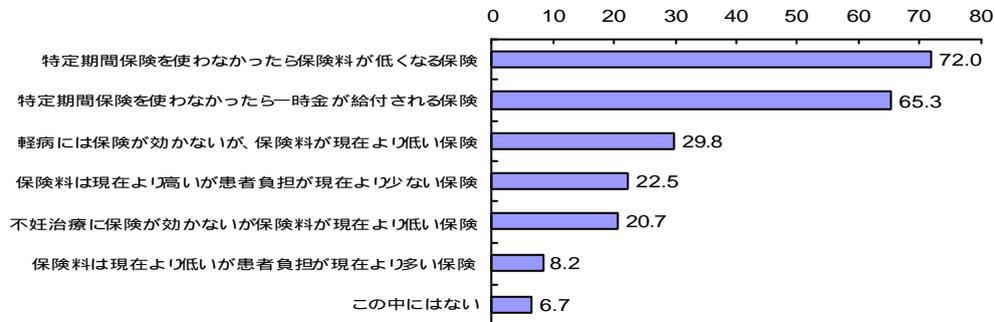
況に応じた負担のあり方に理解が得られることが明らかになった（図表 1-5）。

図表 1-5：公的医療保険制度のアイデアについての考え方（%）



どのような健康保険があったらよいかを質問したところ（複数回答可）、「特定期間保険を使わなかったら保険料が低くなる保険」（72.0%）、「特定期間保険を使わなかったら一時金が給付される保険」（65.3%）の2項目の選択率が圧倒的に高く、あらかじめ予想できる結果ではあったが、健康であれば保険料が低くなったり一時金が給付される仕組みを求める、ということを確認できた（図表 1-6）。

図表 1-6：どのような健康保険があったらよいか（複数回答可）



### 健康保険証更新制度の導入

健康であることに対するインセンティブを高めると同時に、「更新前プログラム」により健康維持や制度に関する最新情報を得る機会を提供する。

医療機関受診	更新前プログラム	負担
有	×	保険証更新料を負担
有		現行と変わらない
無	×	健康マイル獲得、保険証更新料を負担
無		健康マイル獲得

## 提言 4：国民の生活や人生設計をサポートする「オレンジ・レター」を発行せよ

### 【問題の所在】

情報提供や教育の不足のため、社会保障制度のサービスが国民に伝わっていない。  
社会保障に関する情報不足のため、国民の人生設計がゆがめられている。  
老後準備や健康維持の必要性の認識遅れのため、準備不足のリスクが高まっている。  
情報提供不足のために誤解や不満が生じ、社会保障制度への信頼が低下している。

### 【具体策】

国民一人ひとりの要望に応じて、年金、医療・健康に関する情報を包括的に掲載した「オレンジ・レター」を毎年提供する（p.11 ならびに p.52 参照）。

- ・年金については、制度の特徴、給付見込額、拠出見込額などを掲載する。
- ・医療・健康については、過去1年間の負担や受療状況、健康診断に基づく日常生活のポイントなどを掲載する。

「オレンジ・レター」を周知したり、さらに詳細な情報を提供するために、広告や広報、インターネットなどもあわせて活用していく。

個人情報保護の観点から希望者のみに送付し、送付の際にも情報保護に十分注意する。

### 【改革の効果】

人生設計（就労期間や貯蓄、私的保障の計画）が立てやすくなる。

老後準備の必要性や健康維持の必要性の意識が高まる。

制度への貢献や制度からの恩恵が個人ごとに実感できる。

情報の充実により、社会保障制度に対する誤解を解消でき、制度への納得度が向上する。

基本的な情報を通知やインターネットで提供することにより、窓口や電話を通じたサービスが効率化する。

# オレンジ・レターのひな形

## 2010年版 オレンジ・レター

### I. 公的年金のお知らせ

**1. 加入記録のお知らせ**

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

加入記録の項目	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間
国民年金の加入	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
国民年金の脱退	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

**2. 納付済記録のお知らせ**

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

加入記録の項目	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間
国民年金の加入	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
国民年金の脱退	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

**3. 年金受給記録のお知らせ**

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

加入記録の項目	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間
国民年金の加入	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
国民年金の脱退	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

## 2010年版 オレンジ・レター

### 1. 公的年金の特長

**1. とんねんぽんを納めても一生受け取れます**

とんねんぽんは、定年退職後の生活に、安定した収入を確保するために、毎月お給料から一定の割合で積み立てていくことが義務づけられています。納めた金額は、定年退職後に一定の割合で受け取ることができます。

**2. 納付の金額が少なくなっても一生受け取れます**

納付した金額が少なくなっても、一定の割合で受け取ることができます。納付した金額が多ければ多いほど、受け取ることができる金額も多くなります。

**3. 公的年金の特長**

公的年金は、定年退職後の生活に、安定した収入を確保するために、毎月お給料から一定の割合で積み立てていくことが義務づけられています。納めた金額は、定年退職後に一定の割合で受け取ることができます。

## 2010年版 オレンジ・レター

### II. 医療・健康のお知らせ

**1. 加入記録のお知らせ**

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

加入記録の項目	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間
国民年金の加入	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
国民年金の脱退	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

**2. 納付済記録のお知らせ**

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

加入記録の項目	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間
国民年金の加入	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
国民年金の脱退	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

**3. 健康記録のお知らせ**

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

加入記録の項目	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間	加入記録の期間
国民年金の加入	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
国民年金の脱退	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

○このレターはご加入の記録が確定したことをお知らせいたします。

## 2010年版 オレンジ・レター

### 1. 健康記録の特長

**1. 納付済記録がチェックされます**

納付済記録がチェックされます。納付済記録がチェックされると、納付済記録が確定したことをお知らせいたします。

**2. 必要な記録がチェックされます**

必要な記録がチェックされます。必要な記録がチェックされると、必要な記録が確定したことをお知らせいたします。

**3. 必要な記録が、記録が医療機関の記録によって異なります**

必要な記録が、記録が医療機関の記録によって異なります。必要な記録が、記録が医療機関の記録によって異なります。

11

## .改革のロードマップ

年度	内容
2008	<b>提言 3</b> ・「選択型健康保険制度」の導入
2009	<b>提言 1 提言 4</b> ・公的年金制度の改正 ・「社会保障情報」の整備
2010	<b>提言 1</b> ・年金保険料の家計負担部分の廃止 ・年金保険料の事業主負担部分（企業負担部分）を 8 % に引き下げ ・報酬比例部分の段階的な廃止（ただし過去拠出部分は保証）スタート ・基礎年金部分は満額を実質的に保証（毎年 0.4 % ずつの増額を開始） ・年金目的消費税（税率 2 %）を導入 <b>提言 2</b> ・生活保護制度に「選択型チャレンジ支援税」を導入し、下記のプランを選択 A：現行制度の最低生活費を 100 % 保証し、限界税率が 70 % の新制度 B：現行制度の最低生活費を 90 % 保証し、限界税率が 60 % の新制度 C：現行制度の最低生活費を 80 % 保証し、限界税率が 50 % の新制度 <b>提言 4</b> ・「オレンジ・レター」によって年金情報と健康情報の通知開始
2015	<b>提言 1</b> ・年金目的消費税の税率を 3 % にまで引き上げ
2020	・年金目的消費税の税率を 4 % にまで引き上げ
2025	・年金目的消費税の税率を 5 % にまで引き上げ
2030	・年金目的消費税の税率を 6 % にまで引き上げ
2035	・年金目的消費税の税率を 7 % にまで引き上げ
2040	・年金目的消費税の税率を 8 % にまで引き上げ
2060	・年金目的消費税の税率を 9 % にまで引き上げ ・年金保険料の事業主負担部分（企業負担部分）を 7 % に引き下げ
2070	・年金目的消費税の税率を 10 % にまで引き上げ ・年金保険料の事業主負担部分（企業負担部分）を 6 % に引き下げ
2080	・年金保険料の事業主負担部分（企業負担部分）を 4 % に引き下げ
2090	・年金保険料の事業主負担部分（企業負担部分）を 2 % に引き下げ
2100	・年金保険料の事業主負担部分（企業負担部分）を廃止

---

---

**【本編】**

---

---



## はじめに

日本の社会保障は、なぜここまで信頼を失ったのか。

戦後、日本は急速に欧米の先進国にキャッチアップし、経済の規模が大きくなると同時に、政府の規模も同様に大きくなった。「大きな政府」への移行を決定づけたのが、福祉国家への指向である。1961年に国民皆年金、国民皆保険が達成され、特に高齢者向けの社会保障は充実し、国民全ての老後に安心な生活が保障されたかに見えた。

しかしながら、近年の社会保障にまつわる問題は、日本の政府によって保障されたはずの安心が、「絵に描いた餅」であるかもしれないという疑念を国民が持ち始めていることを象徴していると言えよう。

国会議員すら支払っていない年金保険料、国民が支払った保険料からの出資や補助金による特殊法人のずさんな経営、懲りるところか反省もせず、一度ならず幾度も社会問題を引き起こし組織としての体をなしていないことが判明した社会保険庁、増え続ける保険料負担に対して減り続ける給付など、社会保障の信頼を揺るがす問題が噴出している。

この結果が国民年金の保険料未納率4割という数字である。この数字は、国民皆年金、国民皆保険という約40年前に達成された理念がすでに崩壊し、日本の社会保障制度への信頼が失墜したことを示すには十分すぎる。未納がここまで達していることは、もはや国民全体をカバーする社会保障制度の機能は完全に麻痺しているといってもよい。

未納者のなかには高所得者も多い。彼らは確信的な未納者であり、彼らを責めることはたやすい。しかし、なぜ確信的に保険料を払わないのか、そのことを政府は考え直さねばならない。原因は、政府の社会保障に対する不信でしかない。もはや、国民は政府の社会保障を信頼していない。社会保障に頼らず、自分で生きてゆくことを選び出している結果が、未納という現象かもしれないのだ。

未納問題は氷山の一角であり、背後には社会保障制度に対する信頼性の低下という根深い問題が横たわっている。少子高齢化が進展し、人口減少社会に突入した。高齢者向けの社会保障制度とは、現役世代から老人世代への所得移転である。老人世代を支える現役世代の人口減少は、社会保障制度に大打撃を与えることは必至である。

巷には「日本の年金は既に破綻している」といった論調が囁かれている。現実的には破綻していなくても、相当に厳しい財政運営を強いられている。国民は「もはや政府はアテにならない」ことを敏感に感じ取っている。未納問題は政府への警鐘なのである。

それでは、地に墜ちた社会保障への信頼を、いかにして復活させることができるだろうか。ここで考えるべきことは、政府の社会保障制度が、あまりにも硬直的であり、あまりにも情報が不足しており、あまりにも複雑すぎることである。国民が多様なライフスタイルを選択しているときに、社会保障制度は国民にどれだけの選択肢を提示してきただろうか。国民が情報を欲しているときに、社会保障制度はどれだけ国民に情報を提供してきた

だろうか。国民にとってわかりやすい制度が望ましいのは自明なのに、社会保障制度は簡素化の努力をしてきただろうか。全て否である。

人口減少社会に突入したいま、新しい社会保障制度を確立する必要がある。これは、国民の手から離れてしまった社会保障を、国民が取り返す作業でもある。そのためには、国民が選択し、自立できる社会保障制度の設計が必要となる。そのための改革案について提言案としてまとめ、ここに公表する。

## 1. 公的年金改革 :保険料を廃止し、税方式を導入する

### 場当たり的な改革で深刻化する世代間ギャップ

公的年金制度は、国民の最大の関心事である。内閣府の世論調査でも、新聞各社の世論調査でも、公的年金改革を望む国民の声は大きい。

図表 2-1 は内閣府「国民生活に関する世論調査」の結果を時系列的に示している。公的年金を含む「社会保障改革」への要望は、「景気対策」とともに常にツートップの位置にある。興味深いことは、2004年に公的年金改革が行われたにも関わらず、依然として「社会保障改革」に対する要望が大きいことである。すなわち、国民は政府の改革に満足していないことが分かる。

図表 2-1：内閣府 国民生活に関する世論調査

2001年9月			
「景気対策」	63.2%	「社会保障改革」	55.3%
2002年6月			
「景気対策」	65.2%	「社会保障改革」	57.7%
2003年6月			
「社会保障改革」	67.4%	「景気対策」	61.9%
2004年6月			
「社会保障改革」	67.7%	「景気対策」	58.6%
2005年6月			
「社会保障改革」	61.3%	「景気対策」	53.3%

わが国の公的年金制度は、現役世代から退職世代への所得移転を基本とする賦課方式に近い形で運営されている。そのため、公的年金改革について考えるときは、常に世代間の対立構造が見えてくる。退職世代は年金給付水準を守ろうとする。現役世代は年金負担の増加を嫌う。

人口増加社会においては、現役世代の数が増える一方であるから、政府はのりくり

公的年金を運営することができた。しかし、すでに日本社会は人口減少に突入した。少子高齢化が進み、退職世代を支える現役世代の数が減るとき、世代間対立構造はますます激化する。

図表 2-2：過去の公的年金改革の概要

	給付乗率の 引き下げ	支給開始年 齢引き上げ	スライド率 引き下げ	保険料率引き上げ (最終保険料率)
1973年改正	なし	なし	なし	実行(19.6%)
1976年改正	なし	なし	なし	実行(20.7%)
1980年改正	なし	なし	なし	実行(34.9%)
1985年改正	比例部分を 最大25%カット	なし	なし	実行(28.9%)
1989年改正	なし	なし	なし	実行(31.5%)
1994年改正	なし	定額部分を 段階的に65歳へ	実行(ネット所得 スライド)	実行(29.8%)
2000年改正	比例部分を 5%カット	比例部分を 段階的に65歳へ	実行(既裁定年金の 改定停止)	据え置き (27.8%)
2004年改正	なし	なし	実行(マクロ経済 スライド)	保険料固定方式 導入(18.3%)

このことを検証するために、過去の公的年金改革（ここでは老齢厚生年金に議論を限定する）を振り返ってみよう。図表 2-2 には、1973 年改正以降の公的年金改革の概要が示されている。公的年金改革は、簡単にいえば、給付の水準と負担の水準を決定することに集約される。厚生年金の場合、年金負担である拠出は所得比例の保険料であり、給付は下記の式にしたがう。

<p>給付 = 定額部分 + 報酬比例部分（加給年金や振替加算が加算される場合あり）</p> <p>定額部分 = 定額単価 × 定額部分の乗率 × 被保険者期間の月数 × 改定率（スライド率）</p> <p>報酬比例部分 = 平均標準報酬額 × 報酬比例部分の給付乗率 × 被保険者期間の月数 × 改定率（スライド率）</p>
---

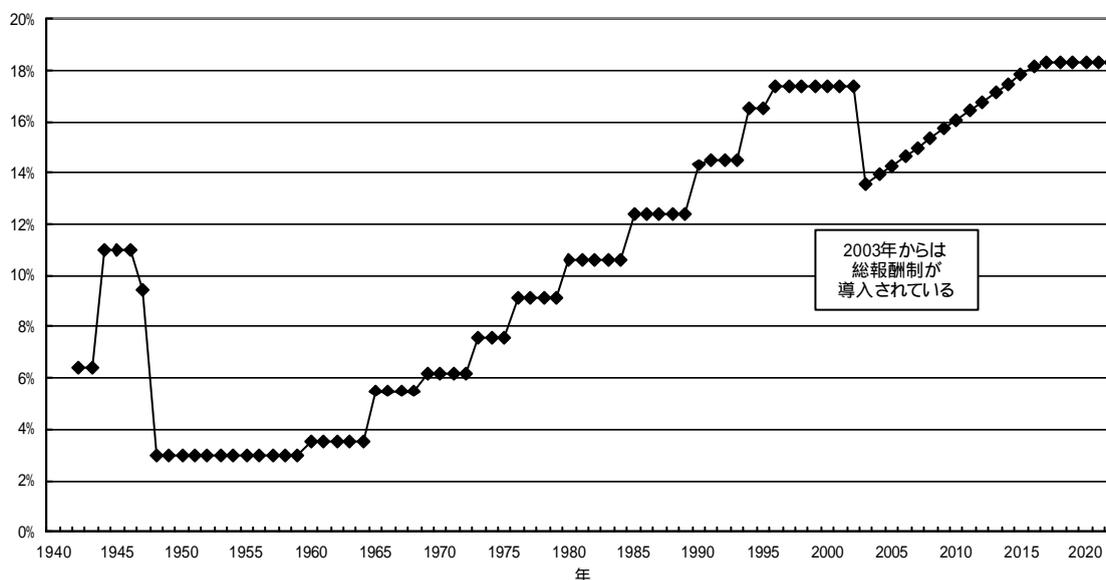
すなわち、給付の調整は、(a)給付乗率、(b)支給開始年齢、(c)スライド率の3つを操作することになる。図表 2-2 によると、1980 年改正以前には、給付の削減がなされず、保険料の引き上げだけが実行されてきたことが分かる。少子高齢化にともなう年金財政の危機を、給付の維持を前提にして、負担の増加で対応してきたことになる。特に 1980 年改正は、最終保険料率が 30%を超えるほどの高率となっており、改革時点では有権者ではなかった将来世代への負担の付け回しは明らかである。

1985 年改正以後は、さすがの政府も給付のカットにようやく乗り出すことになる。それでも 1989 年改正では給付カットが見送られている。1994 年改正以後は、支給開始年齢の引

き上げ、スライド率の引き下げといった方法で、給付の削減がなされてきた。

このように改革が進められてきたとしても、年金負担の増加は止まることがなかった。図表 2-3 にあるように、年金保険料率は発足当時を除き、常に引き上げられてきた。2003 年には年金保険料が大きく下げられているが、これは総報酬制が導入されて賞与を含む総報酬に対する保険料率が実施されているからである。なお、2004 年改正によって、2017 年以降の年金保険料率が 18.3% に固定化されることが決定した。それでも、あと 10 年間は年金負担が引き続き増加する傾向は変わらない。

図表 2-3：厚生年金の保険料率の推移



場当たり的な改革がなされてきた結果、世代間の対立は深刻化している。1985 年改正以後の公的年金改革で給付を減らしてきたため、退職世代は「給付が減らされた」と不満を漏らす。一方、年金負担は増加する一方であるから、現役世代は「保険料負担が重い」と不平を口にする。一口に年金不信といっても、世代間で公的年金に対する不信の内容は全く異なるのである。

図表 2-4 は、厚生年金と国民年金の生涯の年金保険料負担と年金給付を、厚生労働省が世代別に計算したものである。若い世代になればなるほど、年金保険料負担は増加する。給付を保険料で除算した比率を、年金収益率と呼ぶことがあるが、年金収益率は若い世代ほど低くなる。

たとえば、厚生年金の場合、1935 年生まれ世代は 8.3 倍であるが、1985 年生まれ世代は 2.3 倍しかない。3 倍以上の格差である。これこそが、公的年金の世代間格差の実態である。退職世代は給付が減ったと不満を言うが、現役世代にとってみれば羨ましい。改革のたびに年金収益率は落ちるため、現役世代のなかには「年金がもらえない」と思う人も出てく

るわけである。

読売新聞社が2004年改革の直後に行なった全国世論調査によると、公的年金制度を信頼していないという回答が71%にも上った。いかに、年金に対する不信が蔓延しているかが分かる数字である。さらに、この世論調査で注目すべきは、世代間で年金不信の度合いが異なることである。公的年金制度を信頼していない比率は、20歳代で87.4%、30歳代で83.7%にも上り、60歳代でも64.0%、70歳代でも45.8%となっている。若い世代ほど公的年金を信頼していないばかりか、すでに受給世代となっている60歳代でも半分以上が信頼していないことは驚きである。

図表2-4：厚生年金と国民年金における世代別の生涯負担、生涯給付、年金収益率

	厚生年金（基礎年金含む）			国民年金（基礎年金）		
	年金保険料	年金給付	年金収益率	年金保険料	年金給付	年金収益率
1935年生	670万円	5,500万円	8.3	230万円	1,300万円	5.8
1945年生	1,100万円	5,100万円	4.6	390万円	1,300万円	3.4
1955年生	1,600万円	5,100万円	3.2	600万円	1,400万円	2.3
1965年生	2,200万円	5,900万円	2.7	830万円	1,600万円	1.9
1975年生	2,800万円	6,700万円	2.4	1,000万円	1,800万円	1.8
1985年生	3,300万円	7,600万円	2.3	1,200万円	2,100万円	1.7
1995年生	3,700万円	8,500万円	2.3	1,400万円	2,300万円	1.7
2005年生	4,100万円	9,500万円	2.3	1,600万円	2,600万円	1.7

注：厚生労働省(2005)より引用。年金保険料は本人負担のみである。

そもそも、公的年金制度が、これほど肥大化しなければ、問題は少なかったはずである。福祉国家を指向する段階で、負担を増やさずに給付を大盤振る舞いしたことが、後になって響いている。公的年金を政治の道具に使ったかどうかは検証すべきであるが、もし、そうであれば罪は大きい。結果として、肥大化した公的年金は、いまや退職世代からも現役世代からも煙たがられている。公的年金は規模が大きくなりすぎた。公的年金制度はゼロベースで考え直すべきであろう。

### 国民が抱える5つのリスク

以上のような問題を抱える現行の公的年金制度には、5つのリスクが存在する。

第一は年金不信リスクである。改めて指摘するまでもなく、年金不信が蔓延し、年金未納問題が劇的に収まる気配はない。もちろん、社会保険庁の不祥事も、年金不信に拍車をかけている。社会保険庁を責めるのはたやすいが、いくら社会保険庁を厳罰に処したところで、根本的な対策にはならない。

年金保険料未納者は、単に所得が低くて支払えない人だけではなく、高所得者において

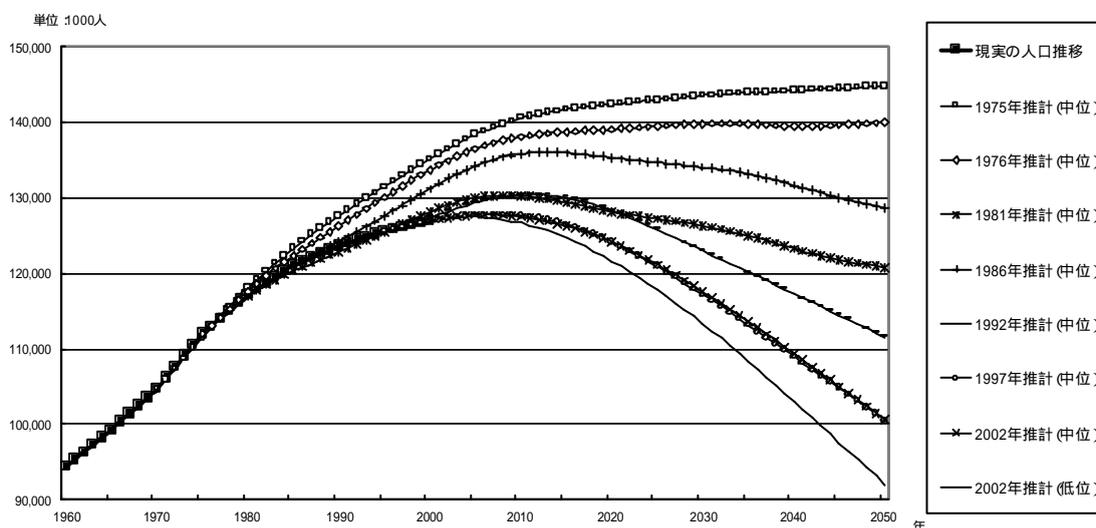
も存在しており、ここに年金未納問題の根深さが分かる。意図的に支払いを拒否する人々がでてきているのだ。このことは、「世代と世代の助け合い」という理念そのものが崩れていることを意味し、現役世代が支払う保険料方式による公的年金の運営に限界がきている。

第二は負担増リスクである。図表 2-2 にも示したように、公的年金の保険料率は今後 10 年間にわたって上昇し続けることが、2004 年改正によって決められている。この負担増に家計と企業が持ちこたえられるかが問題になる。

社会保障制度の持続可能性とは別に、政府は巨額の財政赤字を背負っており、今後財政再建を進める必要がある。歳出削減による財政再建がなされることが望ましいものの、足りない部分については増税となる公算が大きい。政府は 2011 年までにプライマリー・バランスを黒字化することを目標としているから、その間に増税がなされる可能性は高い。年金負担と合わせれば、今後 5 年から 10 年間にわたって、家計と企業は負担増に悩まされることになる。

第三は人口リスクである。政府の予測を超える少子高齢化の進展により、公的年金の持続可能性が低くなっている。図表 2-5 は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と実際の総人口の推移を示している。国立社会保障・人口問題研究所が 5 年に一度報告する『日本の将来推計人口』は、公的年金をはじめとする社会保障制度の将来設計に影響を与える。公的年金の改革には、将来推計人口が大きな力ギを握っているのである。

図表 2-5：将来推計人口と実際の総人口の推移



将来推計人口には高位、中位、低位の 3 パターンがあり、もっとも妥当な想定だと言われる中位推計を前提にして公的年金は改革がなされる。しかし、実際は低位が現実的であったことが多い。図表 2-5 によると、過去の将来推計人口は人口を過大に推計する傾向があったことが分かる。過去の過大な推計は、過去の公的年金改革に影響を与えてきた。先

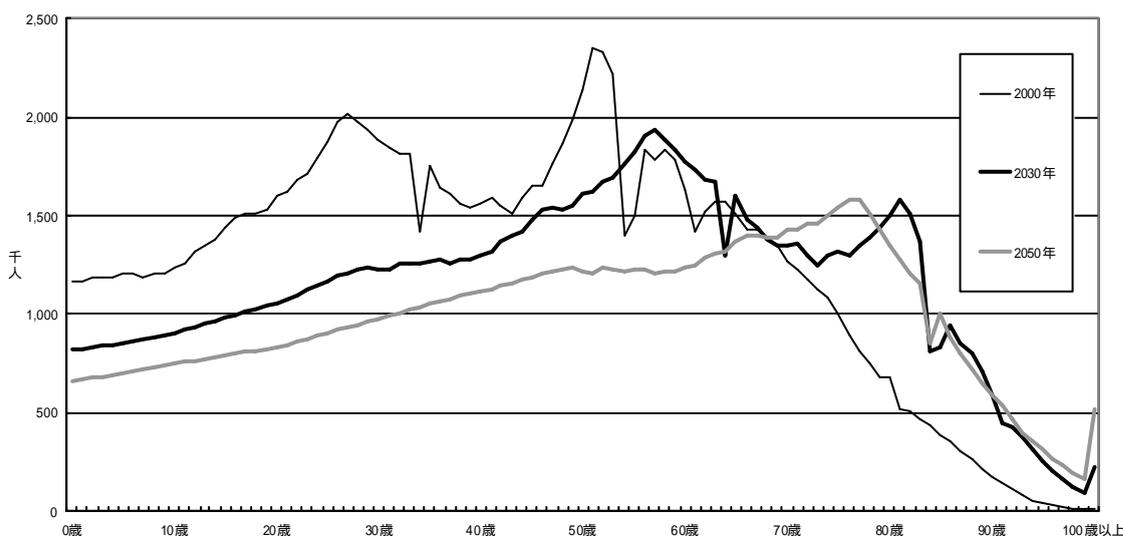
の図表 2-2 でみたように、政府が負担増と給付減という公的年金改革を繰り返したのは、人口予測の見通しの甘さによる部分も大きい。公的年金の規模が大きいほど、人口予測の誤差による影響を、国民がかぶってしまうリスクが存在する。結果として、改革のたびに、家計は老後生活の計画変更を強要されてきたわけである。

第四は資産運用リスクである。わが国の公的年金は、現役世代の保険料を退職世代に給付として移転する賦課方式を基本としているものの、巨額の年金積立金を保有している。年金積立金は、(1)市場運用、(2)財政投融资資金への預託、(3)財投債(国債)の購入、以上の3つの方法によって運用される。現在、年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立法人が主に担当している。近年、資産運用の状況が改善されつつあることから、2005年には累積損失が解消され、含み益を計上した。

ただし、旧年金福祉事業団が年金積立金の運用において、2002年に6兆円を超える累積赤字を計上したことは記憶に新しい。つまり、問題の本質は、景気の状態によって、国民から集めた大事な資産が目減りする可能性があることである。政府が年金積立金のような巨額の資金をもつことは、自由な市場に対する恣意的なインパクトを与える力を政府にもたせることにもつながる。リスクを背負うのは常に国民である。

第五は政治リスクである。公的年金制度において世代間対立が大きな問題になっていることは既に指摘した。図表 2-6 には、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より、2000年、2030年(推計)、2050年(推計)の年齢別人口構成が図示されている。明らかに、少子化で現役世代は減少し、高齢化で退職世代は増える。

図表 2-6 : 2000年、2030年、2050年の年齢別人口構成



この人口のドラスティックな動きが政治に与える影響は少なくない。今後、少子高齢化がますます進行するとき、現役世代の政治的発言力は弱くなり、公的年金制度の設計において不利な立場に追いやられる。現役世代だけではなく、まだ生まれていない、まだ選挙権を持っていない将来世代についても、負担と給付が決められてしまうのが、公的年金制度の恐ろしいところである。ある意味、現在に生存している人々しか選挙権をもっていない民主主義的な枠組みで、将来世代を巻き込む公的年金制度を運営していることが、問題なのである。公的年金制度をもつことで、政治的な発言力の弱い世代の政治リスクを高めていることは、常に意識しなければならないであろう。

次期の公的年金改革では、ここに掲げた5つのリスクをできるだけ軽減する改革が望まれることになる。それに加えて、年金財政が持続可能とならねばならない。

### 年金目的税への転換で1.2倍の基礎年金を

次期の公的年金改革は2009年改正であり、改革自体は2010年からスタートする。その時期をにらみながら、本節では2009年改正に盛り込むべき年金改革の論点を掲げてゆこう。具体的には、下記の改革の実施を提案したい。

- (1) 乱立する公的年金制度（厚生年金と各種の共済年金）を一元化する。
- (2) 年金保険料の個人が負担する部分（家計負担）を廃止する。
- (3) 年金保険料の事業主が負担する部分（企業負担）を徐々に軽減し、最終的に廃止する。
- (4) 公的年金の報酬比例部分（2階建て部分）を段階的に廃止する。ただし、過去に保険料として支払った部分は支給を保証する。
- (5) 老後の安心を確保するため、公的年金の基礎年金部分は現在の満額の1.2倍（約8万円）を実質的に保証する。
- (6) 新たな財源として、年金目的消費税を導入する（引き上げが必要な最終税率10%）。

まず、(1)乱立する公的年金制度（厚生年金と各種の共済年金）を2010年から一元化する。さらに、(2)年金保険料の家計負担部分を2010年から廃止する。また、(3)事業主負担についても徐々に軽減して最終的に廃止にまでもってゆく。以上の負担軽減により、家計と企業は大幅に所得を増やすことになる。特に現役世代の負担軽減は大きい。

次に、(4)公的年金の報酬比例部分を段階的に廃止する。先に見たように、厚生年金の給付は定額部分と報酬比例部分に分けられる。このうち、報酬比例部分を最終的に廃止することで、公的年金を縮小化する。ただし、過去に年金保険料で拠出した部分については、将来的に保証する。したがって、現時点までに払い込んだ保険料に対する報酬比例部分が撤廃されることはない。また、(5)定額部分に該当する基礎年金部分は現在の満額（約6.6万円）の1.2倍（約8万円）を実質的に保証することで、老後生活の安心は確保する。

基礎年金の増額は、老後生活への安心を拡充するだけが目的ではない。現在の公的年金

制度と生活保護制度において、基礎年金支給額が生活保護支給額よりも低くなる場合があることが指摘されている。つまり、まじめに保険料を支払ってきた人よりも、未納で過ごしてきた人が、政府から多くの支給を受ける可能性があり、どう考えても公正とはいえない。基礎年金は、生活保護支給額よりは高く設定されるべきである。

なお、8万円の基礎年金への移行については、次のようになされる。2010年から毎年0.04%ずつ基礎年金の増額をはじめ、2050年に増額が停止される（50年で20%の増額）。報酬比例部分の廃止が徐々になされることに対応して、基礎年金は老後の生活が安心できる水準にまで徐々に引き上げられることになる。基礎年金の増額は、年金消費税の増税への配慮にもなっている。

それでも、このような報酬比例部分の段階的な廃止は、給付の削減につながるため、特に退職世代には受けが悪いであろう。しかしながら、よく考えてみて欲しい。

まず、報酬比例部分というのは、基本的に付加的な給付である。わが国の公的年金は、国民年金、厚生年金、共済年金などと職種別に並列的な制度となっており、自営業者は国民年金、民間サラリーマンは厚生年金、公務員等は共済年金に加入している。このうち、報酬比例部分をもっているのは、厚生年金と共済年金であり、国民年金に報酬比例部分は存在しない。

自営業者は定額部分に該当する基礎年金で、現実に老後の生活を営んでいるわけである。民間サラリーマンと公務員等が、報酬比例部分をもつことで特別扱いされる理由は何ら存在しない。もし、給付の削減に不安があるならば、国民年金基金や、民間の私的年金に加入すればよい。むしろ、報酬比例部分の存在が、保険会社による私的年金の市場機会を奪い、家計の選択肢を狭めていると言ってよい。

なお、国家公務員は国家公務員共済年金、地方公務員は地方公務員共済年金という制度でカバーされており、彼らへの給付は定額部分と報酬比例部分に加えて、職域部分が加算されている。上記の理屈によれば、職域部分はもちろん、公務員等の報酬比例部分も廃止することになる。

報酬比例部分の廃止は、公的年金の規模の縮小化につながる。先に見たように、公的年金の規模が大きいことが、国民に様々なリスクをもたらしてきた。公的年金の規模が縮小化すれば、人口リスクは減る。年金積立金も減少するから、資産運用リスクも減る。さらに、保険料の廃止は負担増リスクを軽減する。最後に、改革のロードマップをルール化すれば、政治リスクを払拭できる。

公的年金の規模が大きいとき、それが国民の生活に与えるインパクトも大きくなってしまふ。少子高齢化で世代間対立が大きくなるのは、大規模な公的年金が存在するからである。もし、公的年金が存在しなければ、世代間対立は存在しない。公的年金をあてにしていた人が年金をもらえないと分かったとき、あるいは予想以上に年金負担が増えてゆくと、家計は年金に不信をもつ。公的年金の縮小化により、年金不信リスクの解消が図られるのである。

ところで、ここに掲げられている公的年金の縮小化は、積立方式化とは根本的に異なる。多くの場合、積立方式は、政府内部に年金積立金を残すことが前提となる。それでは、政府の関与が持続することになり、資金運用などで市場に与えるインパクト、特殊法人などの問題を再発しかねない。したがって、ここでは積立方式ではなく、明確に公的年金の縮小化を目指すことが重要である。

さて、報酬比例部分を廃止したとしても、定額部分である基礎年金は給付を続けるから、その財源が必要となる。すでに年金保険料は廃止または段階的に縮小化するため、新たな財源を確保しなければならない。そこで、(6)年金目的消費税を導入することになる。

すなわち、従来の保険料方式を放棄し、税方式へ転換するのである。税方式への転換によって、年金不信リスクから発生していた未納問題を解決できる。未納者がここまで増えた状況では、すでに国民皆年金というスローガンは無きに等しい。破綻した保険料方式に代わって、税方式を採用するのは、至極当然の成り行きである。

以上に掲げられた改革によって、公的年金の姿はかなりスリムになり、簡素なものとなる。年金制度が複雑であることも、年金不信の要因の一つである。公的年金が簡素であることは、年金不信の解消に寄与するだろう。

なにより大きいのは、もはや政府に頼らずに生きてゆく意識を国民にもってもらうことである。家計にとっては、政府に依存するよりも、自由に自らの生活を選ぶことが、より幸福な生き方であろう。それを実現するには、政府の関与を小さくする公的年金の縮小化しか道はない。もちろん、基礎年金は税方式によって保証しているから、最低限の生活は確保されている。また、障害者年金についても、保証すべき部分は保証すべきである。

### **世代間の年金負担を平準化し、年金制度を持続可能に**

前節で提示した提言案にしたがえば、どのように改革の効果が描かれるであろうか。最大の関心は、提言案の財政的な持続可能性である。負担を減らして給付は増やす、といった夢のような改革案はありえない。どんなに美辞麗句を並べた改革であっても、財政的な持続可能性が確保できなければ話にならない。

ここでは、社会保障審議会年金数理部会資料「平成 16 年 財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」(2006 年 1 月)にある、国民年金、厚生年金、公務員共済年金の財政データをもとにして、先の提言案の財政的な検証を行う。

先の提言案は、年金保険料の廃止または段階的縮小を掲げ、さらには年金目的消費税を導入することが骨子であるから、これらが年金財政の収入に影響をもたらすようなモデルを構築する必要がある。

具体的には、保険料 1%あたりの保険料収入を計算し、きめ細かい保険料率の変化を織り込んで、保険料の廃止や段階的縮小がもたらす影響を計算できるようにした。また、年金目的消費税については、1%あたり 2.5 兆円(実質)の収入が見込まれると想定した。さらに、賃金上昇率を 2%、物価上昇率を 1%とし、年金積立金の運用収益率も実際のデ

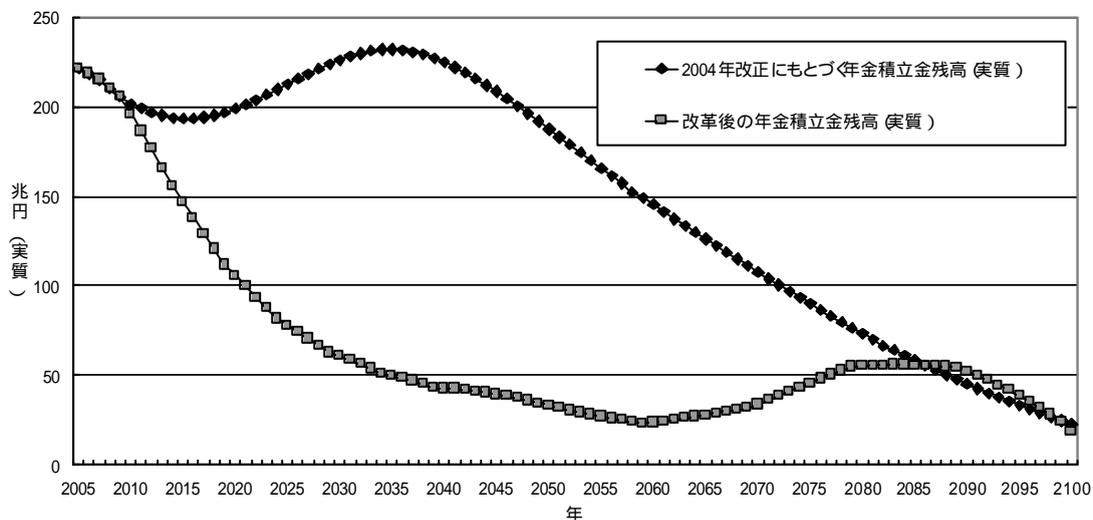
ータから計算した。すべての金額を 2003 年価格で実質化したうえで、国庫補助を含めた年金財政の収入から支出を差し引いた金額が積立金の増加分となる年金財政収支予測モデルを構築した。

以上の設定のもとで、先の提言案の改革を 2010 年から始めたときに、どのような年金財政収支が実現するかについて、シミュレーションを行なった。シミュレーションにおいては、2100 年を最終年とする。この間に年金積立金が枯渇しないように、(a)年金保険料の企業負担部分の軽減、(b)年金目的消費税の税率、以上の 2 つの変数を調整することになる。

図表 2-7 は年金積立残高の推移である。ここには、2004 年改正による年金積立金残高の推移も示されている。2004 年改正の年金積立金残高の推移は、当初は山なりに上方カーブを描きながら、徐々に少なくなってゆく経路をとる。一方、提言案による改革にもとづけば、年金積立金残高は当初は急速に減るものの、やがて立ち直り 2004 年改正と同じ程度の年金積立金残高にまで回復する。

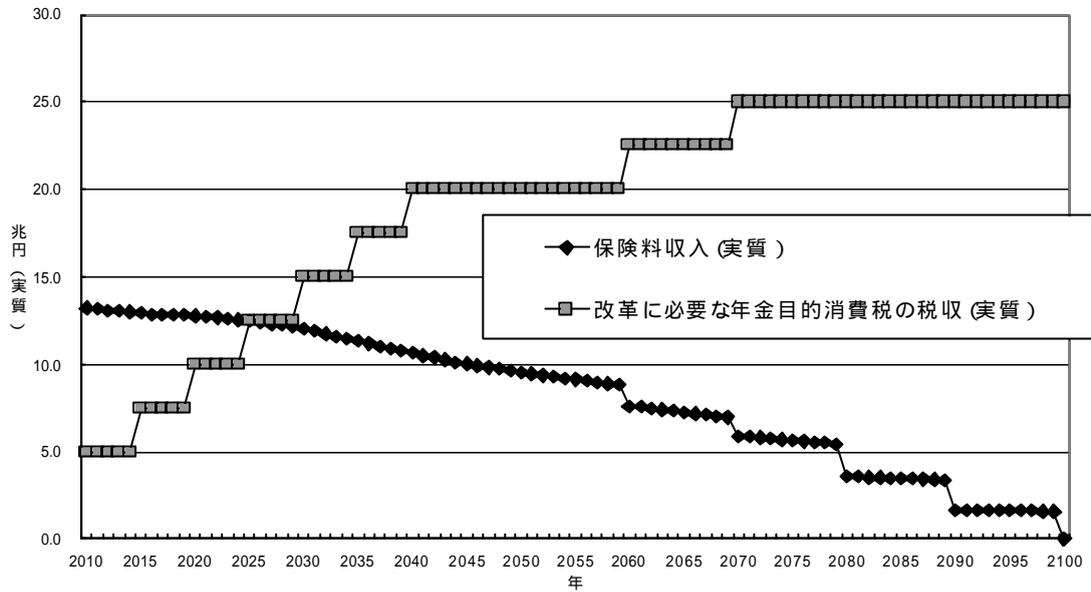
ここで大切なことは、提言案にある改革を実施しても、年金積立金は枯渇していないことである。すなわち、年金財政の持続可能性は確保されている。この背後には、負担となる年金財源と年金給付の動きがある。続いて、それらについて見てゆこう。

図表 2-7：年金積立金残高の推移



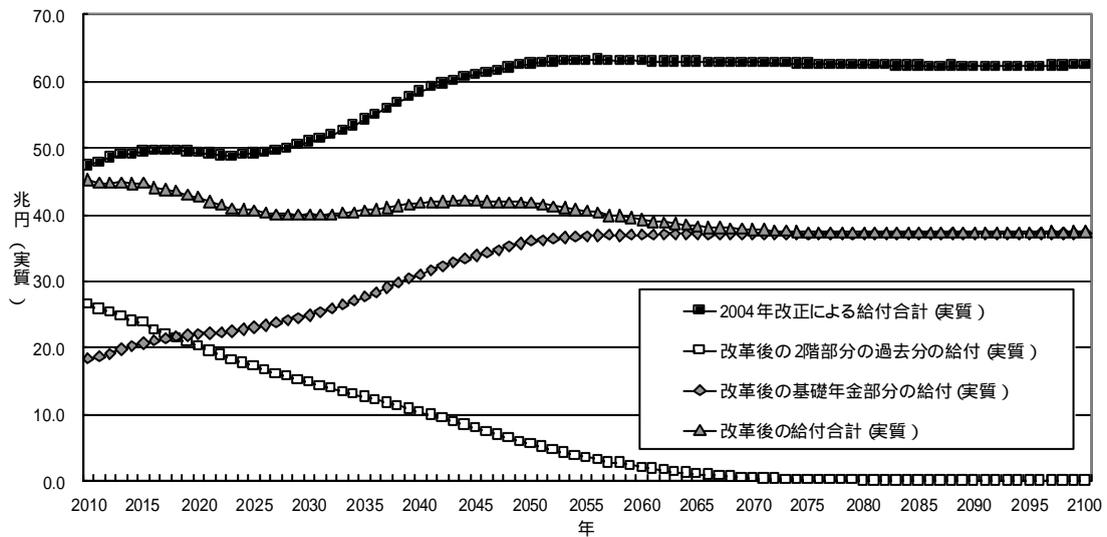
図表 2-8 は年金財源の推移を示している。2010 年に年金保険料の家計負担を廃止し、段階的に企業負担についても軽減してゆくのので、保険料収入は徐々に低下してゆくことになる。企業負担の年金保険料は 2100 年に廃止するため、保険料収入はこの時点でゼロになる。一方、それを補うために、年金目的消費税の税率が増えてゆくことになる。

図表 2-8：年金財源の推移



図表 2-9 は年金給付の推移である。2004 年改正による給付の推移は、公的年金の規模を維持するために、高く推移する。一方、提言案によって改革がなされる場合は、公的年金の規模が縮小化することになる。まず、報酬比例部分に対する過去拠出分の給付は徐々に低下し、2070 年あたりでゼロとなる。その一方で、基礎年金分の給付は上昇する。2070 年あたりでは、報酬比例部分が消滅し、給付は基礎部分のみとなる。

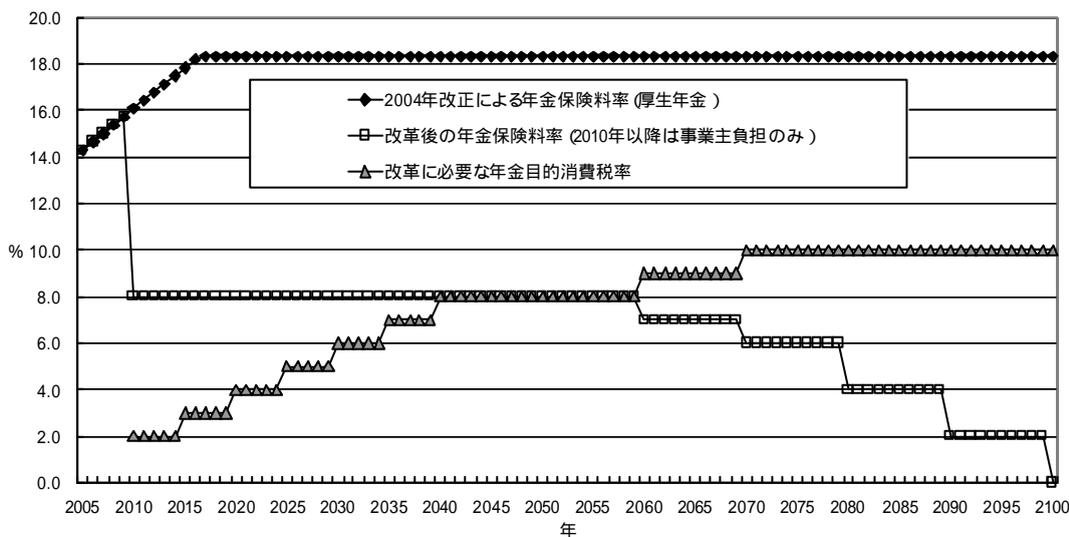
図表 2-9：年金給付の推移



以上が年金積立金、年金財源、年金給付の推移であった。それでは、家計や企業といった経済主体にとっては、どのような負担が課せられるのであろうか。図表 2-10 には、年金保険料率と年金目的消費税率の推移が示されている。2004 年改正においては、厚生年金の場合、年金保険料率は 2017 年に固定化されるまで上昇し続けることになる。他方、提言案によると、年金保険料の家計負担は廃止され、2010 年には 8% の企業負担の年金保険料のみとなる。この 8% という企業負担の水準は、2004 年改革で提示されている企業負担よりも低い。提言によれば、家計負担と同じく、企業負担についても、2100 年に廃止されるまで、徐々に低下してゆく。

年金保険料の廃止は、家計と企業にとって、間違いなくプラスの経済効果をもつだろう。その一方で、2010 年から年金目的消費税が導入される。図表 2-10 には、その推移も示されている。家計にとって、年金目的消費税は新たな負担となるが、忘れてはならないのは、年金保険料を廃止しているため、必ずしもネットで増税となるわけではないことである。

図表 2-10：年金保険料率と年金目的消費税率の推移



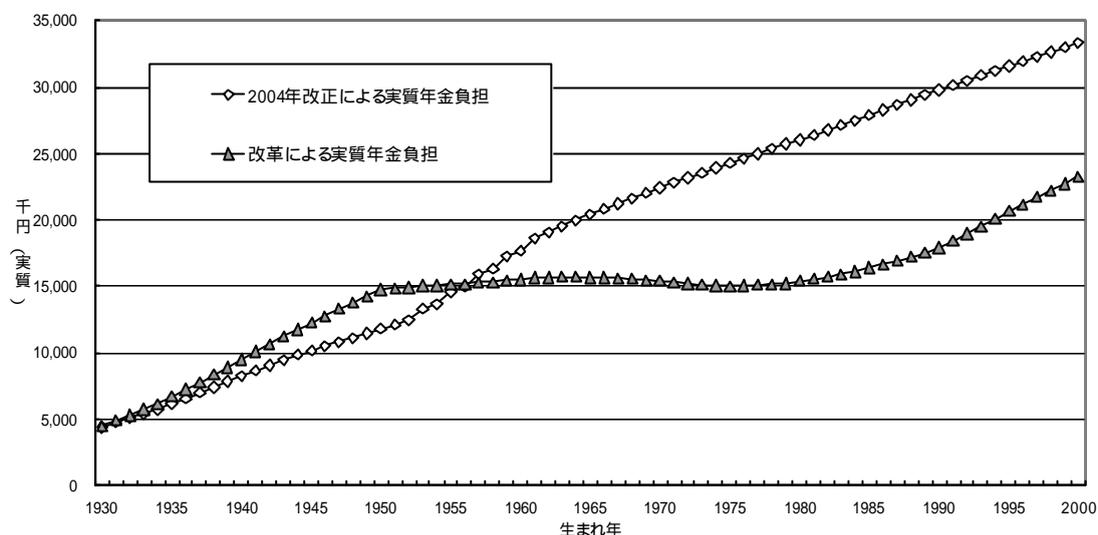
それでも、家計としては、将来の年金負担がどのようになるか、気になるところである。そこで、モデル世帯として平均的な収入を得る民間サラリーマンと専業主婦からなる世帯を想定し、ライフサイクル・モデルを用いて、2004 年改正の公的年金と、提言案の改革を比較してみよう<sup>1</sup>。それが図表 2-11 である。

2004 年改正では、新しい世代の年金負担は増加するばかりである。この意味で、将来世代が年金負担に耐えられなくなる可能性が高い。一方の提言案によると、将来世代の年金負担を約 1,500 万円である程度平準化することに成功している。世代間の年金負担を平準

<sup>1</sup> ライフサイクル・モデルについては、資料編を参照。

化して、国民が同程度の負担で公的年金制度を支えてゆくという観点からは、望ましい結果であると考えられる。

図表 2-11：世代別の年金負担の推移



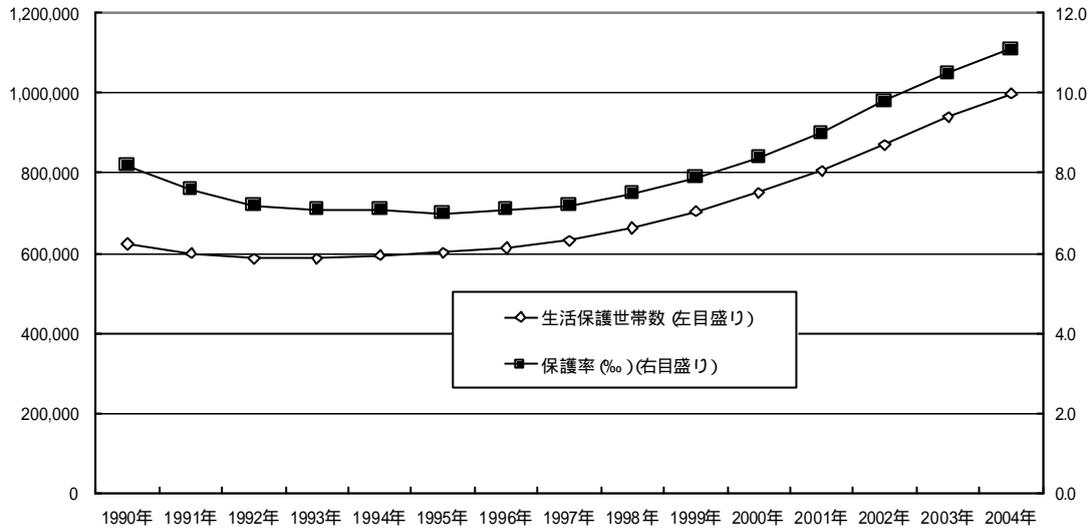
## 2.生活保護制度改革：「選択型チャレンジ支援税」を導入する

### セーフティ・ネットではなくトランボリンに

経済格差が注目されている。地域間格差や世代間格差など、格差には様々な格差があるが、国民の生活に照らしてみたとき、もっとも切実な格差は所得格差であろう。景気は低迷期から脱しつつあるが、「失われた10年」「失われた15年」とも言われた時期に、低所得者層は急増した。図表 2-12 にあるように、生活保護世帯は100万世帯を超え、保護率は10%を超える状況となっている。

生活保護は、社会保障制度における最後のセーフティ・ネット（安全網）である。本当に必要な人に対しては、確実に支給する必要がある。ただし、最後のセーフティ・ネットは切り札であるから、そう安々と適用するわけにはいかない。もっとも大事な点は、一時的に病気や怪我になって所得が減った人など、本来は働くことができる人にとっては、生活保護制度は一時的な措置であるべきだということである。ニートやフリーターといった人々にとって、そのような一時的措置に陥るリスクは高い。

図表 2-12：生活保護世帯数と保護率の推移



ところが、現在の生活保護制度は、本来は働くことができる人にとっては、働くことをむしろあきらめさせるような構造になっている。このことは後に詳しくみるが、簡単に述べるならば次のようになる。

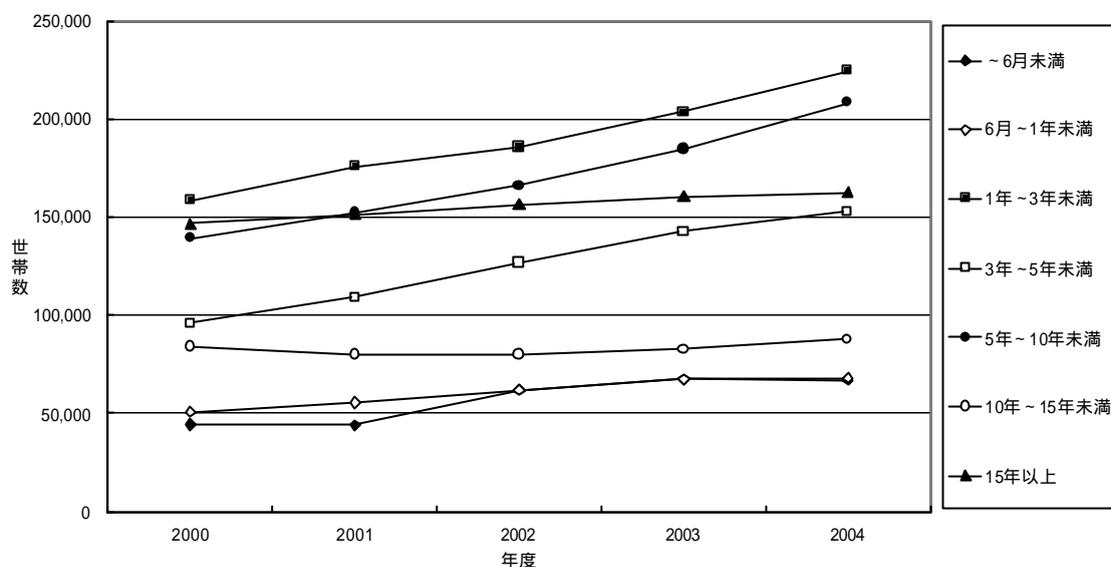
現行の生活保護制度のもとでは、生活保護を適用されている家計は、その家計に合わせた最低生活費が計算され、生活保護支給額が支給される。家計に収入がある場合、支給額はその分だけ減額される。そのため、家計が働いて追加的に得た収入には、ほぼ 100%の税率が課せられていると考えてよい。これでは、働いても実質的に収入が増えないので、働く気が失せてしまうであろう。

すなわち、現行の生活保護制度はセーフティ・ネット(安全網)として、低所得者を「網」でとらえてしまい、彼らを「網」の中から自立に向けて戻すことを考えていない。本来は働くことができる家計にとって、大事なことは自立であって、生活保護世帯に安住することではないはずである。

最近、いくら働いても生活保護世帯から抜け出せない「ワーキング・プア」(働く貧困層)の問題が指摘されている。彼らの賃金が低すぎるという指摘が多くなされるが、いくら稼いでも使える金が増えないという生活保護制度自体の問題も一方で存在する。働く意欲のある生活保護世帯には、働いて得た収入を自らの所得にできるシステムが必要である。

図表 2-13 は厚生労働省『国民の福祉の動向』から得られる生活保護世帯の受給期間の推移を示している。いずれの受給期間においても、生活保護世帯の数は増えている。一度、生活保護を受給すれば、そこから抜け出すことは容易ではない。働くことができる家計にとっては、生活保護制度の存在が、労働に対するモラルハザードをもたらしている可能性がある。

図表 2-13：生活保護世帯の受給期間の推移



生活保護制度は、セーフティ・ネットとして機能するのではなく、トランポリンのように低所得者の生活を引き上げる機能をもたねばならない。働くことができる人については、生活保護制度を「バネ」にして、より多くの収入を得るようなシステムが望ましい。したがって、労働インセンティブを損なわない生活保護制度の構築が必要である。このとき、生活保護制度と所得税を一体で考える「負の所得税」の視点が重要となる。

### なぜ生活保護が労働インセンティブをなくすのか

ここでは、生活保護制度が労働インセンティブを阻害する可能性があることを、経済学の簡単な理論を用いて示すことにする。

まず、家計は効用関数  $U(C, L)$  を持つとする。ここで、消費  $C$ 、余暇  $L$  であり、家計は消費  $C$  と余暇  $L$  からプラスの効用  $U$  を得る。家計の予算制約は、 $C = W(E - L) - T$  である。ここで、家計が保有している総時間  $E$ 、家計が直面する（税引き前）賃金率  $W$ 、所得税  $T$  である。総時間  $E$  から余暇  $L$  を差し引けば労働供給  $(E - L)$  となり、労働供給  $(E - L)$  に賃金率  $W$  を乗じた収入  $W(E - L)$  から所得税  $T$  を差し引いた金額が可処分所得を経て消費  $C$  となっている。なお、ここでは家計は貯蓄を行わないと考えるか、消費  $C$  は将来消費（すなわち貯蓄）を含んだ概念であるとする。

単純化のために、所得税  $T$  が所得控除付きの線形所得税で表現できると考えよう。一定の税率  $t$  と一定の所得控除  $D$  として、 $T = t\{W(E - L) - D\}$  とする。すなわち、収入  $W(E - L)$  から所得控除  $D$  を差し引いた課税所得  $\{W(E - L) - D\}$  に税率  $t$  を乗ずれば、所得税  $T$  が得られる。

このような線形所得税を考慮すれば、家計の予算制約は  $C = (1 - t)W(E - L) + tD$  のように書き替えることができる。続いて、家計の消費  $C$  が一定の最低生活費  $M$  を必ず政府が保

障すると考えて、生活保護制度を  $C \geq M$  のような形で考えることにする。

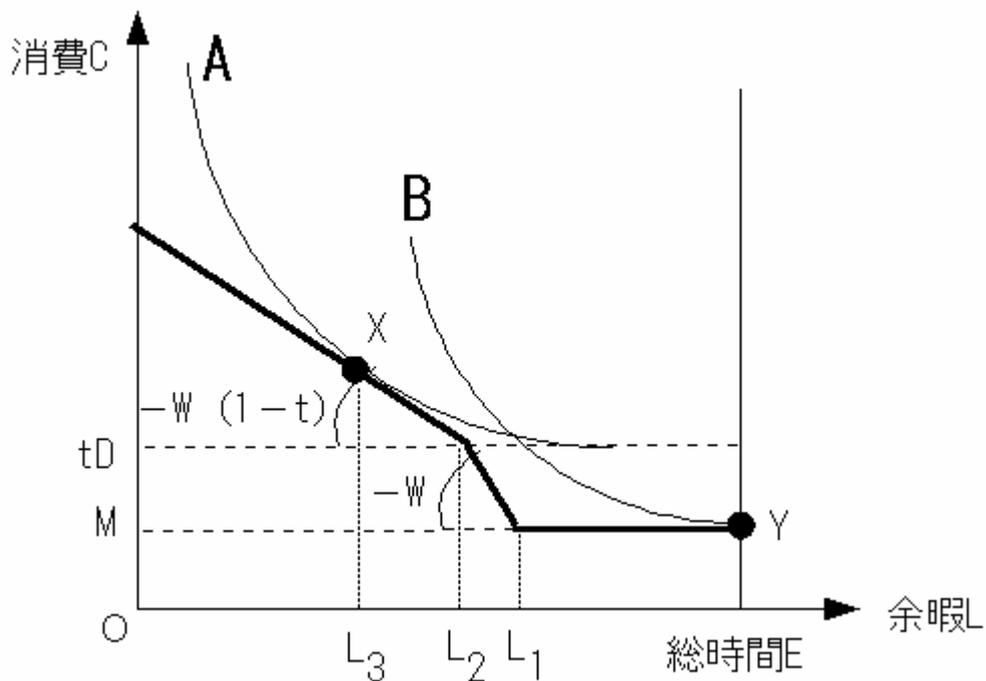
図表 2-14 は生活保護と所得税のもとでの家計行動について図示している。縦軸には消費  $C$ 、横軸には余暇  $L$  をとっている。家計の効用は  $U(C, L)$  であり、消費  $C$  と余暇  $L$  が増えれば効用  $U$  は高まるから、図表 2-14 において座標が右上にいけばいくほど、家計の効用  $U$  は改善されることになる。

横軸の余暇  $L$  であるが、総時間  $E$  の制約が設けられている。何人たりとも、1日 24 時間を超えて余暇を享受できないし、働くことはできない。家計は 24 時間の制約の中で、余暇  $L$  と労働供給 ( $E - L$ ) の組み合わせを選択していることになる。したがって、総時間  $E$  は家計が利用できるすべての時間の 24 時間を意味している。

いま、家計の予算制約は、 $C = (1-t)W(E-L) + tD$  および  $C \geq M$  として表現されている。図表 2-14 では、折れ曲がった太線が家計の予算制約を示している。予算制約が太線のように折れ曲がることを説明するために、当初の状態として、まったく働かない家計を考えてみよう。

その家計は労働供給がゼロであるから、余暇  $L =$  総時間  $E$  が成立している。しかしそれでも、生活保護  $C \geq M$  によって、最低生活費  $M$  が保証されている。そのため、この家計の予算は  $Y$  点で表現される。次に、この家計が徐々に働き出すことを考える。余暇  $L_1$ 、すなわち労働供給 ( $E - L_1$ ) になるまで、家計は最低生活費  $M$  が保証されている。

図表 2-14：家計行動と生活保護と所得税



その後、余暇  $L_2$ 、すなわち労働供給  $(E - L_2)$  になるまでは、労働によって最低生活費  $M$  以上の収入を得て、予算制約が賃金率  $W$  の傾きをもつ。ここまでは所得税  $T$  が課税されないが、余暇  $L_2$  を超えて働く（すなわち余暇を減らす）場合は、税率  $t$  が適用され、予算制約の傾きが  $W(1-t)$  となる。

以上のもとで、家計行動がどうなるか、考えてみよう。図表 2-14 には、家計 A と家計 B の無差別曲線が描かれている。この場合、無差別曲線とは、同じ効用  $U$  を達成するための消費  $C$  と余暇  $L$  の組み合わせを意味している。無差別曲線は原点に対して凸型になり、右上に位置するほど、高い効用  $U$  を実現する消費  $C$  と余暇  $L$  の組み合わせとなる。

家計行動は、予算制約と無差別曲線が接する点で消費  $C$  と余暇  $L$  を決定する。家計 A の場合は、X 点で余暇  $L_3$  を選び、労働供給  $(E - L_3)$  となる。一方の家計 B は、Y 点で余暇 = 総時間  $E$  を選び、労働供給はゼロとなる。

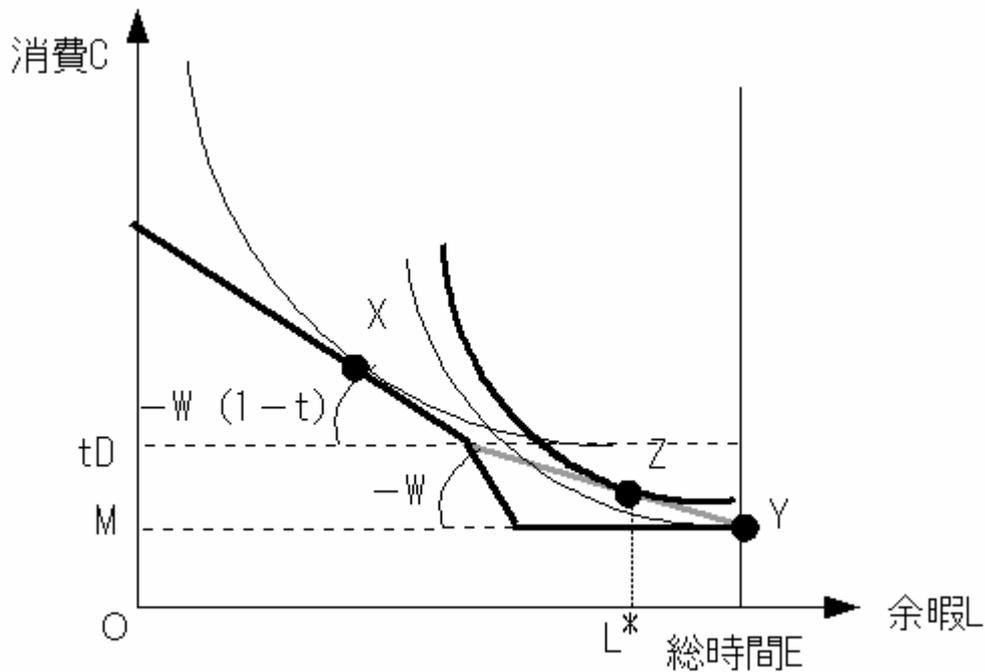
問題は家計 B である。家計 B が働くことを決断し、Y 点から左に移動したとしても、家計の所得は最低生活費  $M$  の水準に張り付いたままである。これでは、家計 B が働いても、生活保護支給額からその収入が差し引かれることで最低生活費  $M$  が保証されるだけで、効用は高まらない。したがって、家計 B にとっては働くメリットがない。結果として、家計 B は Y 点に張り付いたままの状態となる。

このことは、生活保護制度が労働に対するインセンティブをもたせる構造になっていないことを意味している。一時的に生活に困窮し、生活保護世帯になったとしても、働く意欲をもっている家計については、生活保護世帯から脱して自立して生計を立てることが本来望ましいはずである。ところが、生活保護制度は一度、生活保護世帯として陥った人を、取り込んでしまうという欠陥をもっている。

そこで、生活保護制度に「負の所得税」のアイデアを取り込むことにする。負の所得税とは、ノーベル経済学賞を受賞した経済学者ミルトン・フリードマンによって提示された、生活保護制度に所得税の概念を持ち込む制度である。この制度においては、生活保護世帯が働いて収入を得た場合、そのうち一部分が自らの所得として認められる。そのため、生活保護世帯であっても、働けば働くほど、自分の予算を増やすインセンティブがあるため、労働意欲が高まることになる。

この状況を示したのが図表 2-15 である。生活保護制度は  $C \geq M$  として導入されていたが、ここでは新しくグレーの太線のような予算制約を引くことになる。家計にとってみれば、働くことで予算が増え、消費  $C$  を増やすことができるので、効用  $U$  は高まる。図表 2-15 では、Y 点で張り付いていた家計は、Z 点に移動して、余暇  $L^*$ 、すなわち労働供給  $(E - L^*)$  を行うことが示されている。この場合、Y 点の無差別曲線よりも、Z 点の無差別曲線の方が、右上に位置するため、家計の効用は高い。「負の所得税」の導入によって、家計は自立して働くことを選択できるのである。

図表 2-15：「負の所得税」の導入



図表 2-15 を眺めると、家計の予算を示す太い線は、「負の所得税」の導入によって屈折の度合いが減っている。「負の所得税」の目的は、予算の傾きの平準化にある。したがって、所得税と同じように、生活保護にも予算に傾きを与える必要がでてくる。

### 「選択型チャレンジ支援税」でやる気を出させる

以上のような生活保護制度の改革を考えたとき、次のような提言が考えられるであろう。なお、「負の所得税」では一般的に理解されにくいので、新しい制度の名称を「選択型チャレンジ支援税」とする。

- (1) 労働意欲を高めるために、インセンティブを与える。
- (2) 具体的には、生活保護制度の「限界税率」を軽減する。稼いだ収入のうち、限界税率を適用した残りの部分（ $1 - \text{限界税率}$ ）は、自らの可処分所得として増やすことができる。
- (3) 生活保護世帯は、生活スタイルに合わせて、毎年、自ら制度を選ぶことができる。選択肢は次のとおりである。

プラン A：現行制度の最低生活費を 100% 保障し、限界税率が 70% の新制度

プラン B：現行制度の最低生活費を 90% 保障し、限界税率が 60% の新制度

プラン C：現行制度の最低生活費を 80% 保障し、限界税率が 50% の新制度

注：最低生活費とは衣食等の最低生活需要のすべてを満たすための費用

ここで、「チャレンジ支援」の意味は、働く意欲を高めることで、生活保護世帯から脱出できるシステムを指している。「選択型」は、家計の属性によって、いくつかの制度を選ぶことを可能とする意味をもっている。家計の選択は、毎年、可能とする。

選択が可能なのは、次のような事情がある。生活保護世帯には、働くことができる世帯と、そうでない世帯が存在する。本当に働くことができない家計については、プランAを選択し、現行制度の最低生活費を100%保障すればよい。働く意欲のある家計は、プランBまたはプランCを選択すれば、働きに応じて自らの収入を増やすことができる。

ここで、限界税率とは、先の図表 2-15 における所得税の税率  $t$  に対応する、「選択型チャレンジ支援税」がもっている税率である。たとえば、プランBは限界税率 60%であるが、この制度を選択した家計が、追加的な労働によって1万円を得た場合、限界税率に対応する6,000円は最低生活費に吸収されてしまうが、残る4,000円は自らの所得の増加とすることができる。プランCの場合は、5,000円が所得の増加となる。

より話を現実的にするために、ある特定の世帯を想定し、その世帯に対し、現行の生活保護制度と所得税住民税、さらには「選択型チャレンジ支援税」のプランBを適用した場合について考えてみよう。生活保護や所得税住民税は、制度上、家族構成や家族の年齢によって金額が変わってくるので、家族構成と年齢について想定する必要がある。

まず、給与所得者の夫45歳、妻42歳、15歳と12歳の子どもがいる家族世帯を考える。この家族世帯が働くことによって得る収入を0万円から1,500万円まで徐々に増やし、その一方で収入に対応する生活保護支給額と所得税住民税を計算する。横軸に所得税住民税控除前・生活保護支給前の所得をとり、縦軸に所得税住民税控除後・生活保護支給後の所得をとったとき、図表 2-16 のような計算結果となる。

図表 2-16 には 45° 線も描かれている。太い線は、現行の生活保護制度と所得税住民税が適用された場合の所得を示している。所得がゼロの状態から始めよう。最低生活費は226.6万円になるため、この水準までは必ず所得は保証されている。最低生活費を超えると、所得税住民税が課税されるため、太い線は45°線よりも低い傾きで上昇してゆく。

ここで、生活保護制度については「選択型チャレンジ支援税」のプランBを適用し、所得税住民税については年金保険料控除の廃止を適用する。年金保険料控除とは、1年間に支払った年金保険料を所得控除として課税所得から差し引ける制度である。年金保険料控除の廃止を想定する理由は、先の公的年金に関する提言において、年金保険料の家計負担部分の廃止が掲げられているからである。

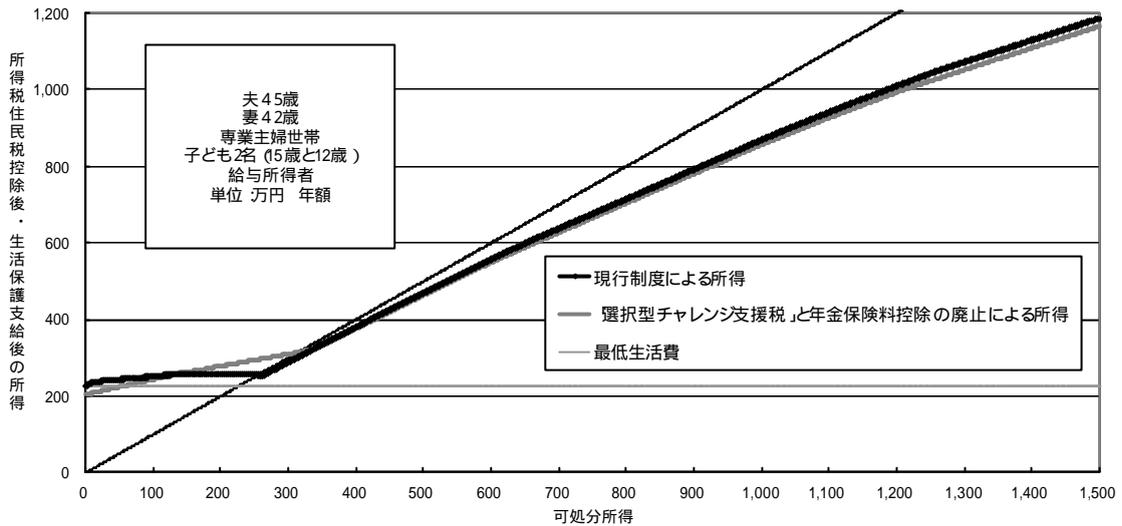
年金保険料控除の廃止によって、所得税住民税は増税となる。しかしながら、先の提言においては、年金保険料の家計負担そのものが廃止されているから、年金負担を考慮した場合の可処分所得は増えているので、ネットで増税ではない。

図表 2-16 では、提言案を適用した場合の所得を、薄い太い線で示している。「選択型チャレンジ支援税(プランB)」によって、最低生活費はやや下がるものの、生活保護支給後の所得(可処分所得)は上昇する。一方、年金保険料控除の廃止によって、所得税控除後

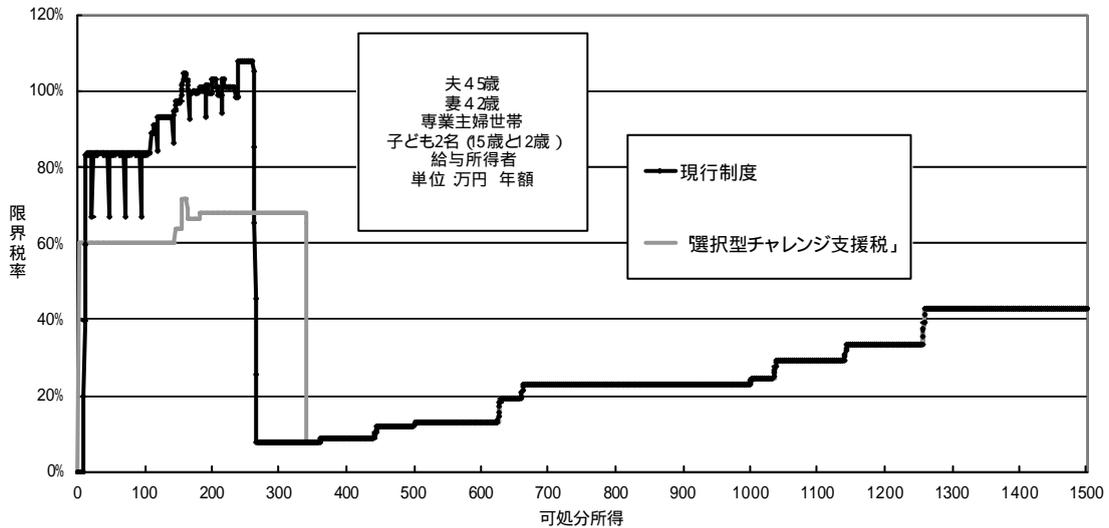
の所得は低下することになる。

さらに、図表 2-17 では、限界税率が示されている。限界税率は、家計が収入を 1 万円追加的に増やしたとき、その追加的な 1 万円のうち、どの部分を負担するか（手取りの収入にできないか）を示したものである。なお、世帯の想定は先と同じ家族世帯である。

図表 2-16：課税前・生活保護支給前所得と可処分所得（家族世帯）



図表 2-17：現行制度と「選択型チャレンジ支援税（プラン B）」の限界税率（家族世帯）



まず、現行の生活保護制度では、ほぼ 100%の限界税率となっていることに注目したい。ところどころで、限界税率が下がっているのは、勤労控除などが考慮されることで、若干の労働供給への配慮がなされるからである。しかしながら、現行の生活保護制度は、おお

むね 100%の限界税率をもっていると考えて良い。このことが、働く意欲をもつ低所得者にとって、労働への大きな障害となっている可能性は否定できない。

「選択型チャレンジ支援税」の導入により、限界税率を劇的に下げることができる。そのため、生活保護世帯で労働意欲のある家計は、より働くことで生活保護世帯を脱するように行動するであろう。まさに、トランポリンのごとく、生活保護世帯を引き上げる仕組みを生活保護制度がもつことになる。

「選択型チャレンジ支援税」のトランポリン機能をより理解するために、図表 2-18 では具体例を示している。まず、現行の生活保護制度において、労働による勤労所得 130.0 万円を得ている家族世帯があるとす。彼らの生活保護支給額は 125.2 万円であり、これらを合計した 255.2 万円が可処分所得となる。

図表 2-18： 選択型チャレンジ支援税導入の具体例

現行の生活保護制度		勤労により 1 万円を追加的に得た場合		
勤労所得 (年収)	130.0 万円	1.0 万円増加	→	131.0 万円
生活保護支給額	+ 125.2 万円	1.0 万円減少	→	+ 124.2 万円
可処分所得	255.2 万円	変化無し	→	255.2 万円
注) 生活保護支給額 = 最低生活費 226.6 万円 - (勤労所得 - 勤労控除 28.6 万円)				
「選択型チャレンジ支援税」プラン B		勤労により 1 万円を追加的に得た場合		
勤労所得 (年収)	130.0 万円	1.0 万円増加	→	131.0 万円
生活保護支給額	+ 126.0 万円	0.6 万円減少	→	+ 125.4 万円
可処分所得	256.0 万円	0.4 万円増加	→	256.4 万円
注) 生活保護支給額 = 最低生活費 226.6 万円 × 90% - 勤労所得 × 60%				

このとき、夫が追加的に 1 万円だけ働くことで所得を得たとしよう。このとき、勤労所得は 131.0 万円に増える。しかしながら、生活保護支給額は 124.2 万円となり、1 万円減額されてしまう。これにより、可処分所得は追加的に 1 万円働く前の状況と変わらず 255.2 万円のままである。

すなわち、現行の生活保護制度は、追加的な労働に対して 100%の限界税率を適用し、生活保護支給額を減額することで追加的な所得を吸い上げてしまう。そのため、労働インセンティブは減退する仕組みになっている。

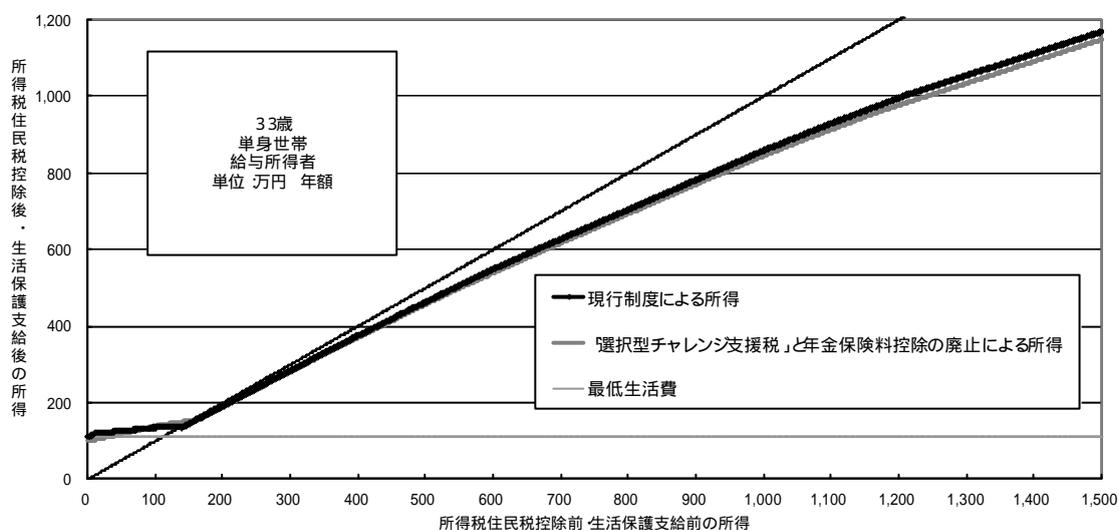
一方、「選択型チャレンジ支援税 (プラン B)」の場合はどうだろうか。追加的な労働で得た 1 万円で勤労所得が 131.0 万円になったとき、生活保護支給額は 126.0 万円から 125.4 万円となり、0.6 万円だけしか減額しない。0.6 万円は、プラン B の 60%の限界税率に対応している。したがって、プラン C を選ぶ場合は、限界税率を 50%にすることができる。

結果的に、可処分所得は 126.0 万円から 125.4 万円となり、0.4 万円増えることになる。すなわち、「選択型チャレンジ支援税」には、現行の生活保護制度には存在しない、労働に

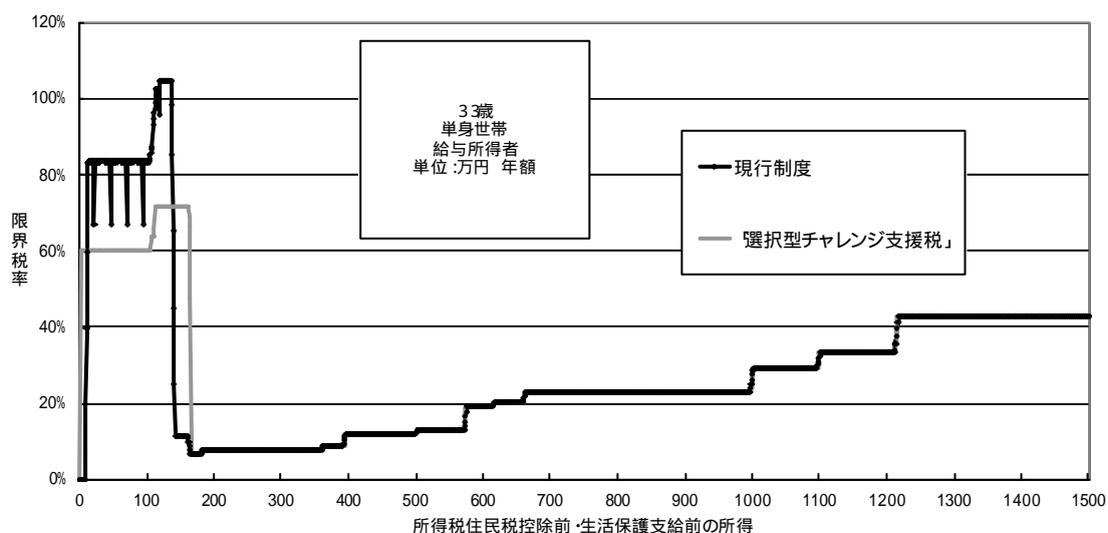
対するインセンティブを与えるトランポリン機能が備わっていることが分かる。

次に、家族世帯ではなく、単身世帯の場合について図示しているのが図表2-19と図表2-20である。ここでは、給与所得者で33歳の単身世帯が想定されている。生活保護は家族構成を考慮して支給されるから、単身世帯になれば、家族世帯よりも最低生活費が低下する。ただし、それを除けば、家族世帯と同じ傾向が単身世帯にもみられる。限界税率についても、労働インセンティブについて同様の問題が指摘される。「選択型チャレンジ支援税」によって、限界税率が下がり、労働インセンティブを強化することができる。

図表 2-19：課税前・生活保護支給前所得と可処分所得（単身世帯）



図表 2-20：現行制度と選択型・チャレンジ支援税の限界税率（単身世帯）



## 財政的にも実行可能を証明

生活保護世帯の予算を引き上げ、限界税率を低める「選択型チャレンジ支援税」を導入した場合、政府の追加的な財源が必要となる可能性がある。「選択型チャレンジ支援税」の実行における問題は、この追加的な財政支援がいくらになるのか、というところにある。そこで、所得分布モデルを利用して、提言案が財政的に実行可能なものなのか、実証的に検証してみたい。

所得分布モデルでは、2004年の年齢別の所得分布を推計し、低所得者層を含めた仮想的な所得分布データを生成することで、2004年の所得税住民税制と生活保護制度を実証的に分析できる<sup>2</sup>。

前述の提言1により、年金保険料は廃止されるため、所得税住民税において年金保険料控除も存在しなくなる。したがって、所得税住民税においては税収が増える。計算によると約1.5兆円の税収を確保することができる。一方、「選択型チャレンジ支援税」を導入するときに留意すべきは、どこまで最低生活費（切片）を保証するか、どの程度の限界税率（傾き）を設定するかである。最低生活費を大きく保証すれば、それだけ導入費用は増える。限界税率を低めても、導入に必要なコストは増える。このプラスとマイナスの要素をいかに組み合わせるかで、あらたな財政支出の要不要が決まる。

図表2-21は、年金保険料控除による税収増と先に示した「選択型チャレンジ支援税」における各プラン単独でかかるコストを踏まえて必要財政支出を計算したものであるが、いずれのプランにおいても、必要財政支出はマイナスとなっており、生活保護世帯がどのプランを選択したとしても、追加的な財源を確保する必要はないことがわかる。これは、「選択型チャレンジ支援税」が財政の面からも実行可能であることをあらわしている。

また、提言1の公的年金の改革において、年金目的消費税の導入が考慮されている。消費税の最大の問題点は、低所得者の税負担率が高くなる逆進性である。「選択型チャレンジ支援税」は、働く意欲をもつ世帯に対して、消費税の逆進性を緩和できるだろう。

図表 2-21： 選択肢の提示と必要な財政支出

プラン	内容	必要財政支出
プラン A	最低生活費 100% 限界税率 70%	- 0.4293 兆円
プラン B	最低生活費 90% 限界税率 60%	- 0.3437 兆円
プラン C	最低生活費 80% 限界税率 50%	- 0.1558 兆円

<sup>2</sup> 所得分布モデルについては資料編を参照。

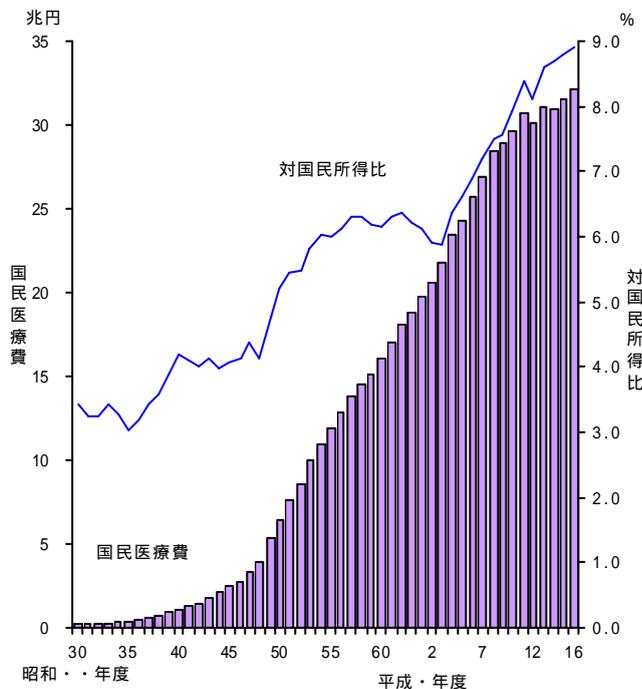
### 3.医療制度改革：「選択型健康保険制度」を導入する

#### 世界に誇れる医療システムでも不安な理由

医療分野の技術進歩は著しく、先達の数々の努力の成果から、日本は世界の最長寿国となっている。昔なら命を落としたような病も簡単に治療できたり、病そのものが撲滅されたりもしている。移植、痛みを和らげる治療、機能回復、予防など様々な生命延長の技術も発達している。また、日本の場合、全ての人々が何らかの公的健康保険に加入する国民皆保険制度を実現しているため、医療機関受診の平等が保障されており、経済的な理由で医療が受けられないケースはきわめて少ない。さらに、医療機関の数は多く、分布の偏りも世界的視野で見ればまずまずであることから、世界各国と比較してもきわめて優れた医療システムを有していると言える。それなのに、なぜ私たちは不安なのであろうか。

1つ目の理由としては、医療が多くの資源を必要とするようになったことがあげられる。つまり、生命延長のために使われた資源に対する費用負担が、巨額になっている実態である。図表 2-22 にあるように、平成 16 年度の国民医療費は 32.1 兆円、国民所得の 8.89% の水準になっている。これは、国民 1 人当たり換算すると 25.2 万円という水準である。健康な人にとっては 0 円だが、もし病気になったらたとえ一部負担分だけでも賄いきれない大きな負担のしかかってくるかもしれない。いろいろな意味で、今後の生活がどうなるだろうかという不安が拭えないのである。

図表 2-22：国民医療費と対国民所得比の年次推移



2つ目には、健康保険制度を含む医療制度に対する漠然とした不信感があげられよう。先に述べたように費用負担の危険を緩和する健康保険の仕組みが内包されているものの、医療制度そのものは非常に複雑でわかりづらい。必要に迫られての自己負担割合や保険料の引き上げといった負担増、あるいは介護保険制度の創設についても、その必要性についての理解が全く得られていないと言えよう。少子高齢化を声高に叫ぶだけの政府あるいは保険者の対応は場当たりのみしか見えないため、警戒感が失望へ、そして不安へと変わっているのである。

3つ目には、健康状態（健康リスク）が、そもそも不確実であることにある。今この瞬間、健康であると思っても、実際には病んでいるかもしれないし、将来もずっと健康であり続けられるかどうかはわからない。いつかは病気になるであろうし、そして、いつかは死ぬ。これは、一般市民であっても、知識を豊富に有する医療分野の専門家であっても同じである。そのため、普段から考えているかどうかはともかく、ふと考えはじめると、過度に楽観的な場合もないわけではないが、通常は漠然とした不安が募ることになる。

最後に、直接的な不安の源として、医療提供者に対する疑心暗鬼をあげたい<sup>3</sup>。昨今、インフォームド・コンセントや医療機関情報の開示などにより、患者側が医療提供者を選ぶ素地が作られつつあるものの、専門知識を背景として圧倒的な情報をもつ医療提供者に、患者は全てを信頼して委ねるしか術がない。しかし、利潤動機が見え隠れする状況（医療提供者による需要誘発、過剰診療）、医療事故、個々人の不祥事などの報道に触れれば、信頼感は容易に不信感そして不安へと変化するのである。

### わかりやすい保険制度にする

先に示した4つの不安のうち3つまでは、社会保障改革があるべき方向に進み、正しい情報・知識が皆に提供されることで、かなり軽減することができる。

しかし、3つ目の健康状態（健康リスク）の不確実性に関しては、不老長寿の技術が開発されでもしない限り、本質的に取り除くことはできない。つまり、精密な健康診断や遺伝子診断等でも現在の技術水準では、将来の健康状態（健康リスク）を全て把握することはできないのである。不安材料が存在するからこそ、それを軽減する社会保障システムすなわち医療制度が存在しているのであり、不安は常に無くならないことを認識しなければならない。

その上で、現在問題なのは、経済的にも場合によっては精神的にも不安を軽減するはずの医療制度が、その複雑さゆえに国民に理解されず、不安をさらに強める原因になっていることである。漠然とした健康状態（健康リスク）に対する不安に、制度に対する不信が上乗せされ、漫然とはびこっている。乱暴なもの言いではあるが、国民の医療に対する不信は、医療費の経済的な軋轢よりもむしろ医療制度のわかりづらさにあると言えるのであ

---

<sup>3</sup> 疑心暗鬼を抱かせるのは、医療提供者の行動のみではない。常に患者が弱いとは限らず、窓口で支払う自己負担が少ないがゆえの超過需要といった消費者としてのモラルハザードがありうることを付け加える。

る<sup>4</sup>。

政策当局は、国民が望む医療制度を構築する責務がある。そのためには、夢物語の理想像ではなく、様々な制約条件のもとで、よりよい協働関係を構築できる、達成可能な制度の選択肢を国民に提示する必要がある。非常に複雑でわかりづらく、論点の分かれる医療制度改革議論ではあるが、多くの国民が関心を持てるようなわかりやすい制度設計をすれば、より良い医療制度の構築に向けた議論が活発になるはずである。

そこで、被保険者に焦点をあてて、わかりやすい「選択型健康保険制度」を導入することで、国民の健康意識を高めることを提案する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 状況に応じて負担の在り方を変える。</li><li>(2) 健康診断の結果から予想される今後の健康状態について情報を提供する。</li><li>(3) 健康保険証に更新制度を導入する</li><li>(4) 一定期間、保険を使わなかった場合、健康マイルを付与する。</li></ol> |
|--|

なお、情報・知識の提供体制の構築は急務であり、これは提言4のオレンジ・レターにも反映されている。なぜなら、どのような制度改革をめざすにしろ、国民に正しく伝わっていることが必要であるが、これが達成されていないことがPHP総合研究所「健康保険制度に関するアンケート」(結果詳細は資料編に掲載)から明らかになった。健康保険制度に関する基礎知識10問のうち、6問の正答率が5割を切るという結果となったのである。制度そのものに対する理解も、制度の成果に対する理解も、決して高くなかったということは、政府のアピール不足と制度のわかりづらさに他ならないのである。

### 状況に応じて負担のあり方を変える

「健康保険制度に関するアンケート」では、健康保険制度改革に関するいくつかのアイデアを提示し、その賛否について質問した。「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合が、「喫煙者が支払う保険料を、非喫煙者より高くすべき」(54.2%)、「乳幼児など子どもの患者負担割合を現状より低くすべき」(62.5%)で高く、状況に応じた負担のあり方に理解が得られることが明らかになった(資料:図表3-2参照)。

また、乳幼児など子どもの患者負担軽減についても、合意が得られる状況にある。現在は、自治体ごとの乳幼児医療費助成制度により、地域差はあるものの負担の軽減が図られているとは言えるが、その全国的な拡充が望まれているのである。

さて、いくつかの興味深い結果を紹介しよう。老人の患者負担割合については、「低くす

---

<sup>4</sup>「いざとなったら国や保険が何から何まで面倒を見てくれると漠然と思っていたのに、実際はそうではなかった」「役所の窓口にいけばすぐに手続きできると思っていたのに、実際はそうではなかった」ということも不信感の種となりうる。

べき」と「高くすべき」の2方向で質問した。そして、「低くすべき」については、「そう思う」「まあそう思う」が41.9%、「高くすべき」については「あまりそう思わない」「そう思わない」が44.6%という結果になった。50代までの若年者に対するアンケートだったため、老人の負担については冷たい意見が多いことを予想していたのだが、この予想ははずれた。回答者は、決して自分たちの負担の重さばかりを気にしているのではないと解釈できるだろう。

「免責（低所得者を除き、かかった医療費のうち、受診1回ごとに一定額{1000円または500円}までは自己負担とする）制度を導入すべき」「薬局で買える大衆薬で対応できる軽い病気では保険が効かないようにして、保険料の負担を現状より軽くすべき（大きなリスクに備える保険にする）」の2つについては、賛成でもなく反対でもない「どちらでもない」が39.0%、33.3%とキャスティング・ボートを握っている<sup>5</sup>。特に、後者は賛成・反対・どちらでもないが3分の1ずつと、物議を醸しうる状況となった。具体的な制度設計次第で採択も不採択もありうる、人々にとって非常におもしろいアイデアなのではないだろうか。

以上のように、状況に応じて負担のあり方に変化をつけることには、一定の理解が得られることが明らかになった。具体策の検討と実現にむけた技術的な課題の解決を急ぐべきである。

### 健康情報を提供する

「健康保険制度に関するアンケート」によると、毎年健康診断を受診している人が62.9%にのぼり、そのうち66.9%が「診断結果をふまえて健康に気をつけている」と回答し、「診断結果を知らない」は0.6%にとどまった。つまり、診断結果には皆それなりに目を通していているということになる。

診断結果に人々の興味をひくような情報が追加されれば、健診情報もさらに活用されるはずである。そこで、健康情報提供自体にニーズがあるかを聞いたところ、全体の9割近い人から肯定的な回答があり、健康情報の効果に対する期待・ニーズともに非常に高いことが確認できた。

そこで、具体的な選択肢を提示し、どの情報を希望するかを聞いたところ(複数回答可)資料の図表3-9にあるように、発病のリスクとその改善方法に関わる情報のニーズが特に高いことがわかった。

予防の必要性を認識させ、健康意識を高めるような情報提供が望まれている。

---

<sup>5</sup> 「治療に大きな費用のかかる重い病気については保険とは別の枠組みでカバーすることとし、保険料負担を軽くすべき（小さなリスクに備える保険にする）」については、「そう思う」「まあそう思う」が52.4%と過半数を超えたが、「別の枠組み」の負担の転嫁先が明確に意識できない設問であったため、賛成多数と簡単に割り切ることはできない。

## 保険証を更新し、健康について学ぶ

・健康保険証を3年程度で更新することとし、公的な身分証明書として通用するように本人の写真を添付する。

写真がないために、最近では健康保険証単体では身分証明にならないケースが多くなっている。写真の添付は技術的に難しいことではないし、3年程度での更新頻度により、写真が陳腐化せず、本人確認の際に不必要に疑われることがないというメリットがある。

さらに、運転しないにもかかわらず、身分証明のために運転免許を更新しつづける必要はなくなる。より現実的には、写真の添付により、健康保険証の不正使用を防げるといふ、大きな効果を得ることもできる。

・原則として更新は有料とし、更新前プログラムの受講等により免除する。

更新前プログラムの受講等により更新料免除にすることにより、受講を促すことができ、普段健康に特に気を遣わない人に対しても定期的な啓発が可能になる。

なお、更新しなければ失効という運転免許のような仕組みはなじまないため、更新前プログラムを受講しない場合は有料での更新とする。

・更新前プログラムを開講する。

今までは、ただ支給されているだけだった健康保険証だが、更新前に定期的に健康教育・医療機関受診教育あるいは健診結果をふまえたカウンセリングなどを行うことにより、予防や機能訓練、新たな制度の説明等、健康保険被保険者として必要な知識を補い、被保険者の健康意識を高めることができる。

また、定期的に健康保険証の写真を新たなものにすることにより、保険証所持人と保険証名義人との同一性の識別を確保することが可能になる。

## 健康マイルで特典を

・一定期間、保険を使わなかった場合、健康マイルを付与するものとする。

健康マイル： マイレージのようなポイント。一定マイル獲得すると、健康ボーナス（一時金）給付や、保険料の値引き、健康関連バウチャーとの交換など各種特典を受けられる。

「健康保険制度に関するアンケート」（結果詳細は資料編に掲載）で、どのような健康保険があったらよいかを質問したところ（複数回答可）資料の図表 3-3 にあるように「特定期間保険を使わなかったら保険料が低くなる保険」（72.0%）、「特定期間保険を使わなかったら保険料が低くなる保険」（65.3%）の2項目の選択率が圧倒的に高かった。回答者が20

～50歳代の比較的有病率が低く医療機関未受診者の多い世代であることから、あらかじめ予想できる結果ではあったが、保険を使わなければ保険料が低くなる仕組みや、一時金が給付される仕組みが求められていることが確認できたことになる。

これらの希望を満たす仕組みが、健康マイルである。獲得マイルの多寡に応じて、保険料値引きや一時金給付、人間ドックやスポーツジム等の健康サービス、ヘルスマーターや健康食品等の健康グッズとの引き換えが可能な健康関連バウチャーを発行するといった各種特典を用意し、国民の健康意識・選択意識を高めるのである。もちろん、疾病のために保険を使う人にとって、今までと何ら変わらず、特段のデメリットがないことを付け加えておく。

なお、自身での健康管理が難しい子どもについては対象からはずすなどの制度設計については、大枠を国全体で設定すべきであろうが、健康保険制度が複数ある現状では、健康保険ごとに交換マイル数および各種特典に違いが出ることもあるだろう。特に、被用者保険の場合、被扶養者の健康マイルの取扱いについては、一定の配慮が必要になる。また、各種特典については、健康保険側が何を取り入れるか、交換マイル数をどの程度に設定するかについて関心が集まることは必定で、今までその存在がほとんど無視されてきた保険者にとっては腕の見せどころとなる。

この健康マイルは、窓口で支払う自己負担が少ないから、あるいは他に行くところがないから、といった理由での医療サービスの超過需要といったモラルハザードを防止しうる枠組みであり、健康な人は、より健康でいつづけようと少なからず意識するような動機付けにも役立つ。さらに、自身や家族の健康、そして加入する保険に対する関心を高めることにつながるのである。

### 健康意識を高めみな幸せに

知れば知るほど不安になる、それもまた真ではある。しかし、知らないままに、問題がどこにあるのか予測すらできないで、ただ不安に思うのは賢い被保険者としては建設的ではない。何となくごまかされている、といった漠然とした疑心暗鬼は、誰をも幸せにはしない。健康保険証をまじまじと見てみる、最近の医療制度や自分の健診結果をしげしげと眺めてみる、といったことで情報や知識を獲得し、健康に対する意識が高まることは、不安を軽減することにつながるだろう。

お金が問題なのではない、それもまた真である。「健康保険制度に関するアンケート」からは、資料の図表 3-2 にあるように、ただ負担したくない、負担を増やしたくないというわけではないという意識が読み取れた。負担の重圧を感じてはいるものの、負担の必要性を認識してはいるのである。わかりやすい制度、納得のいく説明が、健康意識を高めると同時に、負担の重圧感を軽減することにつながるだろう。

健康を望まない人はいない、それもまた真である。しかし、人は常に健康を失うリスクを背負っており、そのリスクに備えるのが健康保険制度であり医療制度である。リスクに

しっかり備える制度を構築することは大前提であり、たゆまぬ努力を求めるところである。しかし、その中で、出来るだけ長く健康を維持したいと思い努力する人々の自然な営みを後押しするような制度設計をすることにも、目を向けてほしい。医療保険を使わないインセンティブを高めることで、医療費節約の可能性が生まれるかもしれないのである。

「選択型健康保険制度」は、人々の関心を、健康に向けようとする仕組みである。表面的に劇的な変化(たとえば医療の効率性の向上や医療費削減)は表れてこないかもしれない。しかし、身近なところから健康と健康保険制度に対する興味を引き出すことで、将来の医療制度についての大局的な議論・選択のための知見をも獲得できるのではないだろうか。皆が少しずつ幸せになれる仕組みを提案したつもりである。

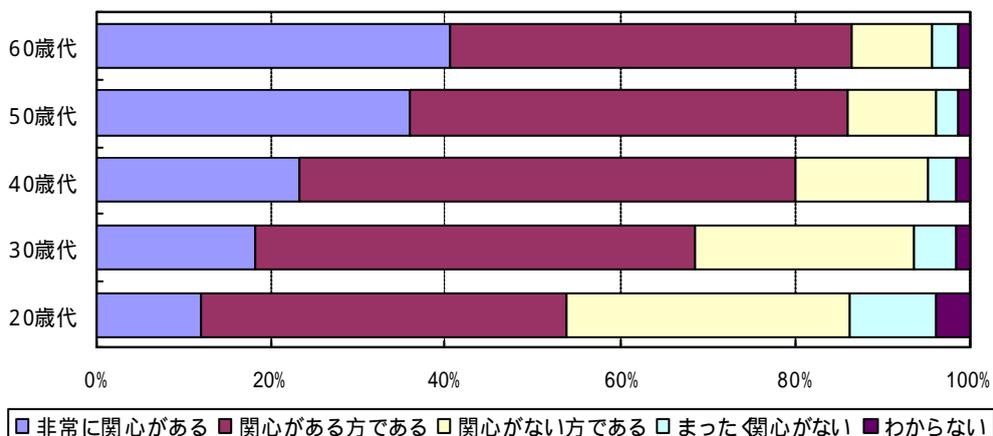
## 4. 社会保障情報改革：「オレンジ・レター」を発行する

### 知りたいのに知らない、情報不足の実態

社会保障制度の情報が国民に届いていない。社会保障制度は国民の生活をサポートするための仕組みであり、国民の関心は高い。しかし実際には、国民はどんな制度でどんなサービスを受けられるかについて理解していない。この実態は各種世論調査によって明らかである。

公的年金は高齢者世帯の収入の約7割を占める柱であり、高齢者だけでなく人生設計を考える現役世代にとってもその知識は必要である。生命保険文化センターの調査によれば、20歳代でも半分以上が、50～60歳代では約9割が公的年金に関心を持っている(図表2-23)。

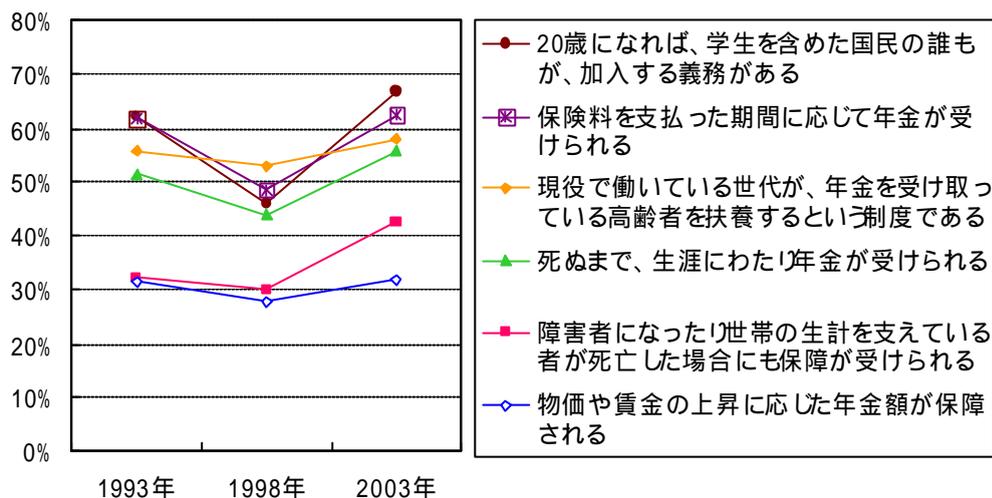
図表 2-23：公的年金に対する関心の程度



資料：生命保険文化センター『平成16年度生活保障に関する調査』

しかし、公的年金サービスに対する国民の知識は不足している。図表 2-24 のように、加入・納付義務という負担サイドの認知度が非常に高くなっている一方、給付の実質価値が維持されることや障害年金・遺族年金の存在、死亡するまで給付を受けられることなどの給付サイド、すなわち国民にとってのメリットの認知度は低くなっている。

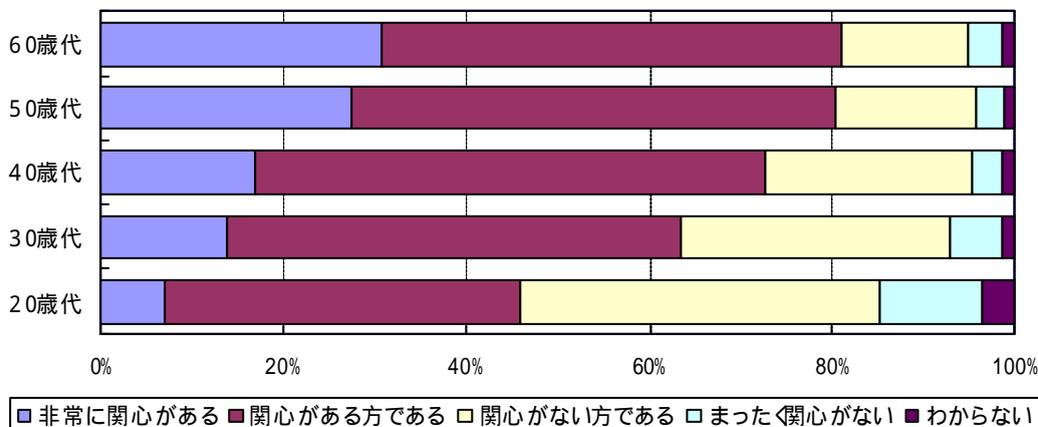
図表 2-24 : 公的年金制度に関する周知度



資料：内閣府『公的年金制度に関する世論調査』

国民の日々の生活を支える健康保険制度についても、国民は強い関心をもっている。生命保険文化センターの調査によれば、公的年金と同様、20歳代でも半分近く、50～60歳代では約8割が公的医療保険（健康保険）に関心をもっている（図表 2-25）。

図表 2-25 : 公的医療保険に対する関心の程度

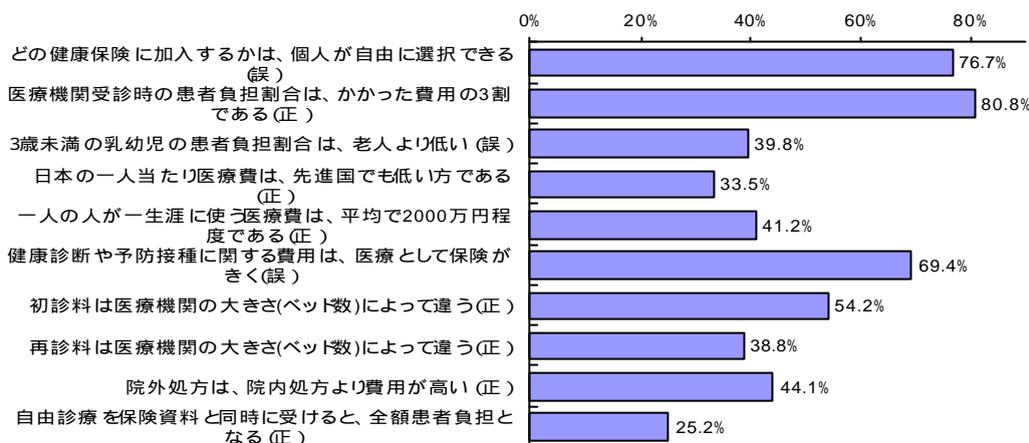


資料：生命保険文化センター『平成16年度生活保障に関する調査』

その一方で、年金同様、健康保険についても国民は理解が不足している。当プロジェクトで健康保険制度に関する基礎知識の正誤を問うアンケートを実施したところ、老人の患者負担割合の低さや再診料が医療機関の規模によって異なることなどの正答率が約4割にとどまっております、健康保険制度の理解度が低いことが明らかになった（図表2-26）。

このように、国民は社会保障制度に対して関心が高い一方で、十分な知識を有していないのが実情である。

図表2-26 :健康保険制度に関する知識 (正誤問題に対する正答率)



注1：括弧内は設問に対する正解

### 情報不足が招く3つの問題とは

このような情報不足状態は、以下の3つの問題を引き起こす。

第一の問題は、個人（家計）が自らの人生設計を適切に行えない点である。公的年金や健康保険はいまや国民生活の基礎として浸透しており、その存在を無視して生活することはできない。社会保障制度以外に老後生活や医療費負担に対する備えとして貯蓄や私的な保険への加入などがあるが、現在の日本においてはその役割は社会保障制度の補完である。個人がどの程度貯蓄しどの程度私的な保険に加入するかを考える際には、社会保障制度でどの程度カバーされるのかが重要な前提になる。また、公的年金には物価スライドなどの実質価値を維持する仕組みが組み込まれており、その性質は個人の資産構成（ポートフォリオ）を検討する際に重要な情報となる。現在のように社会保障制度について正確な知識をもたない状況では、社会保障制度でカバーされる部分に応じた適切な私的準備が不可能である。

第二の問題は、情報不足や認識不足のために無計画に人生を過ごし、将来保障が必要になった時に準備不足やフリーライド（制度へのタダ乗り）が発生しうる点である。社会保障に関する情報提供は、単なる制度の解説だけにとどまらず、それぞれの制度がカバーす

るリスク、すなわち公的年金であれば長寿リスク、健康保険であれば疾病リスクについての情報提供や意識付けの役割をもつ。図表 2-23 や図表 2-25 で見たように、多数の国民は社会保障制度に関心をもっており、これはそれぞれの制度がカバーするリスクへの関心や不安がベースになっていると考えられる。

しかしいずれの図表においても若年層の関心は低く、30～40代でも3割程度が関心をもっていない。社会保障制度に関心をもっていない層は長寿リスクや疾病リスクに対する関心も低く、社会保険料が未納であるなど準備が不十分である可能性が高い。確かに、調査結果が示すように年齢を重ねれば次第に関心が高まる傾向にあるが、老後の生活費や医療費に対する備えは多額に上るため、早期に準備を開始することが望ましい。また近年は晩婚化や出産年齢の高年齢化が進んでいることから、若年時代から老後準備を進めないと、中高年時代に老後準備と子育ての2重の負担を負うことになる。このように、若年時代の情報不足が保障必要時の準備不足の原因となる可能性がある。

第三の問題は、情報不足のために社会保障制度への信頼が低下したり、ガバナンスが不十分になる点である。図表 2-24 や図表 2-26 で見たように、年金給付の実質価値が維持されることや、医療機関の規模によって初診料や再診料に差があるといった身近なことについても国民は知識が不足している。知識の不足が誤解を生み、制度のメリットに関する知識不足のために不満が生じている可能性がある。また、関心の高さと知識の不十分さのギャップ自体が不満の原因となる。

社会保障改革が身近な問題として選挙の争点になることがあるが、前述のとおり実際には国民はその問題について十分には理解しておらず、きちんとした判断が困難な状況にある。また年金財政の見通しなどは、国民は報道を通じて知ることがほとんどで、実際に政府の予測を直接見る機会はほとんどない。このように、社会保障制度に対して国民によるガバナンスが有効に機能していない状態が、制度に対する信頼をさらに低下させている。

### **国民の知識不足は国の怠惰が原因**

このような国民の知識不足の原因は、社会保障の運営者から加入者に向けた情報提供の不足にある。現在、加入者が請求手続きをしなくても提供されている情報は、図表 2-27 の内容に限られている。現状で不足しているのは、制度の仕組みや制度全体の財政状況に関する情報<sup>6</sup>、公的年金加入者に対する年金見込額の情報、事業主が負担した保険料の情報などである。特に図表 2-24 や図表 2-26 で明らかなように、給付や負担の金額を知らせる以前の問題として、国民から見た制度の仕組みやメリットを伝えることが重要であることには注意が必要である。

---

<sup>6</sup> 健康保険の運営者によっては、広報誌などを通じて制度内容や財政状況の周知を行っている。

図表2-27：社会保障に関する主な情報提供媒体（通知）

分野	通知名	内容	提供時期	提供者	提供対象
公的年金	標準報酬決定通知	保険料や年金額算定の基礎となる標準報酬の金額の決定通知	原則年1回（随時改定あり）	事業主	加入者（国民年金を除く）
	給与明細	本人が負担した保険料の金額	月1回など	事業主	加入者（国民年金を除く）
	国民年金保険料納付額のお知らせ	過去1年間の国民年金保険料の納付実績	年1回	社会保険庁	加入者（国民年金第1号被保険者）
	年金加入記録のお知らせ	公的年金の加入歴（加入制度（事業所）と加入時期）希望者には年金見込額のお知らせも送付	58歳到達時	社会保険庁	加入者（58歳到達者）
	印字済裁定請求書	年金の受給開始手続き（裁定）に必要な書類（一部項目は印字済） 受給資格がない方には、その旨を知らせるハガキ	支給開始年齢到達前	社会保険庁	加入者（支給開始年齢到達者）
	年金額改定通知書兼年金振込通知書	物価スライド等による改定後の年金額および支払い予定額（年金額から所得税と介護保険料を徴収）	年1回	社会保険庁	受給者
健康保険	標準報酬決定通知	保険料の基礎となる標準報酬の金額の決定通知	原則年1回（随時改定あり）	事業主	加入者（国民健康保険を除く）
	給与明細	本人が負担した保険料の金額	月1回など	事業主	加入者（国民健康保険を除く）
	医療費通知	患者本人と保険者（健保組合や共済組合など）が支払った医療費の額（医療機関・受診年月別に集計）	年数回	保険者	加入者

また、制度に対する信頼を回復するためには、国民の情報ニーズに応える必要がある。図表2-28によると公的年金に関しては、国民は受給見込み年金額や財政見通しについて強い関心をもっていることが分かる。また詳細を見ると被保険者の状態ごとに関心度が異なる情報があり、第3号被保険者では被保険者記録、未加入者では受給要件が他の被保険者と比べて関心が高い情報となっている。情報提供の際には、このような傾向にあわせて、被保険者の状態ごとに提供情報を変えたり掲載の仕方を変えるなどの工夫も必要である。

図表2-28：公的年金に関して知りたいこと（3つまでの複数回答）

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
受給見込み年金額	69.7%	81.3%	83.7%	15.8%
財政の現状・将来見通し	44.5%	46.5%	44.5%	21.8%
年金の手続き	12.7%	15.8%	17.6%	12.2%
受給要件	13.2%	11.9%	13.2%	19.3%
制度の仕組み	10.8%	10.3%	9.2%	11.0%
自分の被保険者記録	6.4%	6.0%	10.0%	5.9%
保険料	9.5%	8.6%	8.0%	9.7%
公的年金と個人年金の違い	6.4%	5.3%	5.2%	3.2%
年金相談の場所	3.3%	3.0%	3.0%	8.0%
その他	8.2%	4.4%	3.2%	40.5%

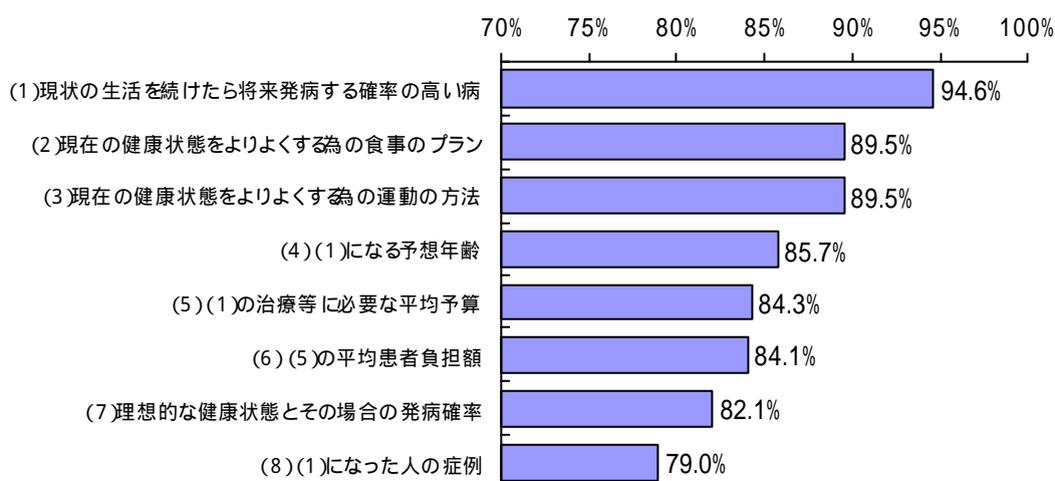
資料：社会保険庁『平成16年公的年金加入状況等調査結果の概要』

また医療に関して当プロジェクトが実施したアンケートでは、「健康状態の将来予測や健康の維持・改善方法などの情報提供サービス」を希望する意見が 85.2%と高かった（図表 2-29）。具体的な情報については、「現状の生活を続けたら将来発病する確率の高い病」についての情報を求める人が 94.6%と最も多く、次いで健康状態を向上させるための食事や運動のプランという健康増進に前向きなニーズが強かった（図表 2-30）。これらの結果より、国民は病気になった時に必要な健康保険の情報だけでなく、病気を予防するための情報も望んでいることが明らかになった。

図表2-29：健康状態の将来予測や健康の維持・改善方法などの情報提供サービスの希望



図表2-30：どのような健康情報を希望するか（複数回答）



注：情報提供サービスの希望者のみへの設問

### スウェーデンのオレンジ・レターを日本流に発展させる

スウェーデンでは、国民に自分の年金情報を伝えるオレンジ・レターが 1999 年にスタートした。それには、複数の退職年齢と経済成長率の組み合わせに基づいた受給予定額や納めた保険料の額、スウェーデン独自のみなし個人勘定の収支明細などが記され、年に一度、国から国民に手紙として送られてくる。その封筒の色がオレンジであることから、一般にオレンジ・レターやオレンジ・エンベロップと呼ばれている。また、同様の年金に関する

個人宛の通知は、米国やドイツ、カナダなどでも実施されている（臼杵 2005）。これまで述べてきた日本の現状を踏まえると、政府はこのオレンジ・レターをさらに発展させた形で、国民に対して社会保障に関する情報を積極的に提供していくべきである（図表 2-31）。

ここで提案する日本版オレンジ・レターのひな形は、読み手の負担感を抑えるために 4 ページから構成される。実際には A 3 版の両面に振り分けて印刷し、中折れのリーフレット形態で提供する。オレンジ・レターに掲載しきれない詳細な情報については、窓口、電話、インターネットのサービスを通じて提供する。

1～2 ページ目は公的年金に関する情報で、加入記録のお知らせ、納付済保険料のお知らせ、年金見込額のお知らせ、公的年金の特徴（終身年金と物価スライド等）、公的年金の財政状況、公的年金に関するお問い合わせ先、を掲載している。3～4 ページ目は医療・健康に関する情報で、加入状況のお知らせ、受療状況のお知らせ、健康マイルのお知らせ、健康保険の特徴、健康維持のためのアドバイス、健康保険に関するお問い合わせ先、を掲載している。

オレンジ・レターのポイントは次のとおりである<sup>7</sup>。まず全体的にわかりやすい体裁とするために、文章による説明を簡潔にして表による表示を多用する。1 ページ目に掲載した年金の加入記録は、単に加入期間を示すだけでなく受給資格を満たしているかどうかについても記載し、安心感を高める。年金見込額は、将来の予想年金額に加えて確定した加入実績に基づく金額も記載する。将来の予想年金額は複数掲載し、前提の変化によって変化することの理解を促す。さらに 2 ページ目には、一生涯給付されることや実質価値が維持されるという公的年金のメリットや、人々が関心をもっている年金財政の状況を掲載する。3 ページ目以降は医療や健康に関する情報である。まず年金と同様に加入状況を掲載する。次に、過去 1 年間の傷病名別の受療履歴<sup>8</sup>や無診療日数を示す健康ポイントを掲載し、自らの健康状態に関心をもってもらおう。また、健康マイルの特典の例も掲載して健康維持へ向けた意識を高める。続けて 4 ページ目の冒頭には、受療履歴や健康診断の結果に基づいた予想疾病と、その予防に向けた生活アドバイスを記載する。

なお言うまでもなく、オレンジ・レターの提供にあたっては個人情報への十分な注意が必要である。その観点からオレンジ・レターの提供先は希望者のみとし、さらに希望者に送付する際には情報保護に十分注意する。また、インターネットが十分に普及した状況では、希望者にネットサービスへのアクセスに必要な ID などを予め提供し、毎年の情報更新の際にはテレビなどの広告でアクセスを促したり、アクセスがない場合にはメールや郵便で閲覧を促すなどの方法も考えられる（その際にもセキュリティの確保は重要である）。

<sup>7</sup> 表示方法や内容については、臼杵・中嶋・北村(2005)、中嶋・臼杵・北村(2005)、同(2006a)、同(2006b)の実験結果を参考にした。

<sup>8</sup> 既存の医療費明細は医療機関別であるため、自らの健康状態や病気の傾向は把握しづらい。

図表 2-31：オレンジ・レターのひな形



## メディアミックスで加入者とのコミュニケーションを

このようなオレンジ・レターを提供したうえで、他の媒体も使って政府や制度運営者と加入者のコミュニケーションを充実させるべきだろう。例えば、テレビ・ラジオのコマーシャルや、新聞・雑誌・Webの広告、街頭ポスターでは、通知を送ったことの告知、制度を改正したことの告知、必要な届け出などの注意喚起を行うべきであろう。これまでの広告等は、どちらかといえば、制度への加入や保険料の納付が義務であることを告知し、これらを勧奨する側面が強かった。そのために、前項で見たように公的年金のメリットがあまり認知されていない結果になっているのではないだろうか。

オレンジ・レターの先行例であるスウェーデンでは、新聞やテレビなどを通じてオレンジ・レターを発送したことを広告している。またスウェーデンでは、オレンジ・レターの送付後に1000人を対象にしたアンケートなどを実施し、それを踏まえてオレンジ・レターの構成や体裁を毎年変更している。そして送付した際の広告に「今年のオレンジ・レターには新たな重要な情報が載っている」などと注意を喚起するメッセージを載せている。

さらに、通知をきっかけとしてより詳しい情報を知りたい人のために、窓口や電話、インターネットなどによる相談サービスを充実させるべきである。例えば、現在社会保険事務所で行われている年金相談は加入記録の照会や受給見込額の照会が多いが（図表 2-32）オレンジ・レターを送付すればそれらの業務は減少する。その労力を相談に振り向ければ、社会保険事務所の機能が効率化するだろう。

また、インターネットを使ってインタラクティブに情報を調べられる仕組みを準備しておけば、窓口などの業務が効率化するだけでなく、窓口に相談に行くことが難しい社員などに情報を提供する手段となる。実際、年金に関する通知を実施している諸外国では、通知の開始にあわせてコールセンターを充実したり（スウェーデン、ドイツ）インターネットを使ってさらに詳しい情報や試算を請求できるサービス（スウェーデン）を行なっている。オレンジ・レターの提供にとどまらず、むしろオレンジ・レターの提供をきっかけとして社会保障情報の提供を充実していくことが、前述した諸問題の解決に必要である。

図表2-32：社会保険事務所来訪者の目的と年金相談の内容

来所の目的 (複数回答)		年金相談の内訳 (複数回答)	
健康保険・厚生年金の加入・喪失等	45.2%	年金請求の手續	43.7%
年金相談	32.1%	加入記録の照会	37.3%
その他	11.0%	受給見込額の照会	35.3%
健康保険の給付請求手續	8.3%	年金制度の照会	11.3%
国民年金保険料の納付・相談	5.5%	その他	6.9%
年金受給者の各種変更手續	5.0%	制度加入・脱退関連	2.5%
健康保険・厚生年金の保険料納付	1.7%		
船員保険の各種相談・手續	0.4%		

注1：来所目的の有効回答者数は2,082人、年金相談内訳は638人

注2：調査実施日＝2004年7月20日(火)および7月26日(月)

資料：社会保険庁『社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査』の結果について』



---

---

**資料編】**

---

---



# 1.健康保険制度に関するアンケート

健康であることに対するインセンティブを高めたり、個々人の状況に応じて選択が可能な医療制度のあり方を考える場合、まず国民の意識を知ることが重要となる。そこで、健康保険について国民はどのような制度を望んでいるのか、また、どのような情報を求めているのか、主にこの2点を明らかにするため、アンケート調査を実施した。

調査概要は以下の通りである。

## 【調査概要】

1. 実施方法 :インターネットリサーチ
2. 調査対象 :Yahoo リサーチモニター (20~ 50代)
3. 有効回答数 :1707人
4. 実施時期 :2006年 9月 22日 ~ 2006年 9月 26日

## 健康保険制度に関する基礎知識について

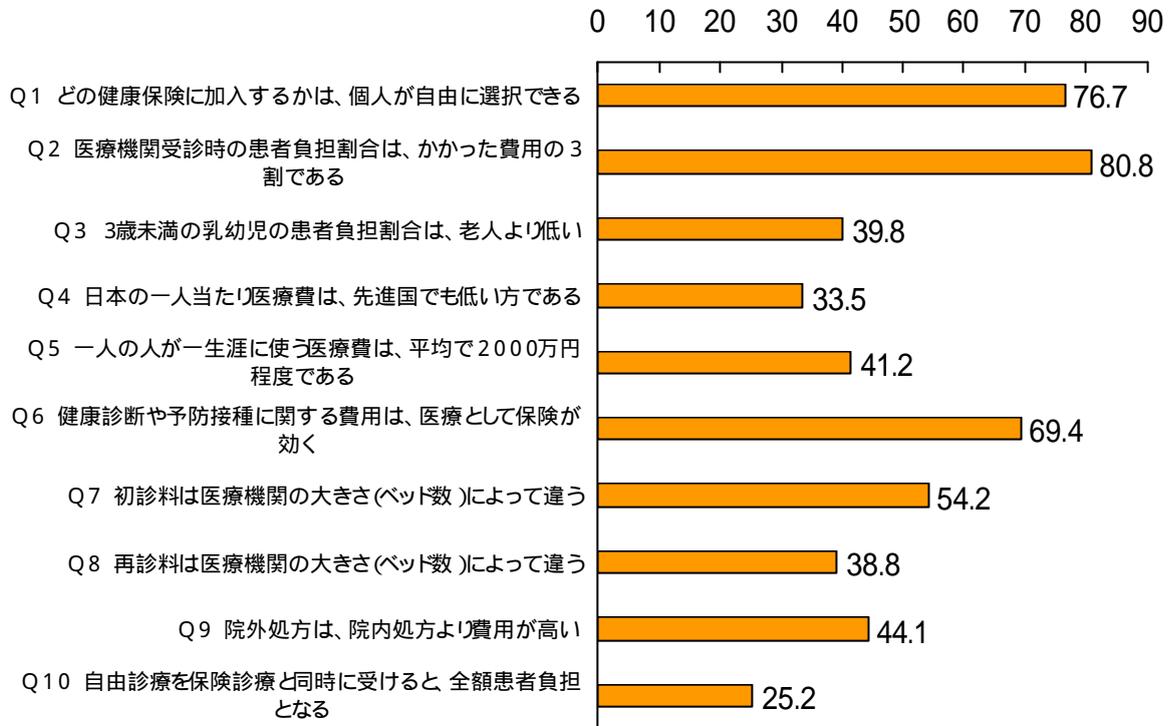
どのような改革をめざすにしろ、制度自体がわかりやすいこと、そしてその仕組みがサービスの受け手に正しく伝わることが肝要である。そこでまず、現行の制度等がどこまで理解されているのかを調べるため、基礎知識の正誤を問う質問を行なった(図表 3-1)。

その結果、「3歳未満の乳幼児の患者負担割合は、老人より低い」(正解×)「再診料は医療機関の大きさ(ベッド数)によって違う」(正解 )という設問でともに約6割が不正解となるなど、健康保険制度の理解度は、決して高くないことが明らかになった。

また、「日本の一人当たり医療費は、先進国でも低い方である」(正解 )という設問に対し不正解が約7割、「一人の人が一生涯に使う医療費は、平均で2000万円程度である」(正解 )という設問に対し不正解が約6割出るなど、健康保険制度の成果に対する理解度も低いことがわかった。

これらの調査結果より、政府のアピール不足と制度のわかりにくさという課題が浮き彫りになった。

図表3-1：健康保険制度に関する基礎知識についての正解率(%)



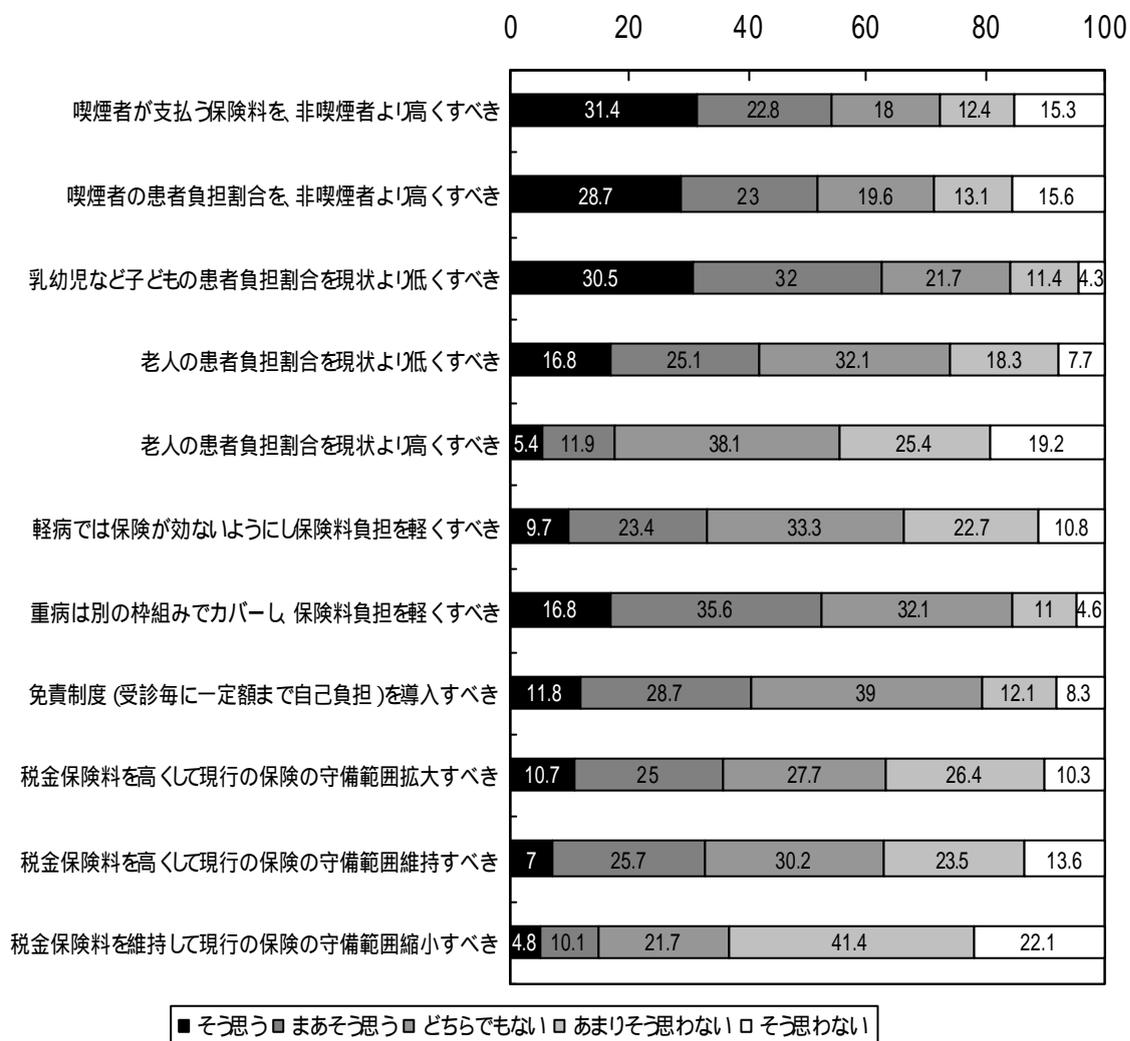
正答は以下の通り。

Q1 :× Q2 : Q3 :× Q4 : Q5 :  
 Q6 :× Q7 : Q8 : Q9 : Q10 :

### 公的医療保険制度改革のアイデアについての考え方

公的医療保険制度改革に関するいくつかのアイデアを提示し、その賛否について質問したところ、「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合は、「喫煙者が支払う保険料を、非喫煙者より高くすべき」(54.2%)、「乳幼児など子どもの患者負担割合を現状より低くすべき」(62.5%)の2つの設問で高く、状況に応じた負担のあり方に理解が得られることが明らかになった(図表3-2)。

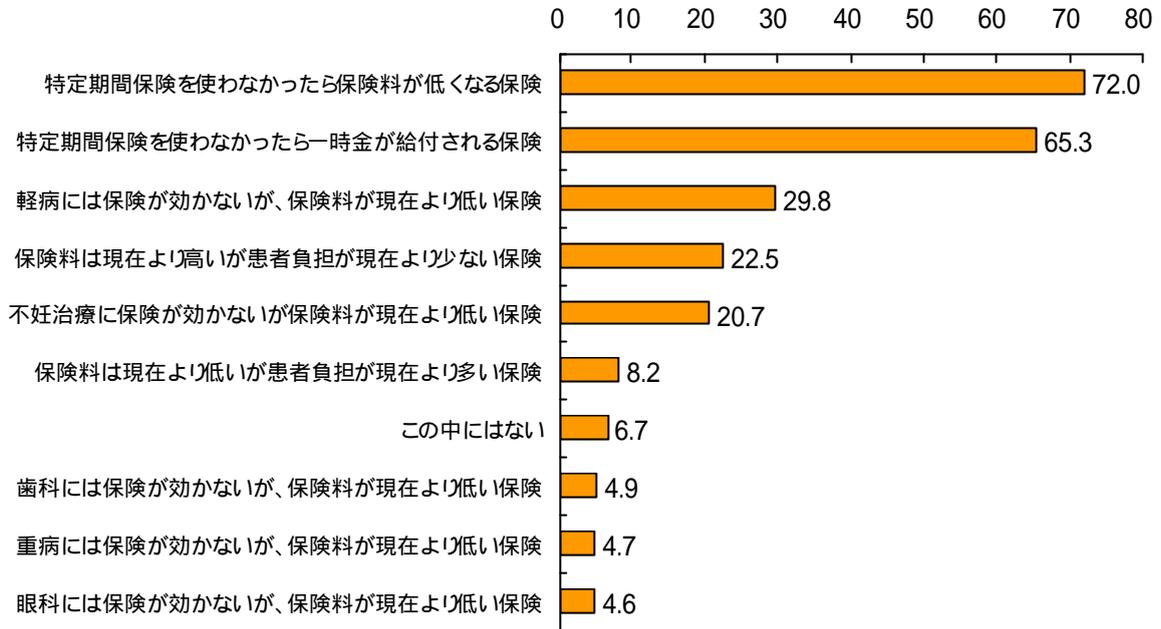
図表3-2：公的医療保険制度のアイデアについての考え方(%)



### どのような健康保険があったらよいか

どのような健康保険があったらよいかを質問したところ(複数回答可)、「特定期間保険を使わなかったら保険料が低くなる保険」(72.0%)、「特定期間保険を使わなかったら一時金が給付される保険」(65.3%)の2項目の選択率が圧倒的に高く、あらかじめ予想できる結果ではあったが、健康であれば保険料が低くなったり一時金が給付される仕組みを求める、ということを確認できた(図表3-3)。

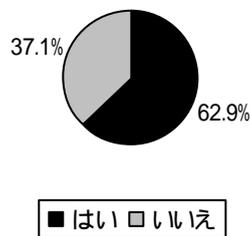
図表3-3：どのような保険があったらよいか(複数回答可)(%)



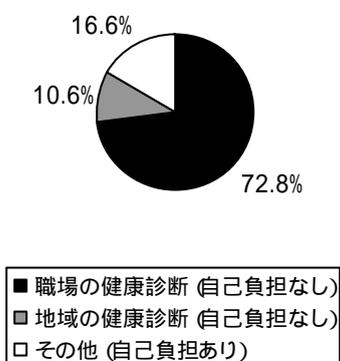
### 健康診断について

かりに国民への健康情報の提供サービスが可能となった場合、その情報源は基本的には健康診断の結果となる。そこで、健康診断受診の現状を確認するため質問を行なったところ、毎年健康診断を受診している人が全体の約6割にのぼり(図表3-4)、そのうち約7割が「診断結果をふまえて健康に気をつけている」と答えた(図表3-6)。

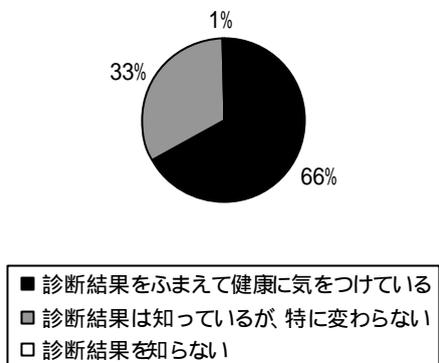
図表3-4：毎年定期的に健康診断を受診しているか



図表3-5：健康診断をどのようにして受けているか



図表3-6：受診後の行動



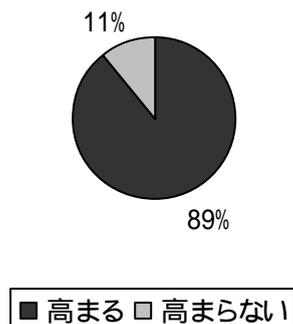
情報提供について

最後の設問では、情報提供自体にニーズがあるか、またニーズがあるとすればどのような情報を求めているのかについて、質問を行なった。

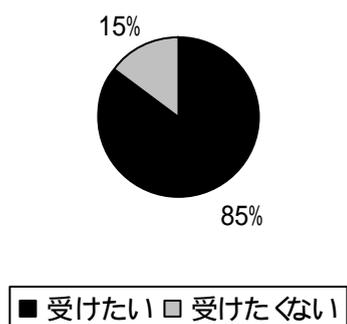
まず、「健康状態の将来予測や健康の維持・改善方法などの情報提供サービスで健康意識は高まるか」という設問に対し、「高まる」と答えた人が 89.3%と極めて高く（図表 3-7）また、「健康状態の将来予測や健康の維持・改善方法などの情報提供サービス」を希望すると答えた者も 85.2%と高かった（図表 3-8）これらの結果より、健康情報の効果に対する期待、ニーズともに高いということが確認できた。

更に、情報提供サービスを希望すると答えた者に、具体的な選択肢を提示し、どの情報を希望するかを選択してもらったところ（複数選択可）、「現状の生活を続けたら将来発病する確率の高い病」についての情報を求める人がもっとも多く、94.6%にのぼった（図表 3-9）。次いで、「現在の健康状態をよりよくする為の食事プラン」「現在の健康状態をよりよくする為の運動プラン」が双方とも 89.5%と高く、発病のリスクとその改善方法に関わる情報のニーズが特に高いことがわかった。

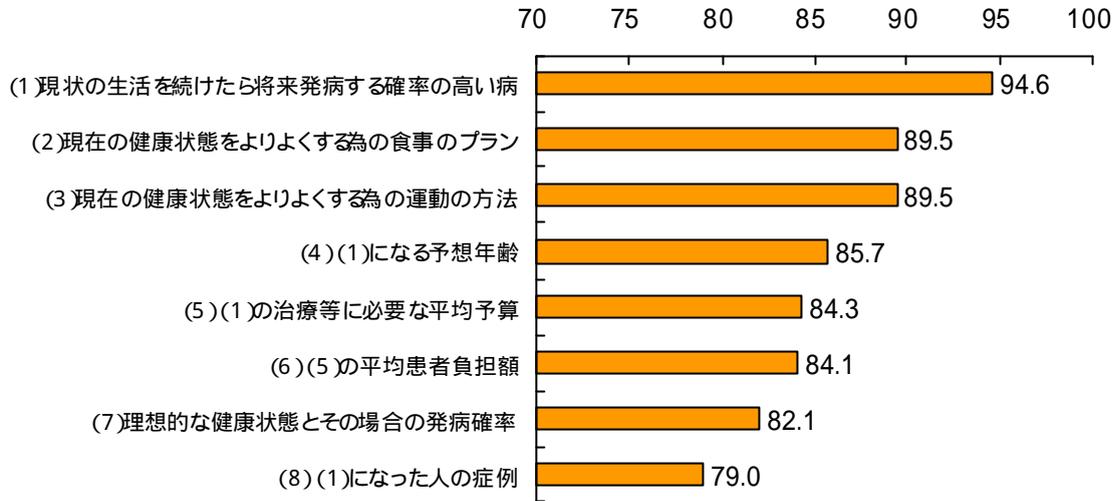
図表3-7：健康状態の将来予測や健康の維持・改善方法などの情報提供サービスで健康意識は高まるか



図表3-8：健康状態の将来予測や健康の維持・改善方法などの情報提供サービスの希望有無



図表3-9：どのような健康情報を希望するか (%)  
(情報提供サービスの希望者への質問)



## 2. ライフサイクル・モデル

本節では、公的年金の分析に使用するライフサイクル・モデルを提示し、シミュレーション方法と利用データについて記述する。

### ライフサイクル・モデルの概要

家計は生まれ年によって世代別に区別され、世代  $I$ 、時間  $t$ 、年齢  $s$  の関係は次のようになる<sup>9</sup>。

$$t = I + s \quad (2.1)$$

家計  $I$  のライフサイクル効用  $U$  は、 $s$  歳時の消費  $C$  をライフサイクルで集計した下記のCRRRA 型効用関数で表されるとする。

$$U_I = \frac{1}{1 - \frac{1}{g}} \sum_{s=Minage}^{Maxage} (1+d)^{-(s-Minage)} C_s^{1-\frac{1}{g}} \quad (2.2)$$

ここで、異時点間消費の代替の弾力性  $g$ 、時間選好率  $d$  であり、 $Minage$  は経済主体として活動する最初の年齢、 $Maxage$  は経済主体として活動を終える最後の年齢である。

家計の  $s$  歳時の予算制約は、次のように示される。

$$A_{s+1} = [1 + (1-t_s)r_t]A_s + W_s + B_s - T_s - P_s - Q_t C_s \quad (2.3)$$

<sup>9</sup> たとえば、2000 年 ( $t = 2000$ ) に 30 歳 ( $s = 30$ ) の世代は 1970 年生まれ世代 ( $I = 1970$ ) となる ( $2000 = 1970 + 30$ )。

ここで、ストックとしての貯蓄  $A$ 、老人等の少額貯蓄非課税制度（老人マル優制度）が考慮された後の利子所得税率  $t$ 、利子率  $r$ 、手当を含めた賃金収入  $W$ 、年金給付  $B$ 、所得税住民税負担  $T$ 、年金保険料  $P$ 、間接税込みの一般物価水準  $Q$  となっている。なお、税抜き消費価格  $q$ 、消費税と個別間接税の税率  $v$  とすれば、 $Q_t = (1+v_t)q_t$  の関係がある。

さらに、家計の行動に2つの制約を設ける。第一は、貯蓄の端点条件であり、家計が経済に参入する際（年齢は  $Minage$ ）と退出する際（年齢は  $Maxage+1$ ）の貯蓄はゼロとする。

$$A_{Minage} = A_{Maxage+1} = 0 \quad (2.4)$$

第二に、家計行動に対し、各年齢において貯蓄がゼロを下回らないという意味の流動性制約をかける。

$$A_s = 0 \quad (2.5)$$

この制約により、家計は将来の年金給付をあてにした過度な消費を行わない。わが国の過去の家計の収入と消費のデータを見る限り、収入を超えた消費を行うことは希であるから、このような流動性制約は自然な想定であると考えられる。

予算制約、貯蓄の端点条件、流動性制約のもとで、ライフサイクル効用関数を最大化するとき、下記の消費の変遷方程式を得ることができる。

$$C_{s+1} = \left[ \frac{1+(1-t_{s+1})r_{t+1}}{1+d} \right]^g \left[ \frac{f_s}{1+(1-t_s)r_t} \right]^g \left( \frac{Q_s}{Q_{s+1}} \right)^g C_s \quad (2.6)$$

ここで、流動性制約にかかるラグランジュ乗数  $f$  であり、ある年齢において家計が流動性制約にかかるときに、消費の変遷の傾きを変化させる調整項となる。

以上が本稿で考えるライフサイクル・モデルであるが、モデルに対して適切なデータとパラメータを与えることで、シミュレーションを実施することができる。

### シミュレーションの想定と現状分析

シミュレーション分析のためには、具体的なモデル家計と将来の公的年金や税制を想定しなければならない。

第一に、モデル家計は次のように設定した。まず、モデル家計は20歳から働き、年金受給開始年齢に退職し、80歳まで自分の意思で経済活動を行なうとする。つまり、 $Minage$  は20、 $Maxage$  は80とする。さらに、専業主婦世帯で夫と3歳年下の妻を想定する。効用関数のパラメータは、時間選好率  $d = 0.01$ 、異時点間消費の代替の弾力性  $g = 0.3$  とする<sup>10</sup>。

第二に、ライフサイクル・モデルにおいて想定している厚生年金制度については、現状分析として、2004年改正の制度を将来的に維持する。当然ながら、保険料固定方式やマクロ経済スライドの実施が前提となる。

<sup>10</sup> パラメータの選択にあたっては上村(2002)を参考とした。

第三に、税制については、現時点で改正の可能性が高いものについては考慮することにした。具体的には次の通りである。2006年以降の利子所得税については、老人等の少額貯蓄非課税制度（老人マル優制度）は廃止する。所得税住民税については、2006年に所得税住民税の定率減税を半減、2007年に定率減税を廃止する<sup>11</sup>。個別間接税については、2005年以降は2004年と同じ水準を維持する。消費税は2005年の水準の5%を維持する。

消費税については、引き上げが議論されているものの、現時点では、いつ、どの程度の引き上げがなされるかが確定していない。本稿は税制よりもむしろ公的年金に分析の主眼をおくため、消費税の引き上げについては考慮しないこととする。ただし、提言案には年金目的消費税の導入が含まれているから、年金目的消費税については提言案のスケジュールにしたがって考慮されることになる。

### 利用データおよびデータの加工方法

本節では、収入や消費などのデータの作成方法について述べる。

モデル家計のライフサイクルにわたる年金保険料負担、年金給付、税負担を計算するためには、適切な収入データが必要である。

民間給与所得者の収入データの作成については、厚生労働省(各年版)『賃金センサス』にある企業規模計、学歴計、男性労働者、年齢階級別の「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与」を用いる。これを1歳刻みになるように線形補完し、滑らかになるように5年移動平均を施し、世代別にまとめることで、年齢ごとの定期給与データおよび賞与データが作成できる<sup>12</sup>。なお、データ利用期間は1958年から2004年である。

ただし、データ上の制約から、ある年齢以前の収入データのない世代が存在する。世代ごとにシミュレーションを行うためには、過去および未来の収入データを与える必要がある。そのため、厚生労働省(2004)『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』にある過去の実際の名目賃金上昇率を利用することで過去の収入データを生成した。同じく、データの存在しない未来の収入についても、厚生労働省(2004)『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』にある将来の名目賃金上昇率の想定を用いることで、将来の世代ごとに年齢別の収入データを作成した。

また、1964年以前には賞与データが存在しない。そのため、1963年の年齢別の定期給与データと賞与データの比率を用いて、1964年以前の賞与データを作成した。

ライフサイクル・モデルにおいては、将来の消費は変遷方程式によって決定される。ただし、過去の消費については、適切と考えられるデータを用いることで推計する。また、税負担の計算については、世帯人員データも必要である。

世代ごとの年齢別の消費と世帯人員データについては、総務省(各年版)『家計調査』を

<sup>11</sup> 2008年以降には、所得税の税源移譲によって、住民税の制度が変わる可能性があるが、所得税と住民税の負担を世帯人員数によって調整し、総負担を改革前後で変えないという方針がでているため、ここでは2008年以降の所得税と住民税の変更の可能性については考慮しない。

<sup>12</sup> コーホート・データと呼ばれるデータである。詳しい作成方法は橋本(1998)を参照。

利用する。ただし、民間給与所得者の収入データと、『家計調査』の収入データは金額として必ずしも対応しない。そこで、『家計調査』から世代ごとの年齢別の可処分所得に対する消費の比率としての平均消費性向を求め、それを先に得られた収入データに適用することで、消費データを推計した。利用可能な『家計調査』の期間は 1953 年から 2004 年までである。

具体的には次の作業が世代ごとに年齢別に行われた。まず、『家計調査』勤労者世帯、年齢階級別の「勤め先収入」「世帯人員」「消費支出」を 1 歳刻みに線形補完して、それぞれのデータを作成する。「勤め先収入」と「世帯人員」に対して、各年の年金保険料率や所得税住民税制を適用することで、年金保険料負担と所得税住民税負担を得ることができる。これらを「勤め先収入」から差し引くことで可処分所得が得られる。「消費支出」を可処分所得で除算すれば、平均消費性向が求められる。

世代ごとに年齢別の平均消費性向が求められたら、それを先に得られた収入データに適用することで、職業別の過去の消費データを推計できる。データが存在しないために推計できない古い世代の年齢における平均消費性向については、推計できたもっとも近い世代の同じ年齢の平均消費性向を適用する処理を行なう。

過去と将来で世帯人員のデータが存在しない世代については、もっとも近い世代で同じ年齢となる世帯人員のデータと同じとした。また、専業主婦世帯の想定により、65 歳以上の世帯人員は 2 名であると考えている。以上の作業によって、世代ごとの消費データを推計することができた。

ライフサイクル・モデルの重要な変数として、物価水準と金利がある。これらがなければ、家計は将来の消費の水準を決めることができない。また、将来の物価上昇率がなければ、将来の年金給付を計算することができない。

物価水準については総務省『消費者物価指数年報』総合の消費者物価指数を利用し、2004 年の物価水準を 1 に基準化したデータを作成した。金利については日本銀行(各年版)『経済統計年報』「銀行預金金利」「定期預金(1年)」および『金融経済統計月報』(各月版)「定期預金の預入機関別平均金利(新規受け入れ)(全国銀行)」「預入金額 3 百万円以上 1 千万円未満」「6 ヶ月以上 1 年未満」を利用した。

将来の物価上昇率については、厚生労働省(2004)『厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果』にある想定を用いる。将来の賃金上昇率についても、同資料で使われた数値を与える。

家計が負担する主な租税に所得税住民税がある<sup>13</sup>。先の収入データと世代人員データを用いることで、所得税住民税を職業別、世代別、年齢別に推計できる。具体的な制度としては、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定扶養控除、社会保険料控除、公的年金控除、老人配偶者控除、老年者控除、定率減税、超過累進税率

<sup>13</sup> 所得税住民税制度の描写において、参考となった資料は、財務省総合政策研究所(各年版)、佐藤・宮島(1990)、大蔵省財政史室編(1977,1990)、藤田(1978)である。

構造を考慮している<sup>14</sup>。これにより、国税の所得税、地方税の都道府県民税所得割および市町村民税所得割を推計した。以上の所得税住民税制は 1950 年以降をモデル化している。

利子所得税についても、1950 年以降の利子所得税率が考慮される。利子所得税率は家計が直面する実質的な利子率を低め、消費の最適経路に影響を与える。老人等の少額貯蓄非課税制度（老人マル優制度）も考慮して、世代ごとで年齢別に家計が直面する利子所得税率を計算した。

家計の消費には、個別間接税と消費税を含む間接税が課税されている。家計は間接税込みで消費を行う。間接税率については、1950 年以降の家計の間接税負担を推計した上村（2006）の推計結果を利用し、1950 年から 2004 年までの間接税実効税率を与えた。本稿では、2005 年以降は 2004 年の間接税率が続くものとする。

過去および将来の世代別の収入データ、将来の賃金上昇率と物価上昇率が与えられれば、公的年金の負担と給付を計算することができる。

年金保険料については、2 分の 1 を家計負担とする。年金給付については、1954 年改正以降 2004 年改正までの老齢厚生年金制度を反映する。再評価率、標準報酬、定額単価、支給乗率、スライド率、従前額保証、配偶者の加給年金、振替加算、マクロ経済スライドについてモデル化した。なお、制度の描写において参考となった資料は、社会保険研究所（各年版）などである。

### 公的年金改革のシミュレーション分析

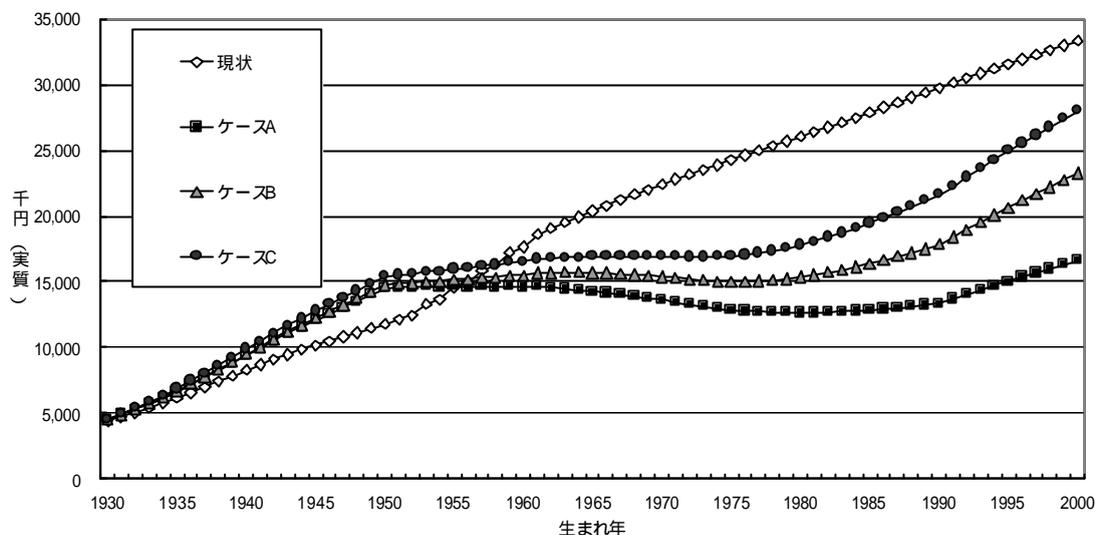
以上の設定のもとで、公的年金改革のシミュレーション分析を、ライフサイクル・モデルにしたがって行う。改革前の基準となるケースは、2004 年の公的年金改正を前提にした制度である。一方、改革後のケースとしては、提言案に示されている改革である。

改革前後のシミュレーション結果を、生まれ年に並べることで、改革の効果を世代間の視点で分析することができる。図表 3-10 には、世代別の年金負担の推移が示されている。ここでの年金負担は、2004 年の物価水準で実質化されている。すなわち、現行の制度においては、年金負担は増えるばかりであるが、提言案にしたがって改革を実施すれば、ほとんどの世代において約 1,500 万円の水準に年金負担を抑えることができる。

---

<sup>14</sup> 所得税住民税の計算において、「世帯人員」が夫婦 2 名を越える場合、1 名は特定扶養控除の対象とした。「世帯人員」が 3 名を越える場合は、扶養控除の対象とした。

図表 3-10：世代別の年金負担の推移



### 3. 所得分布モデル

低所得者層に対する生活保護制度の実証分析を実施するためには、当然ながら低所得者層の所得データが必要となる。しかしながら、日本の統計においては、低所得者層の所得データを得ることは非常に困難である。たとえば、総務省統計局の『家計調査』や『全国消費実態調査』は、ある所得層を超えるデータしか提供していない。一般的に個票データを研究者が扱うことも難しく、そのために低所得者層における社会保障政策や財政政策は、重要であるにもかかわらず、実証分析のメスが入りにくかった。

ここでは、個票データではなく、『全国消費実態調査』のように、ある程度集計された所得分布データを用いて、分布関数を推計する方法を提示する。所得分布の推計により、集計データでは手に入らない低所得者層の所得データを人為的に作り出すことが可能となる。推計された所得分布を利用すれば、生活保護の実証分析を行うことができる。

ひとまず、次節において、国立社会保障・人口問題研究所(2003)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』と『全国消費実態調査』から分布関数を推計する具体的な方法について述べる。その後に推計された所得分布データに対して所得税住民税と生活保護を適用する方法について示す。

#### 年齢別所得別世帯数の分布関数の推計

分析における基準年を2004年と設定する。国立社会保障・人口問題研究所(2003)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』には、2004年の年齢別世帯数が示されている。年齢区分は基本的に5歳刻みになっているから、線形補完をすることで1歳刻みの世帯数を得ることができる。

所得分布の推計には、平均所得データが必要である。2004年の総務省統計局『全国消費実態調査』「第41表 世帯主の年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」には、全世界帯の世帯主の年齢階級別の「年間収入」が示されている。最低は「200万円未満」、最高は「1500万円以上」の10区分であり、これを平均所得データとして採用する。こちらとも5歳刻みの年齢階級別データであるため、先と同じように1歳刻みになるように線形補完を施した。なお、77歳以降は同じ所得だと想定する。

以上の作業により、1歳刻みの年齢階級（22歳～87歳）の世帯数と平均所得が得られることになる。ここでの目的は、ある程度集計された所得分布データに対して分布関数を適用することで、「200万円未満」の低所得者層を含めた所得分布の全体像を推計することである。そのためには、分布関数を特定化する必要がある。ここでは世帯数分布について連続型の対数正規分布を仮定し、以下のように分布関数を定式化する<sup>15</sup>。

$$f(x) = \frac{1}{x s \sqrt{2p}} \exp \left[ -\frac{1}{2s^2} \left( \ln x + \frac{s^2}{2} \right)^2 \right] \quad (0 < x < \infty) \quad (3.1)$$

ここで  $x$  は所得階級を表現する指数のウェイト、 $s^2$  は対数化された分布における分散、 $p$  は円周率である。ウェイト  $x$  の分布によって所得階級に差が生まれる。また、ここでの所得分布  $x$  は平均 1、分散  $\exp(s^2) - 1$  で特徴づけられる。すなわち、推計対象の分布データと平均所得データが与えられたとき、未知の変数は分散パラメータ  $s^2$  のみとなる。

所得階級  $x$  は連続型で表現されているが、数値計算上は離散型で計算せざるを得ない。添字  $i$  で所得階級  $x$  を区別するとすれば、それぞれの所得階級の幅を  $x_{i+1} - x_i = 0.01$  の区間を与え、 $x_1 = 0.01$  から  $x_{500} = 5.00$  ( $1 \leq i \leq 500$ ) まで計算する。このとき、所得階級別に 500 タイプの家計が存在することになり、対数正規分布における累積密度  $\int f(x) dx$  はほぼ 1 となる。

以上のように、特定の分散パラメータ  $s^2$  と平均所得が与えられたとき、分布関数  $f(x)$ 、密度関数  $xf(x)$ 、累積密度  $\int f(x) dx$  が確定する。具体的に分散パラメータ  $s^2$  を推計する作業を下記に示そう。

- ステップ 1) 分散パラメータ  $s^2$  に初期値を与えたときの分布関数と密度関数を計算する。
- ステップ 2) 所得階級  $x$  に年齢階級別平均所得を乗じることで、分布関数における 500 タイプの所得データを得る。
- ステップ 3) 密度関数に年齢階級別の世帯数の総数を乗じることで、分布関数における 500 タイプの家計の世帯数を得る。
- ステップ 4) 分布関数における所得分布を『全国消費実態調査』にある所得区分に集計し

<sup>15</sup> 対数正規分布の性質については、たとえば青木(1979)を参照。

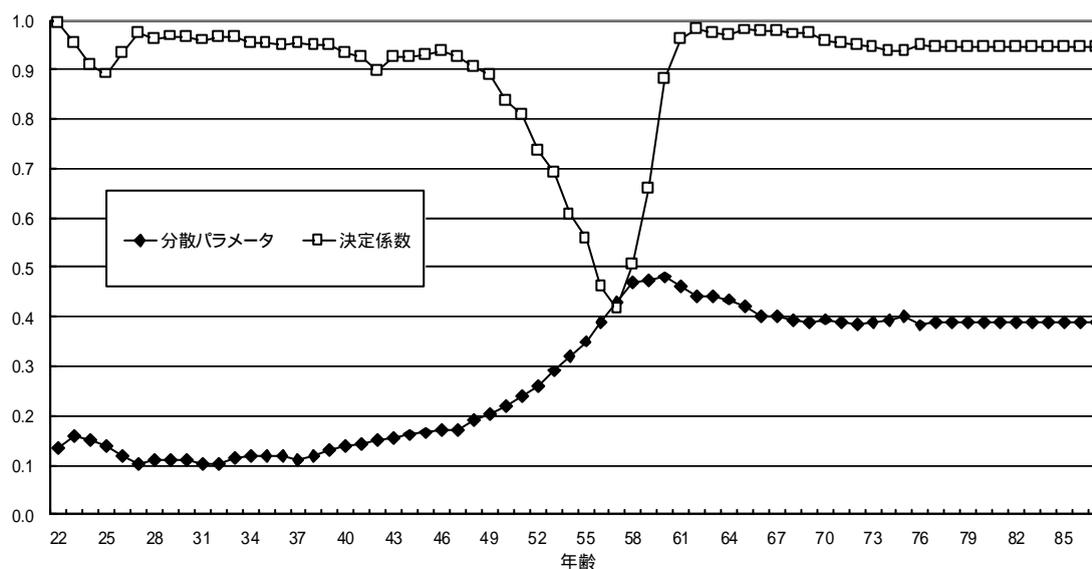
直し、その場合の所得階級別の世帯数を計算する。

ステップ5) 『全国消費実態調査』から得られている年齢階級別所得階級別の世帯数の分布と、ステップ4で得られた世帯数の分布を比較して、所得階級別の差の自乗和を計算する。また、両者から決定係数も計算する。

ステップ6) 自乗和が十分に大きいならば、分散パラメータ $s^2$ を変更することで再びステップ1へ戻る。もし、自乗和が最小になるならば、そのときの分散パラメータ $s^2$ を採用する。

以上の手続きを経れば、年齢階級別の分布関数の分散パラメータ $s^2$ を得ることができる。また、その分散パラメータがどの程度の説明力をもっているかについて決定係数を計算した。図表3-11は、2004年のデータによって推計された分散パラメータ $s^2$ と決定係数を示している。

図表3-11：所得分布の分散パラメータと決定係数



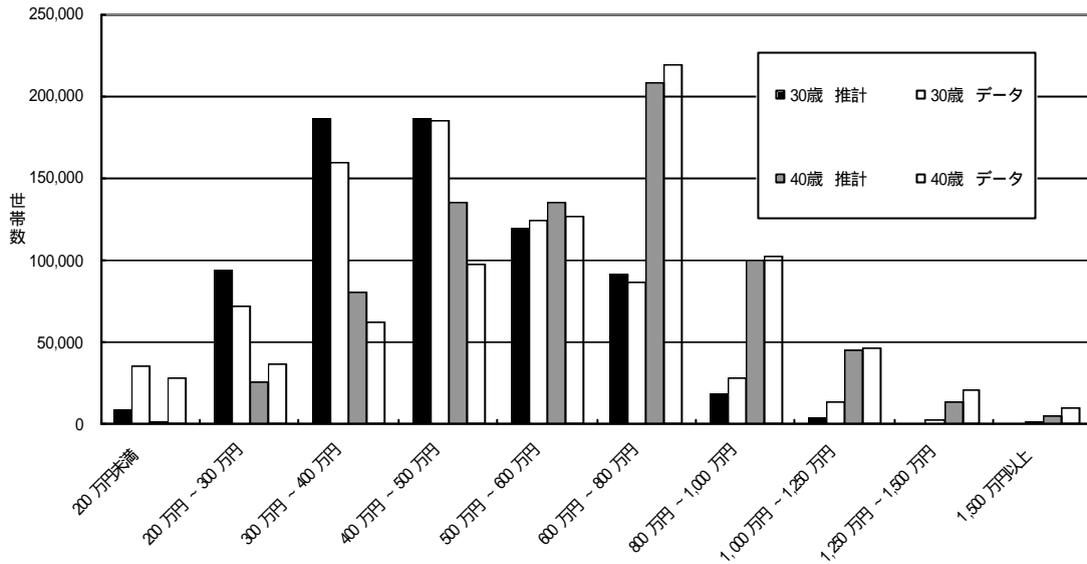
分散パラメータ $s^2$ は、年齢を重ねるにつれて高くなる傾向にある。高齢者になればなるほど、所得分布が不平等化する様子が理解できる。このことは、高齢化が進めば社会の不平等度が高くなることを示している。なお、決定係数が、50歳代で悪化しているのは、50歳代の所得分布データに2つの山が存在するためである。この点を修正することは難しく、また、他の年齢については説明力が高いと判断されるので、ここでは推計された分散パラメータ $s^2$ を採用することにする。

さて、以上によって得られた分布関数による理論値と実際の世帯数の分布を比較して、どれほど当てはまりがよいか、グラフで検討しているのが図表3-12、図表3-13、図表3-14である。ざっとみたところ、おおむね理論値は実際の世帯数の分布を再現することができ

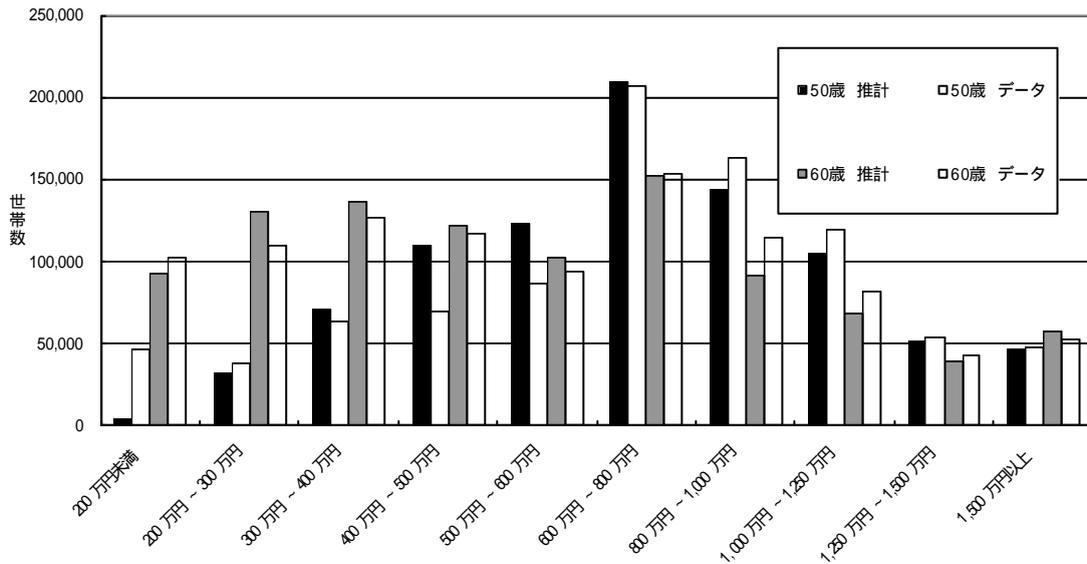
ていると考えることができる。

続いて、推計された分布関数を用いて、理論値の世帯数の分布を作成したのが、図表 3-15 と図表 3-16 である。分布関数を推計することによって、低所得者層を含めた年齢別の世帯数の分布を生成することができるのである。

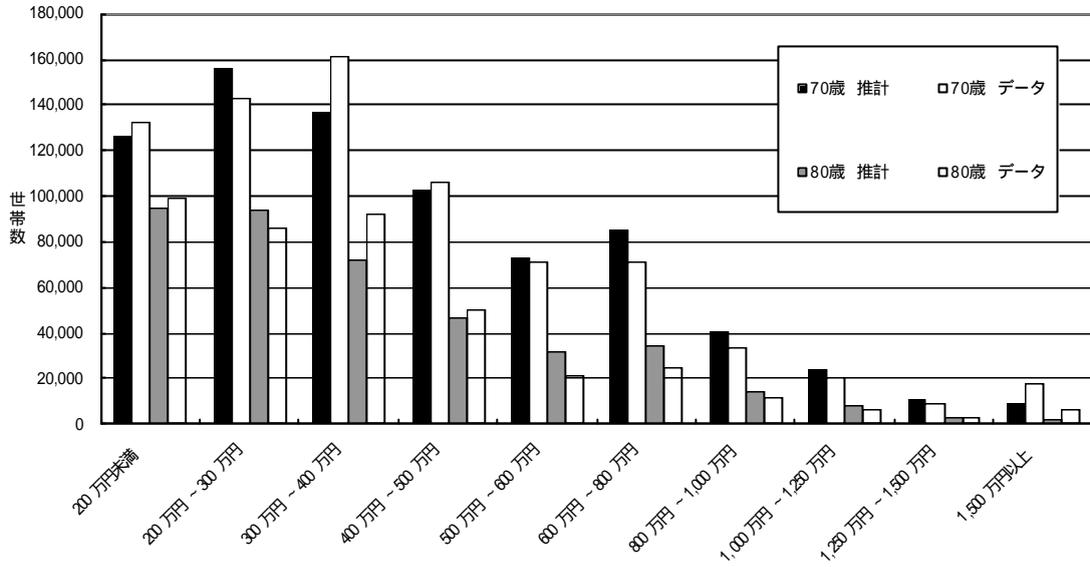
図表 3-12：30歳と40歳の所得分布の推計結果とデータ



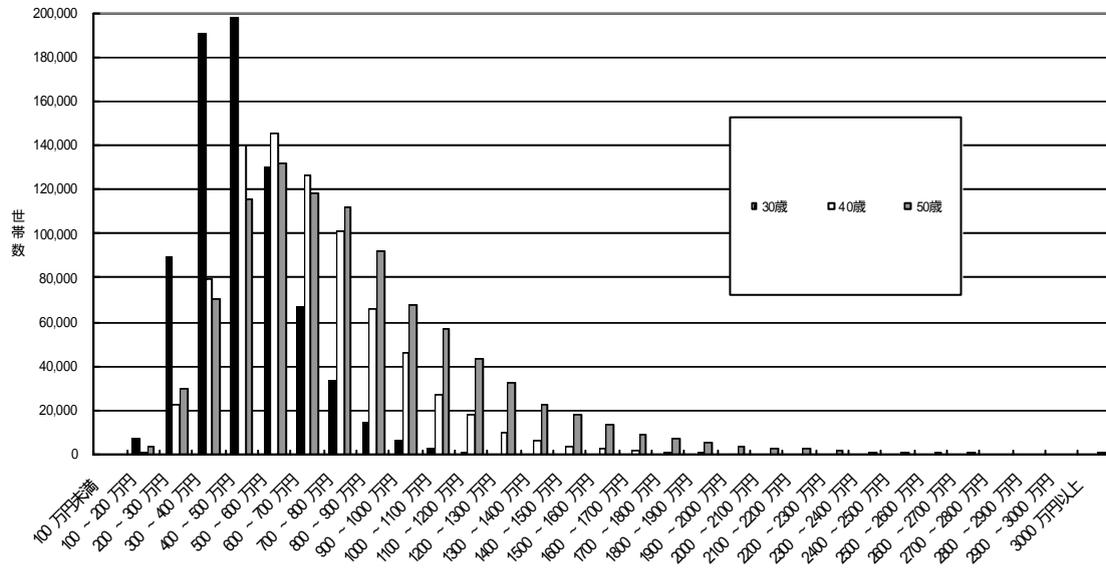
図表 3-13：50歳と60歳の所得分布の推計結果とデータ



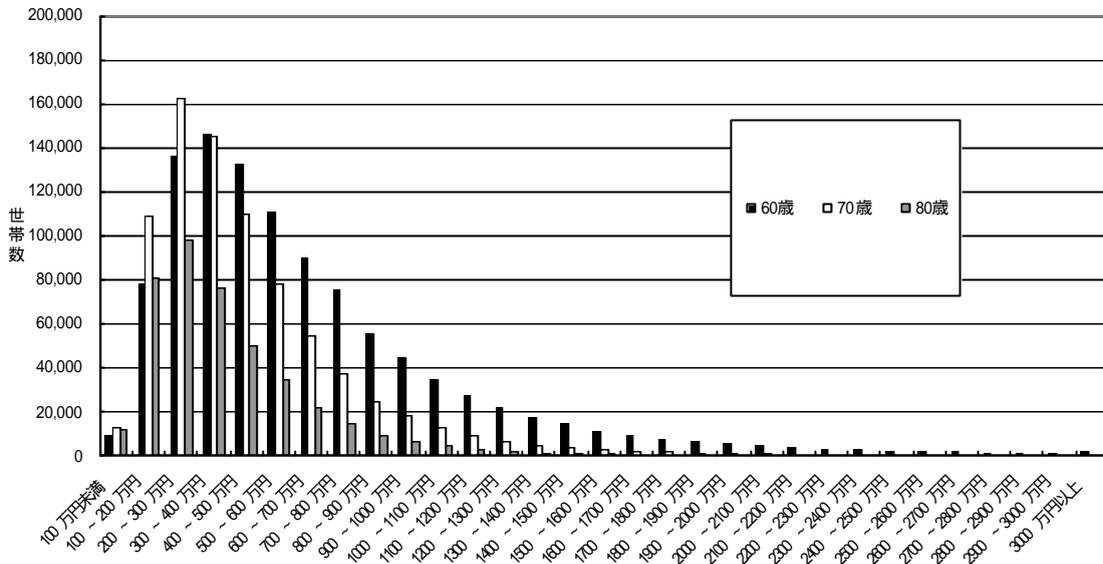
図表 3-14 : 70 歳と 80 歳の所得分布の推計結果とデータ



図表 3-15 : 30 歳 40 歳 50 歳の所得分布



図表 3-16 : 60 歳 -70 歳 -80 歳の所得分布



### 世帯属性の想定

以上のようにして推計された年齢別の所得分布データが、日本の世帯数の分布を近似していると考え、2004年の生活保護制度と所得税住民税制を世帯ごとに計測する。しかしながらその前に、世帯ごとの属性について想定することが必要となる。なぜなら、単身世帯か家族世帯か、子ども数何人か、共稼ぎか片稼ぎか、といった属性の違いによって、生活保護支給額と所得税住民税負担が変化するためである。

とはいえ、推計された所得分布データの個々の世帯について、正確な世帯属性を与えることは、ほとんど無理である。そのため、ある年齢の世帯については、一定の割合である属性をもった世帯が存在する考えよう。これを世帯属性マトリクスという行列パラメータに集約することにする。

まず、2004年の総務省『全国消費実態調査』「第2表 世帯属性、都道府県別世帯」(全世帯)より、2人以上の世帯の5歳刻みの年齢別の世帯数分布を得る。この世帯数分布からは、2人、3人、4人、5人、6人以上の世帯数についても判明する。なお、3人世帯と4人世帯については、1人だけの有業者がいる世帯数についても内訳が示されている。ここでは、有業者が1名の世帯は片稼ぎ世帯と想定することにする。

ただし、5人世帯と6人以上世帯については内訳が示されていない。そこで、3人世帯と4人世帯から、有業者が1人いる世帯の比率を年齢別に算出し、他の5人世帯と6人以上の世帯数に乗じることで、5人世帯と6人世帯において有業者が1人いる世帯数とした。有業者が1名でない世帯については、すべて有業者が2人の共稼ぎ世帯と想定する。以上の作業により、5歳刻みの年齢別で、2人から6人以上の世帯別に、片稼ぎと共稼ぎの世帯数の分布が得られることになる。次にこの分布データを1歳刻みになるように線形補完

する。

ただ、このデータは2人以上世帯に限定されているから、単身世帯が含まれていない。そのため、国立社会保障・人口問題研究所(2003)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』にある「一般世帯」「単独」「総数」の5歳刻みの年齢別世帯数を1歳刻みに線形補完し、年齢別の「一般世帯」「総数」との比率をとることで、単身世帯比率を年齢別に計算しておく。

また、同じく国立社会保障・人口問題研究所(2003)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』には、「ひとり親と子」の世帯数も年齢別に示されている。ここでは、「ひとり親と子」の世帯を母子(父子)世帯と想定する。そこで、「核家族」の世帯数との比率をとることで、母子世帯比率を1歳刻みの年齢別に計算しておく。

以上の単身世帯比率と母子世帯比率を、先ほどの2人以上世帯の家族属性を示す世帯数分布に導入すれば、家族属性マトリクスを推計できる。家族属性マトリクスは、行が1歳刻みの年齢であり、列が家族属性を示している。考慮されている家族属性は、単身世帯と家族世帯と母子世帯、片稼ぎと共稼ぎ、子どもが1人から5人であり、すべての世帯はいずれかの属性を与えられることになる。

共稼ぎ世帯の配偶者の収入については、世帯主の収入と配偶者の収入に一定の関係があると想定し、下記のように処理を行った。2004年の総務省『全国消費実態調査』第1表 年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出にある「世帯主の勤め先収入」と「世帯主の配偶者の勤め先収入」の比率を、年間収入階級別に一定だと考えた。そのため、共稼ぎ世帯については、世帯主とその配偶者に収入が配分されることになる。

最後に、夫婦のいる世帯については、夫婦の年齢差は3歳と想定し、最初の子どもは世帯主が30歳になったときに誕生すると想定する。2人以降の子どもについては、3歳ごとの年齢差があるとする。

以上によって、年齢階級56(22歳~87歳)×所得階級500×世帯属性8=224,000タイプの世帯を想定し、所得分布モデルによって生成される世帯は、いずれかのタイプに所属することになる。

### 生活保護制度と所得税住民税制の適用

前節までで推計された、年齢別の所得分布のデータセットならびに世帯属性マトリクスなどをもとにすれば、2004年の制度にもとづく所得税住民税負担額と生活保護支給額を世帯ごとに計測できる。

第一に、所得税住民税負担額については、データセットにある各世帯の所得データを給与収入とみなし、下記の手順にしたがって計算される。

ステップ1) 給与所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除

ステップ2) 課税所得金額 = 給与所得金額 - 所得控除

ステップ3) 所得税住民税額 = 課税所得 × 税率 - 定率減税

ここで、税制上の所得控除については、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除、老人扶養控除、社会保険料控除について考慮している。なお、社会保険料については財務省方式によって計算した。以上の所得控除、税率表や定率減税の詳細については、後述される「関連する制度の概要」にまとめられている。

続いて、各世帯の所得税住民税負担額を集計し、それぞれの総額を計算する。これらはモデル上の税収であって、現実の税収とは区別しなければならない。そこで、モデル上の税収と現実の所得税収と住民税収の比率（変換パラメータ）を求める。後のシミュレーションにおいては、これらの変換パラメータは固定される。

所得税収変換パラメータ  $a$  = 現実の所得税収 / モデル上の所得税収

住民税収変換パラメータ  $b$  = 現実の住民税収 / モデル上の住民税収

第二に、生活保護制度についても、同様に各世帯の所得や家族属性を所与として、下記の手順で生活保護支給額を計算する。

ステップ1) 収入認定額 = 収入額 - 各種控除額

ステップ2) 最低生活費 = 生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助 + 医療扶助

ステップ3) 生活保護支給額 = 最低生活費 - 収入認定額

なお、生活保護世帯は2級地 - 1に住んでいると想定する。ただし、介護扶助と各種加算額については考慮できなかった。生活保護制度の概要については、後述する「関連する制度の概要」にまとめられている。なお、生活保護については申請主義が採用されているため、所得が低くても申請がなければ支給されない。そこで、下記のような生活保護申請関数を想定する。

if  $N(0,1) \geq f$  then 生活保護を申請しない

if  $N(0,1) \leq f$  then 生活保護を申請する

ここで  $N(0,1)$  は0から1までの一様乱数であり、 $f$  は生活保護申請パラメータ ( $0 \leq f \leq 1$ ) である。すなわち、乱数が生活保護申請パラメータ  $f$  を超える場合に生活保護を申請せず、その逆の場合は生活保護を申請すると考える。生活保護申請パラメータ  $f$  については、モデル上の保護率が現実の保護率 (2004年は11.1% : 1,000人単位) に合うように計算する。なお、保護率は世帯単位ではなく人単位であることを考慮する。

さらに、所得税住民税と同様に、モデル上の生活保護支給額の総額と、現実の生活保護

支給額の比率（変換パラメータ）を求める。後のシミュレーションにおいては、この変換パラメータは固定される。

生活保護変換パラメータ  $g$  = 現実の生活保護支給額 / モデル上の生活保護支給額

### 生活保護制度と所得税住民税制のシミュレーション分析

前節で得られた各種のパラメータを一定としたときに、所得税住民税制度もしくは生活保護制度の変更がなされたとき、税収や生活保護支給額がどのように変化するかをシミュレーション分析によって明らかにしよう。

基準ケースは 2004 年である。それに対し、提言案にある改革を盛り込んだ所得税住民税制と生活保護制度を所得分布モデルに実施する。改革の具体案は、所得税住民税の年金保険料控除の廃止、さらには「選択型チャレンジ支援税」の導入である。

年金保険料控除の廃止により、所得税住民税の負担は増える。ただし、他の提言案によって年金保険料を廃止しているため、家計としてはネットで増税ではない。年金保険料控除の廃止にともなって、国の所得税が 0.9118 兆円、住民税が 0.5856 兆円、すなわち合計 1.4974 兆円の税収増が見込まれる。

この税収増は、「選択型チャレンジ支援税」の導入費用に利用できる。「選択型チャレンジ支援税」の設計は、どこまで最低生活費（切片）を保証するか、どの程度の限界税率（傾き）を設定するか、この 2 点に集約される。最低生活費を大きく保証すれば、それだけ導入コストが増える。また、限界税率を低めても、導入に必要なコストは増えてゆく。

家計にとってみれば、最低生活費の保証は大きいほど望ましい。また、限界税率は低い方が労働供給のインセンティブが高まるので望ましい。しかしながら、双方とも「選択型チャレンジ支援税」の導入コストを増やしてしまう。

図表 3-17 は「選択型チャレンジ支援税」の選択肢と導入に必要な財政支出である。提言案にあるように、プラン A、B、C の 3 つが掲げられている。プラン A は最低生活費を 100% 保障するものの、限界税率は 70% と高めである。プラン C は限界税率 50% と低くなるものの、最低生活費は 80% しか保障しない。プラン B はこれらの中間である。

たとえば、現在の最低生活費を維持したい家計はプラン A を選択すればよい。また、より働くことで、自らの収入を増やしたいと考える家計は、プラン B や C を選ぶであろう。もちろん、プラン A であっても、限界税率 70% であるから、現行の生活保護制度のように、ほぼ 100% の限界税率が適用されているわけではない。

図表 3-17 にあるように、いずれの選択肢においても、必要財政支出はマイナスであり、導入に際して追加的な財源を確保する必要はない。したがって、このような「選択型チャレンジ支援税」は実行可能だといえる。

図表 3-17： 選択肢の提示と必要な財政支出

プラン	内容	必要財政支出
プラン A	最低生活費 100% 限界税率 70%	- 0.4293 兆円
プラン B	最低生活費 90% 限界税率 60%	- 0.3437 兆円
プラン C	最低生活費 80% 限界税率 50%	- 0.1558 兆円

## 4. 関連する現行制度の概要

### 所得税住民税制の概要

シミュレーション分析においては、2004 年を基準年としているため、下記の制度は 2004 年制度である（図表 3-18）。ただし、2006 年制度との変更点も示している。

図表 3-18： 2004 年の所得税制度

給与所得控除	~ 180 万円 40% ~ 360 万円 30% ~ 660 万円 20% ~ 1,000 万円 10% 1,000 万円超 5% 最低控除額 65 万円	国税の税率 ~ 330 万円 10% ~ 900 万円 20% ~ 1,800 万円 30% ~ 3,000 万円 40% 3,000 万円超 50%
主な所得控除 基礎控除 配偶者控除 扶養控除 特定扶養控除 老人扶養控除 社会保険料控除	( ) は個人住民税 38 万円 (33 万円) 38 万円 (33 万円) 38 万円 (33 万円) 63 万円 (43 万円) 48 万円 (38 万円) 全額 (全額)	道府県 ~ 700 万円 2% 700 万円超 3% 市町村 ~ 200 万円 3% ~ 700 万円 8% 700 万円超 10%
定率減税	国税：所得税額の 20% を税額から控除 (上限 25 万円) 住民税：住民税額の 15% を税額から控除 (上 限 4 万円)	備考 ・定率減税は 2005 年に半減、2006 年 に全廃された。

資料：財務省『財政金融統計月報 租税特集』より作成

## 生活保護制度の概要

シミュレーション分析においては、2004 年を基準年としているため、下記には、2004 年制度を示している。2004 年制度と 2006 年制度には、生活扶助基準で若干の違いがある。

- ・最低生活費 = 生活扶助（生活費）+ 住宅扶助（家賃・地代）+ 教育扶助+ 介護扶助+ 医療扶助
- ・収入認定額 = 収入額 - 各種控除額
- ・生活保護支給額 = 最低生活費 - 収入認定額

最低生活費は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地により異なる。

### ・2004 年制度

#### 生活扶助基準（第 1 類費）

年齢	基準額（単位：円）
0 歳～2 歳	16,200～20,900
3 歳～5 歳	20,420～26,350
6 歳～11 歳	26,400～34,070
12 歳～19 歳	32,610～42,080
20 歳～40 歳	31,210～40,270
41 歳～59 歳	29,590～38,180
60 歳～69 歳	27,980～36,100
70 歳～	25,510～32,340

#### 生活扶助基準（第 2 類費）

人員	基準額（単位：円）
1 人	33,660～43,430
2 人	37,250～48,070
3 人	41,300～53,290
4 人	42,750～55,160
5 人以上 1 人増すごとに加算する額	360～440

住宅扶助基準額 13,000 円～8,000 円

教育扶助基準額 2,150 円～4,180 円

介護扶助基準額 住宅介護等にかかった介護費の平均月額

医療扶助基準額 診療等にかかった医療費の平均月額



## 参考文献

- 青木昌彦(1979)『分配理論』筑摩書房
- 上村敏之(2002)「社会保障のライフサイクル一般均衡分析：モデル・手法・展望」『経済論集(東洋大学)』第28巻第1号
- 上村敏之(2006)「家計の間接税負担と消費税の今後：物品税時代から消費税時代の実効税率の推移」『会計検査研究』第33号
- 上村敏之(2006)「公的年金改革」上村・田中編著『「小泉改革」とは何だったのか：政策イノベーションの次なる指針』第5章、日本評論社
- 臼杵政治(2005)「海外における被保険者への情報提供の状況」『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業) pp.129-150
- 臼杵政治・中嶋邦夫・北村智紀(2005)「保険料と受給額を知らせる通知のタイプ別の効果 実験による検証」『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業) pp.77-105
- 大蔵省財政史室編(1977)『昭和財政史：終戦から講和まで：第8巻 租税(2) 税務行政』東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室編(1990)『昭和財政史：昭和27～48年度：第6巻 租税』東洋経済新報社
- 小川浩(2000)「貧困世帯の現状 - 日英比較 - 」『経済研究(一橋大学)』第51巻第3号
- 木村真・吉田素教・橋本恭之(2004)「三位一体改革のシミュレーション分析」『会計検査研究』第30号
- 駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』第46巻第3号
- 駒村康平・永井政治・中嶋邦夫(2005)「年金改革の決定過程：近視眼的な政治による持続可能性の喪失」城戸・駒村編著『社会保障の新たな制度設計』第6章、慶應義塾大学出版会
- 厚生労働省(2004)『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』
- 齊藤慎(1989)『政府行動の経済分析』第7章「地方の歳入構造」創文社
- 財務省総合政策研究所(各年版)『財政金融統計月報：租税特集』
- 佐藤進・宮島洋(1990)『戦後税制史(第二増補版)』税務経理協会
- 社会保険研究所(各年版)『社会保険のてびき』
- 社会保険研究所(各年版)『年金のてびき』
- 社会保障審議会年金数理部会(2003、2004)『公的年金財政状況報告：平成13、14年度』
- 社会保障審議会年金数理部会(2006)『平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証』
- 全国社会福祉協議会(2006)『生活保護手帳』全国社会福祉協議会
- 高山憲之(1980)『不平等の経済分析』第5章「最低所得の保障(その1)：現行制度の基本的問

- 題点」第6章「最低所得の保障(その2):負の所得税の検討」東洋経済新報社
- 玉田桂子・大竹文雄(2004)「生活保護制度は就労意欲を阻害しているのか:アメリカの公的扶助制度との比較」『日本経済研究』第50巻
- 中嶋邦夫(2005)「政府と加入者のコミュニケーションのあり方」『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業) pp.107-128
- 中嶋邦夫・上村敏之(2006)「1973年から2004年までの年金改革が家計の消費貯蓄計画に与えた影響」『生活経済学研究』第24巻
- 中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀(2005)「国民年金1号被保険者の加入・納付行動と効果的な情報提供のあり方」『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業) pp.55-75
- 中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀(2006a)「50代の生活設計に役立つ通知のあり方」『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成17年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業) pp.11-25
- 中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀(2006b)「厚生年金制度に関する通知による30代40代の態度変化」『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成17年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業) pp.27-43
- 中嶋邦夫・駒村康平・永井政治(2005)「厚生年金改革の数理:パラメーター設定の視点から」城戸・駒村編著、『社会保障の新たな制度設計』第7章、慶應義塾大学出版会
- 橋本恭之(1998)『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部
- 橋本恭之・林宏昭・跡田直澄(1991)「人口高齢化と税・年金制度:コーホート・データによる制度改革の影響分析」『経済研究』第42巻第4号
- 橋本恭之・山口耕嗣(2005)「公的年金改革のシミュレーション分析:世帯類型別の影響」『経済論集(関西大学)』第55巻第2号
- 藤田武夫(1978)『現代日本地方財政史』日本評論社
- 前川聡子(2004)「社会保障改革による世代別受益と負担の変化」、『フィナンシャル・レビュー』第72号
- 村上雅子(1984)『社会保障の経済学』第3章「貧困と公的扶助」東洋経済新報社

## PHP社会保障問題研究会・メンバー略歴

< 座長 >

**斎藤精一郎（さいとう・せいいちろう） 千葉商科大学大学院 教授**

東京大学経済学部卒業。日本銀行、立教大学教授を経て現職。N T Tデータ経営研究所取締役所長、ネットマークス社外取締役。著書に『大転換』（2006）、『新成長経済の構想』（2004）、『日本経済完全復活の真実』（2004）、『ゼミナール現代金融入門』（2003）など多数。

**黒川和美（くろかわ・かずよし） 法政大学経済学部 教授**

横浜国立大学経済学部卒業。慶應義塾大学経済学研究科博士課程修了。公共選択学会前会長、日本計画行政学会会長、経済政策学会常任理事。著書に『地域金融と地域づくり』（共著：2006）、『理解しやすい現代社会』（2003）、『黒川和美の地域激論』（2002）など多数。

**上村敏之（うえむら・としゆき） 東洋大学経済学部 助教授**

関西学院大学経済学部卒業。同大学大学院経済学研究科博士課程後期課程単位取得。博士（経済学）。著書に『「小泉改革」とは何だったのか』（共編著：2006）、『はじめて学ぶ国と地方の財政学』（2005）、『財政負担の経済分析』（2001）など。

**佐藤雅代（さとう・まさよ） 北海道大学公共政策大学院 特任助教授**

大阪市立大学経済学部卒業。筑波大学修士（経済学）。大阪大学博士（国際公共政策）。名古屋市立大学経済学部附属経済研究所、国立社会保障・人口問題研究所等を経て現職。著書に『健康経済学』（共著：2003）、『企業税制改革』（共著：2000）など。

**中嶋邦夫（なかしま・くにお） ニッセイ基礎研究所 副主任研究員**

東京大学経済学部卒業。東洋大学大学院経済学研究科博士前期課程修了。修士（経済学）。社会保障総合情報を担当。

**齊藤由里恵（さいとう・ゆりえ） 東洋大学大学院経済学研究科 博士課程**

東洋大学経済学部卒業。同大学大学院経済学研究科博士課程後期課程在籍。修士（経済学）。

< 事務局長 >

**永久寿夫（ながひさ・としお） P H P総合研究所 取締役・第二研究本部長**

慶應義塾大学法学部政治学科卒業。スタンフォード大学ロシア東欧学修士(A.M.)。カリフォルニア大学(UCLA)政治学博士(Ph.D.)。著書に『二十一世紀日本国憲法私案』（共著：2004）、『スラスラ読める日本政治原論』（2003）、『ゲーム理論の政治経済学』（1995）など。

## 国民が選択できる自立型社会保障制度の確立

2007年1月16日発行

株式会社PHP総合研究所

PHP 社会保障問題研究会

提言責任者 江口克彦

〒102-8331 東京都千代田区三番町3-10

事務局担当 土井系祐、坂田美子、茂原純

Tel :03-3239-6222

Fax :03-3239-6273

ホームページ <http://research.php.co.jp>

E-mail [think2@php.co.jp](mailto:think2@php.co.jp)

---

cPHP Research Institute, Inc.

All rights reserved

Printed in Japan

無断転載はご遠慮ください